

森林法に基づく

林地開発許可申請の手引き

令和7年11月

宮城県環境生活部自然保護課

目 次

I	林地開発許可制度の概要	P1
1	林地開発許可制度の導入	
2	林地開発許可制度	
(1)	許可が必要な区域	
(2)	許可対象となる行為と規模（開発行為）	
(3)	許可の対象とならない開発行為	
(4)	林地開発許可の法定要件（許可基準）	
(5)	開発行為の中止・復旧等	
II	林地開発許可の申請	P13
1	申請前の留意事項	
2	審査の内容	
3	申請の手続	
(1)	事前相談	
(2)	申請	
(3)	申請書に添付しなければならない図書	
(4)	標準処理期間	
(5)	林地開発許可申請書等の作成に当たっての留意事項	
(6)	用語の意味	
III	林地開発許可の基準	P29
1	洪水調節池等の設置に当たっての注意事項	
2	林地開発許可関連通達	
IV	技 術 基 準	P69
1	林地開発行為による土砂の流出等の災害の発生を防止するための留意事項	
2	開発行為に伴う、濁水流下の防止対策	
3	開発行為による環境の悪化の防止のための留意事項	
4	切土・盛土の基準	
5	法面保護のための基準	
6	擁壁の設置に関する基準	

7	排水施設の能力に関する基準	
8	開発行為が農用地の造成・土石の採取等(森林の一時的利用)の水害防止のための洪水調整池を設置する場合の基準	
V	防災調整池設置指導要綱	P90
VI	許可された開発行為について	P116
1	許可条件の遵守・施工	
2	着手届等	
3	履行調査(立入調査)	
4	開発行為の変更	
5	開発行為の承継	
6	申請者の住所変更等	
7	知事への報告	
8	違反行為について	
VII	開発行為の完了について	P119
1	完了確認の調査	
2	調査結果の通知	
3	部分完了の手続について	
VIII	関係法規等抜粋	P121
IX	参考図面	P180
X	林地開発許可関連通知(令和5年3月31日以前)	P186

I 林地開発許可制度の概要

1 林地開発許可制度の導入

(昭和49年10月の森林法改正による許可制度の創設)

我が国において、経済の高度成長、都市化の進展等の社会経済情勢の変化に伴い、森林の有する経済的機能及び公益的機能を総合的かつ高度に発揮させることが、近年、従来にも増して必要となっています。特に、40年代後半以降の金融の過剰流動性の下での土地開発は、ゴルフ場等をはじめとして、直接森林を対象として急増することとなりました。森林法においては、特に公益的な機能の高い森林については、保安林制度に基づき、その保全及び形成に努めておきたいところです。しかし、これら保安林として指定された森林以外の森林については、それまで何ら法的規制措置が講じられていなかったところから、そこで行われる開発行為は無秩序な形のものが見られ、地域社会において種々の問題を発生させていたのが実情です。都道府県等では、これに対処して、問題規制条例等を設けて、これを適正なものとしていくための努力を重ねていましたが、法律の根拠を持たないものであったことから、十分な効果を挙げることはできませんでした。このため、昭和49年の森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)の改正により、この林地開発許可制度が創設され、保安林以外の森林についても、森林の土地の適切な利用を確保することとしたものです。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は本県に甚大な被害をもたらしました。震災以降、県内では沿岸被災地域の復旧・復興に向けた工事等の盛土需要が拡大したことにより、土石の採取を目的とした林地開発が増大しました。このほか、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」の施行により、太陽光発電施設の造成を目的とした林地開発も併せて増加し、時代の背景に合わせ開発目的にも変化が見られます。

近年は、宮城県震災復興計画の発展期も終了したことから、土砂需要が少なくなり、土石の採取を目的とした林地開発を完了させる事業者が増え、太陽光発電施設の造成を目的とした林地開発も、FITの値段が下がったことから、新規の案件は減少しています。

森林は、保安林以外の森林であっても、水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を多かれ少なかれ有しており、それを通じて、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しているものです。そして、これらの森林は、一度開発してその機能を破壊した場合には、これを回復することは非常に困難な場合が多いのです。これらの森林において開発行為を行うに当たっては森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要であり、また、それが開発行為を行う者の権利に内在する当然の責務でもあります。

2 林地開発許可制度

(1) 許可が必要な区域

林地開発許可の対象となる区域は、森林法に基づき知事が立てる地域森林計画の対象となっている民有林です。	法第5条
--	------

○ 適用除外区域

次のような森林については、別途規制措置等が定められていることから許可対象区域から除外されています。	法第10条の2
---	---------

{ ① 保安林の指定区域 ② 保安施設地区の指定区域 ③ 海岸保全区域内の森林	法第25条・第26条 〃 第41条 海岸法第3条 法第10条の4
{ ④ 試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するもの ⑤ 宗教法人法第3条の境内地たる森林	森林法施行規則（以下「省令」という。） 第5条第1項

また、次のような森林は従来から地域森林計画制度上伐採届出及び森林経営計画制度の適用から除外されることから、林地開発許可制度についても適用から除外されています。

(2) 許可対象となる行為と規模(開発行為)

- ① 許可の対象となる森林の区域において「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」について許可が必要です。

(ア) 塵芥、産業廃棄物等の集積

埋立等投棄した物が土地と一体化し、土地の一部を形成することとなる場所は、土地の形質の変更に該当し、許可が必要となると考えられます。また、物件を存置、集積するだけで土地の形質を変更することとならない場合であっても、土地の理学的及び化学的性質を変更することとなる場合は、許可が必要と考えられます。

なお、通常、大半の物件の存置、集積は、土壌の理学的及び化学的性質の変更に該当することとなると判断されます。

(イ) 緑化木等の掘り取り

点在する樹木を単木的に掘り取る場合は、許可は不要とされていますが、同一小流域内で例えば、0.2ヘクタール、0.4ヘクタール、0.5ヘクタールといったいくつかの区域で集団的に、また、当初から計画的に掘り取るもので、跡地の形態が原野状を呈することとなる場合は、許可が必要となります。

(ウ) 転石の採掘

(イ)の「緑化木等の掘り取り」の場合に同じです。

(エ) 蹄耕法による草地の造成

単なる家畜の放牧は許可の対象となりませんし、また、放牧した牛の蹄の力を借りて耕耘する程度の土地の形質の変更は通常は許可を要しないと考えます。しかし、土地の傾斜、表土の状態いかにによっては許可を必要とされる場合も起こり得ると考えられますので、具体的事案に即して判断することとなります。

(オ) スキー場の造成

スキーロッジ、スキーリフトの設置、切土・盛土を伴うゲレンデの造成を行うスキー場の場合は、土地の形質の変更に該当することとなるので許可を必要としますが、抜根、整地を伴わず単に立木の伐採を行うのみの簡易なスキー場の造成であれば許可を要しないこととされています。

(カ) 造林、開墾等のための火入

許可を必要としません。ただし、森林法第21条による市町村長の許可を必要とします。

(キ) 工事のための一時的な土地の使用

土地の形質を変更することとならないもの以外は許可を必要とします。

(ク) トンネル、抗道の掘さく

出入口の部分、土捨場及び附帯する資材置場、宿舍等土地の形質を変更することとなる部分については、許可を必要としますが、トンネル、坑道の内部については、許可を必要としません。

(ケ) ダム工事による水没地、埋没地

土地の形質を変更する行為に該当し、許可を必要とします。

(コ) 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電、風力発電）の設置

＜太陽光発電設備＞

立木の伐採のみを行い土地の形質の変更を伴わなくとも、太陽光発電施設の設備は基礎に架台を据え、その上に太陽光パネルが置かれる構造であるため、建築物のその他の工作物又は施設の新築又は増築に当たります。また、設備の設置によって土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為とみなされることから、許可を必要とします。

＜風力発電設備＞

風力発電施設（発電設備設置のスペース、作業ヤード、施設管理用通路、既存道路の拡幅等）の設置により土地の形質の変更を伴う行為が該当し、許可を必要とします。

② 許可の対象となる土地の形質を変更する行為の規模は、次のとおりです。

- 1 「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為の場合は、路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除いた道路の幅員が3メートルを超えるもので、形質を変更する土地の面積が1ヘクタールを超える規模」
- 2 「太陽光発電設備の設置を目的とする行為の場合は、形質を変更する土地の面積が0.5ヘクタールを超える規模」
- 3 「1及び2に掲げる行為以外の行為を目的とする場合は、形質を変更する土地の面積が1ヘクタールを超える規模」

森林法施行令
(以下「政令」
という。)
第2条の3

(ア) 道路のみの開発について

「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」とは、一体とした開発行為のうちに道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更を含まないものをいいます。したがって、土石の採取等を行う場合に、トラック運送を行うために道路を新設するといったときには、土石の採取と道路の新設に係る開発行為の面積が1ヘクタールを超えていれば許可の対象となります。

なお、ここでいう「道路」とは、「道路法」あるいは「道路交通法」等において定義されている道路とは異なり、いわゆる道路としての形状、機能を持っているものであればこれに該当し、一般公共の用に供しているか、否か等を問わないものです。

「路肩部分」とは、道路の主要構造部を保護し、車道の効用を保つために、車道に接続して設けられる帯状の道路の部分ですが、車道幅員3メートルの道路であっても車道の両側に0.5メートルあれば足りるものであるところから、具体的な道路の幅員の算定に当たっては、道路の路端から車道の中心部へ向かって、それぞれ0.5メートルの幅を路肩部分とすることとされています。

「屈曲部」とは、車道の曲線部分及び車輛の走行を円滑にするために曲線部の外側に設けられる緩和区間をいいます。すなわち、道路が曲線を描いている場合、そこを走行する車輛の後車輪は、前車輪より内側を通ることになるため、曲線部の車道の幅員は拡張する必要がありますが、「屈曲部として必要な拡幅部分」とは、このような屈曲部の道路としての機能を維持するため必要最小限度の拡幅部分をいいます。

「待避所」とは幅員3メートル以下の道路の場合、1車線となるため、車輛がすれ違えるように設けられるものです。「待避所として必要な拡幅部分」とは、新設される道路の見通し等を勘案して必要となる最小限度の待避所の部分をいいます。

これら路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除いた道路の幅員が3メートルを超える場合には、許可を要することとなりますが、道路の改築の場合においては、拡幅に係る幅員だけではなく、旧道部分も含めた改築後の道路の幅員が3メートルを超える場合に許可を要することとなるので留意する必要があります。

なお、この規模の算定に当たって、面積は全て水平投影面積によるものです。

(イ) 一体性を有するものの規模について

「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」（以下「事務次官通知」という。）第1-3において次のように規定されています。

- 「開発行為の規模は、開発行為の許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行

為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいい、総合的に判断する。」

また、「別紙開発行為の許可基準等の運用について」第7において次のように規定されています。

1 実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

2 実施時期の一体性

時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

3 実施箇所の一体性

個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

(ウ) 規模算定の土地の面積について

事務次官通知第1-2-(1)において次のように規定されています。（同条は森林法施行令）

○ 「同条各号の「土地の面積」は、開発行為の許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって、同条第1号の「道路の新設又は改築」にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。

なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又は開発行為の許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。」

(例 題)

【問 1】 数人の森林所有者が林地を提供しあって、共同で宅地造成を行おうとする場合、個々人の所有地は1ヘクタール以下であっても、全体面積が1ヘクタールを超える場合は、林地開発許可を必要とする開発行為に該当しますか。

【答】 林地開発行為の規模は、地域森林計画の対象森林における土地の形質を変更する行為で、人格・時期・実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するものの規模を意味しており、その開発行為の計画が相互に関連があるかどうかにより、林地開発許可を必要とする開発行為に該当するか否かが判断されることになります。

質問の場合は、個々人の土地の面積は1ヘクタール以下ですが、それらの人々が宅地造成を共同で行おうとすることから、明らかに計画の共同性を有しており、開発行為の規模は1ヘクタールを超えることになりますので、許可申請が必要となります。

計画の共同性の認定については、個々の事情によって判断されることとなりますが、①搬出道路、沈砂池等を共同で開設していること、②開発行為の会社が異なっても代表役員が同一人若しくは親会社、子会社の関係にあること、又は従前から共同で事業を行っている実績があること、等が計画の共同性を判断する際の勘案事項となるでしょう。

【問 2】 採石法における採取計画の認可では、2ないし3年の実施期間の区域が認可対象となっています。したがって、全体計画が1ヘクタールを超える場合であっても、認可面積が1ヘクタール以下の場合があります。このような場合、林地開発許可を必要とする開発行為に該当しますか。

【答】 林地開発の許可を必要とする開発行為の規模は、地域森林計画の対象森林において土地の形質を変更する行為で、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）第2条の3で定める規模〔専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールとする。〕を超えるもので、その規模は、人格・時期・実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものをいいます。

質問の場合は、採石法（昭和25年法律第291号）による認可面積が1ヘクタール以下ですが、その後引き続いて採石事業を行うことが明らかで、その全体計画の面積が1ヘクタールを超えていますので、当然、林地開発許可を受けることが必要です。その場合の許可面積は、原則として採石法による認可面積と同一になります。

【問 3】 同一人が1ヘクタール以下の開発を行った後に、引き続いて隣接する森林において開発を行い、全体で1ヘクタールを超える場合は、林地開発許可を必要とする開発行為に該当しますか。

【答】 同一人が行う林地開発行為で、当初の開発規模が林地開発許可を必要としない1ヘクタール以下であっても、その後引き続いて行われることにより全体で1ヘクタールを超える場合は、全体の開発行為は一体性を有するものとみなされますので、質問のような場合は、林地開発許可申請が必要です。

【問 4】 土取り等森林を一時的に利用した跡地で工場用地等を造成する場合は、林地開発許可を必要とする開発行為に該当しますか。

【答】 一般に、土取り、砂利採取、採石等の開発行為は、採取後の跡地利用の目的がありません。このような森林を他の土地利用に一時的に供する場合は、当該森林が有していた機能の回復と森林資源の培養等のため、跡地は植栽等の緑化により再び森林として利用するよう指導されています。したがって、このような土地は土取り等が完了しても依然として、地域森林計画の対象森林となっているので、当該土地で工場用地を造成する場合は、当然、林地開発行為として許可が必要となります。また、当初から、土取りを行った後に工場用地を造成するというように2つの開発目的が明らかな場合は、一般的には、最終に行われる開発行為の目的、すなわち、この場合は、工場用地造成という目的で、許可申請をすることになります。

【問 5】 林地開発許可を受けて造成された農用地等を再び開発して、住宅地等に転用する場合は、林地開発許可を必要とする開発行為に該当しますか。

【答】 質問の場合の農用地は、すでに林地開発行為の完了を確認したものとみなされますので、もはやその土地は地域森林計画の対象森林ではないと考えられます。したがって、当該地において引き続き開発が行われたとしても、それは森林法第10条の2第1項でいう開発行為には該当しませんので、林地開発の許可申請をする必要はありません。ただし、農用地の造成が完了しておらず、林地開発行為を完了する前に、農用地から住宅地に目的を変更する場合は、変更許可を受ける必要があります。

【問 6】 国有林と地域森林計画の対象森林と併せて1ヘクタールを超える開発行為を行う場合で、地域森林計画の対象森林に係る面積が1ヘクタール以下の場合は、林地開発許可を必要とする開発行為に該当しますか。

【答】 林地開発許可制度において許可申請が必要な場合とは、地域森林計画の対象森林において1ヘクタールを超える開発行為を行う場合ですので、質問のような事例の場合には許可の申請を行う必要はありません。ただし、このような場合には、森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢等の伐採に関する事項とともに転用目的を記載する伐採の届出書を市町村長に提出することとされています。その際、転用に伴う林地保全上留意すべき事項について指導があった場合には、それに従って開発を行う必要があります。

【問 7】 法律に基づく命令によって1ヘクタールを超える林地開発をする場合であっても、林地開発許可を必要とする開発行為に該当しますか。

【答】 林地開発許可を必要とする規模の開発行為であっても森林法第10条の2第1項の例外規定である同項第1号から第3号に該当する場合は、都道府県知事の許可を受ける必要はありませんが、質問にある法律の命令による開発行為は、例外規定に含まれていないので、林地開発許可を受ける必要があります。

ところで、森林法の規定の中では一定の行為を制限し、その行為を行う場合は届出制又は許可制をとっているものがありますが、この中には他法令の命令があればこれらの制限を解除しているものもあります。

例えば、森林法第10条の8第1項第1号の規定においては、法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合は、伐採届を要しないこととされています。

これは、法律が命じる場合は、公益上必要なことでしかも緊急性があるからと考えられます。しかし、林地開発許可制度では、このような取扱いがされていませんし、また、都市計画法（昭和43年法律第100号）における開発規制も同様に例外規定を設けていません。

【問 8】 森林において、土、砂利、石等を採取する場合の留意点について説明してください。

【答】 砂利採取や採石のための林地開発についても、森林の有する公益的機能の確保に努めなければならないことになり、森林法第10条の2第2項各号に該当しないよう配慮する必要があります。

これらの開発行為は、他の開発行為と異なって、一般的に開発行為の期間が長期に及ぶこと、及び跡地の利用目的を有していないこと等の特色を持っております。また、土石等の採掘の開発行為は、許可区域で採取が終了すると次の開発対象地を隣接地に求めることがよくあります。したがって、これらの開発行為においては森林の裸地化、土砂の不安定状態が長期に及ぶ結果、土砂の流出、水の汚濁、景観上の支障等の問題を引き起こすおそれがあるので、切土及び捨土の法面の安定、えん堤及び沈砂池の設置等の措置を適切に行うほか、自然環境の保全上から、残置森林の配置等に留意する必要があります。

さらに、開発行為の跡地の利用目的がない場合は、開発行為を完了した区域から速やかに、造林等を行い、従前森林の有していた機能を早期に回復することが必要です。

【問 9】 5か年計画等の長期計画に基づく道路（幅員3メートルを超えるもの）の新設において、全体の規模は1ヘクタールを超える見込みなのですが、初年度分の設計図書しなく、その開発面積は1ヘクタール以下です。この場合は、林地開発許可が必要でしょうか。

【答】 道路（幅員が3メートルを超えるもの）の新設等の林地開発を行う場合に、初年度の計画規模が1ヘクタール以下であっても、全体計画の事業規模が1ヘクタールを超える場合は、林地開発許可が必要です。したがって、質問のような場合は、初年度の設計図書の開発予定幅員と延長を参考にして全体計画の開発規模を算定し、それが1ヘクタールを超える場合は許可が必要となります。

(3) 許可制の対象とならない開発行為

① 適用除外となる開発行為

次に掲げる林地開発行為は、都道府県知事の許可を受けることを要しません。

① 国又は地方公共団体が行う場合

国又は、地方公共団体が行う場合は、行政組織を通じて指導の徹底を期することにより、この許可制度の趣旨が貫徹されること等から許可不要とされています。

なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）附則第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の業務（同号の業務に当たっては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 78 号）第 3 条の規定による改正前の機構法第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構ならびに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する国又は地方公共団体とみなされ、これらの者が行う開発行為についても許可不要となります。

② 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、いわば緊急避難的な性格を有することにかんがみ、許可を要しないこととされたものです。この場合において、伐採の届出制及び保安林制度のように事後届出制に定められていないのは、政令で定められた規模を超えて非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、都道府県において当然知りうると考えられるからですが、森林の有する公益的機能を確保する見地から適切な事後措置を講ずることが適当でしょう。

③ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる業で省令で定めるものの施行として行う場合

この省令で定める事項は、「次の各号のいずれかに該当するものに関する事業」とされています。

- ① 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- ② 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- ④ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理
- ⑤ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備
- ⑥ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
- ⑦ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- ⑧ 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）
- ⑨ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
- ⑩ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
- ⑪ 航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- ⑫ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
- ⑬ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業

- ⑭ 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設
- ⑮ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
- ⑯ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
- ⑰ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業（第13号に該当するものを除く。）
- ⑱ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- ⑲ 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設

「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少ないこと」及び「公益性が高いと認められること」の2つの要件を満たすものとして、先に列挙した事業が定められ、開発行為の許可が必要とされないこととされたものですが、「土地の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと」については、事業の実施を所管する行政官庁において十分な指導監督を行うことを前提とするものであり、このため、これらの事業等を施行しようとするときは、あらかじめ、開発行為の許可権者たる都道府県知事の連絡調整を取りつつ、本制度の趣旨に即して行われるよう関係行政庁において指導することとされています。具体的な手続きは、10ページを御確認ください。

（例 題）

【問 1】 森林法第10条の2第1項第2号に規定している「火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合」の「その他の非常災害」とはどのようなものを言うのですか。

【答】 この規定は、緊急避難的な必要性に対応するものとして定められたものです。

質問の「その他非常災害」としては、火災、風水害以外の豪雪、地震、津波その他の異常な自然現象又は爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害と解されますが、この規定の発動は、あくまでも急迫の危害を防止又は軽減するためにやむを得ないと認められるときに限られるべきです。

なお、この規定に関し、事後届出制の定めはありませんが、必要な応急措置として行われた後において、森林法第10条の2第2項の許可基準に支障を来すことのないように適切な事後措置を執る必要があります。

【問 2】 森林法第10条の2第1項第3号の省令で定める事業として行う場合に、その付帯事業にはどのようなものがありますか。

【答】 省令で定める事業の付帯事業の範囲は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第35号の規定を参考にしています。具体的には、当該事業の実施のために欠くことのできない通路、橋、電線路、水路、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所等が、省令で定める付帯事業の中に含まれると解されます。

なお、省令で定める事業のために行う土石の採取、ダム建設により水没する道路の付替道路等は付帯事業とはみなされませんので、その規模が1ヘクタールを超えた場合は、許可を受けることが必要となります。

【問 3】 市町村へ寄付する予定の道路を開設する場合は、林地開発の許可を受ける必要がありますか。

【答】 林地開発許可制度における許可申請は、開発行為そのものをしようとする者又はその委任を受けた者が行うものであって、将来における利用者又は管理者は開発行為をしようとする者には該当しません。したがって、開発許可を必要としない国又は地方公共団体等が将来において寄付を受ける道路であっても許可申請が必要です。

【問 4】 林地開発許可制度において地方公共団体の出資によって構成される法人については、地方公共団体とみなしてもよろしいですか。

【答】 森林法の第10条の2第1号に規定する地方公共団体とみなされる団体は、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社に限られています。

これらの団体については、独自の組織法を有し、林地開発許可制度の趣旨に沿った開発を自己完結的に行うことが担保でき、また、その業務内容が国又は地方公共団体と同等の公益性があり、かつ国又は地方公共団体の指揮監督権が貫徹されている等の理由から許可を受ける理由がないとされるものです。

ところで、県立の畜産公社、造林公社等のような独自の組織法を有しないことを除いては前記の要件を満たしている公社等であっても、これらを適応除外の範囲に含めていません。これは、独自の組織法により成立した団体であることを適用除外の要件から除いた場合、その範囲について制度の運用上統一性を確保し得ないこととなるおそれがあること等を考慮したからです。

なお、地方公共団体は、普通地方公共団体としての都道府県及び市町村と特別地方公共団体であるところの特別区、地方公共団体の組織（一部事務組合等）、財産区及び地方開発事業団に区分されます。

【問 5】 地域森林計画の対象森林で専修学校用地を造成する場合は、林地開発許可の申請をする必要がありますか。

【答】 開発行為の許可制の適応を受けない場合として

「①国又は地方公共団体が行う場合 ②火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合 ③森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合」（森林法第10条の第2第1項各号）が定められています。

③については、省令第3条において19の事業が定められています。これは、それぞれの事業法に基づく主管行政庁の事業者に対する指導監督権限を通じて、林地開発許可制度の趣旨に反することのないよう関係機関からの指導監督の徹底が期待できること等の趣旨によるものです。

ところで、省令第5条第3号で定められている学校教育法（昭和22年法律第25号）第1条に規定する学校のうち開発行為の許可を必要としないのは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園に限られています。したがって、学校教育法に規定されているものであっても、大学、専修学校及び各種学校については、許可の申請が必要です。

【問 6】 省令で定められている事業の実施に先立ち、当該土地が立地的に適しているかどうかの地質調査等を準備的に行う場合、これを省令事業として取り扱ってよいですか。

【答】 省令第5条で開発行為の許可を要しない事業が定められています。これらの事業はいずれも公共性が強く、かつ、森林法で許可不要とされても、他の法令によりその実施について許認可等を要し、その際、森林の有する公益的機能の確保に配慮がなされ则认为されるものです。したがって、これらの事業を実施する場合は、開発許可を得る必要はありません。ここでいう事業の中には、当該事業の実施のために欠くことのできないいわゆる付帯事業も当然含まれるものと解して差支えありません。

ところで、質問のような省令で定められている事業そのものの実施がいまだ確定される以前の段階で、当該事業を実施することが適当かどうかのために行う地質、地形等の立地条件調査等は、省令で定められている事業に付帯する事業とはみなされません。したがって林地開発の許可が必要となります。

なお、省令で定められている事業には、技術開発調査業務を主体とするものではなく、全て公益性の高い事業を本格的に実施するものが規定されています。

② 適用除外開発行為の連絡調整

(ア) 連絡調整の趣旨

法第10条の2第1項第1号及び第3号に定めるとおり「国又は地方公共団体」が行う場合及び「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるもの（以下「省令事業」という。）の施行として行う場合」については、許可制度が適用されないことになっています。

これは、国は林地開発許可制度の監督者であり、県は本制度の執行者であること、さらに市町村及びその他の地方公共団体の行う開発行為については、行政組織を通じて指導の徹底が図られるからであり、省令事業についても事業の実施を所管する行政官庁において十分な指導監督が担保され则认为られるからです。

それゆえ、国又は地方公共団体等で行われる開発行為については、あらかじめ県と連絡調整をするように周知するとともに、許可基準の内容等を提示し、それらが事業主体となる事案については、民間事業体の模範となるよう、許可基準に則った適切な事業実施計画とすることについて密接な連絡調整を行うものとします。

(イ) 連絡調整を行う者

ア 国

イ 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）附則第12条第1項第1号又は第2号の業務（同号の業務に当たっては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構（以上は、それぞれの関係法令の定めるところによりみなされる。）

ウ 地方公共団体

i 普通地方公共団体

県、市町村

ii 特別地方公共団体

特別区、財産区、地方公共団体の組合（一部事務組合等）、地方開発事業団

iii 地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

（関係法令により地方公共団体とみなされる。）

エ 省令第5条各号に該当する事業を行う者

(ウ) 連絡調整の手続

宮城県林地開発許可制度実施要綱の規定に基づき協議等を行うことになります。また、連絡調整を行う案件については、森林の伐採開始の90日前～30日前に法第10条の8の規定により伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならないことになっています。

なお、連絡調整による開発計画の是正等も考慮し、伐採は連絡調整（協議）終了後に行うことになります。

(4) 林地開発許可の法定要件(許可基準)

森林法第10号条の2第2項において、次のとおり①～④の4つの許可基準が規定されております。都道府県知事は、同条第1項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならないことになっております。

① 災害の発生

- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能から見て、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

(例題)

【問 1】 森林法第10条の2第2項第1号で、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあることと規定されていますが、「その他」の災害とは何のことを言うのでしょうか。

【答】 「森林の現に有する土地の災害に関する防止の機能から見て」という規定から見れば、ここでいう災害とは、あくまで当該土地が森林として現に利用されてきていることによって防止されてきている災害の範囲に止まるものであると解されますから、ここでいう「その他の災害」とは、土砂の流出又は崩壊の原因又は結果となる洪水、いっ水、鉄砲水のほか、飛砂、落石、なだれ等が考えられます。

② 水害の発生

- 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能から見て、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

(例題)

【問 2】 平成3年の法の改正で新たに水害防止の法定要件が追加されましたが、その趣旨とするところは何でしょうか。

【答】 従来の林地開発許可の法定要件においては、開発行為地の周辺において災害を発生するおそれがないこととされていたことから、開発行為の大規模化に伴う水害の発生のおそれについて下流への影響を排除することができず、下流における洪水等水害の発生を防ぐことができないという林地開発に伴う問題を顕在化させていました。このため、従来の法定要件に加え、水害についての影響については、開発行為地の周辺に限ることなく、科学的に立証可能な下流域についてもその影響を除去するための新たな法定要件を加えることとされたものです。

具体的には、開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて当該機能に依存する地域においても水害を発生させるおそれがある場合、すなわち、当該開発行為に伴い下流域においてピーク流量の増加が認められる場合は、このピーク流量の増加を抑制することのできる洪水調節池の設置が適切に計画されていなければ、開発行為が許可されないこととされました。

③ 水の確保

- 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能から見て、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

事務次官通知では次のように法定要件の趣旨を述べております。

「開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林へ水利用を依存する程度等から水源かん養機能を把握し、貯水池、導水路の設置計画の内容等から水源かん養の機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。」

例えば、開発行為によって下流に流下する水を遮断してしまい、必要な水量を確保できない場合に、導水路等の設置が適切であるかの判断です。

④ 環境の保全

- 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境保全の機能から見て、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

事務次官通知では次のように法定要件の趣旨を述べています。

「開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等から見て、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断する趣旨である。」

(5) 開発行為の中止・復旧等

森林法第10条の3第1項で監督処分要件が規定されています。

違反行為に起因して、災害の発生・水害の発生・水確保の支障・環境の悪化に該当するような事態の発生を防止するため、次のような場合には、知事は開発の中止や復旧を命ずることとなり、罰せられることがあります。知事が出した開発の中止命令又は復旧命令に違反した場合も罰せられることとなります。

- ① 許可を受けずに開発を行った場合（無許可開発行為）
- ② 許可条件に違反して開発を行った場合（条件違反）偽りその他の不正な手段により許可を受けた開発を行った場合（虚偽の申請等）
- ③ 伐採の届出により開発を開始したが、実際には許可を必要とする面積まで開発を行った場合（無許可開発行為）

【参 考】

伐採及び伐採後の造林の届出（森林法第10条の8第1項）

地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採するときは、あらかじめ（90日から30日前まで）市町村長に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければなりません。ただし、林地開発許可を受けて伐採する場合は、この手続は不要となります。

II 林地開発許可の申請

1 申請前の留意事項

- (1) 次にあげる森林の開発は、許可基準からみて、許可できない可能性がありますので、開発計画をたてようとするときは避けるようにしてください。
 - ①市町村森林整備計画において設定された公益的機能別施業森林の区域。（該当の森林がどこにあるのか、規模はどの程度なのかについては、県地方振興事務所林業振興部又は同地域事務所林業振興部にお問い合わせください。）
 - ②土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）により指定された土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）の区域。ただし、災害の種類が土石流の区域においてはその上流域を含む。
 - ③山地災害危険地区調査要領により設定された山地災害危険地区の区域。ただし、崩壊土砂流出危険地区においてはその集水区域を含む。
 - ④砂防法により設定された砂防指定地の区域。
 - ⑤急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により設定された急傾斜地崩壊危険区域。
 - ⑥地すべり等防止法により設定された地すべり防止区域。
 - ⑦建築基準法により定められた災害危険区域。
- (2) 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利（所有権、地上権、賃借権、抵当権、根抵当権、永小作権、先取特権等）を有する全ての者の同意が必要です（38ページ）。また、開発行為の施行により直接影響を受ける者がいるときは、その全ての者の同意が必要です。
- (3) 開発することによって、この制度のみでなく他の許認可等を必要とする場合は、別にそれぞれ所定の手続が必要です。また、自治体で定める条例や行政計画にも適合するよう、関係する規定を確認し、適切に計画してください。
- (4) 希少猛禽類の繁殖に影響を及ぼす可能性がある開発行為については、宮城県鳥獣保護管理計画において、「猛禽類保護の進め方(改定版)」(環境省編)に基づき指導や専門家の紹介等を行うこととされているため、該当する可能性がある場合は、あらかじめ必要な調査や適切な森林の配置を確認してください。
- (5) おおむね10ヘクタール以上の開発を計画されている場合は事前に県自然保護課に相談してください。

2 審査の内容

具体的には次のような審査や調査（現地調査を含む。）が行われます。

- ① 開発行為により周辺地域への災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全（いわゆる4つの基準）に著しい支障を及ぼすおそれがないか。
- ② 開発を行うことが確実であるかどうか。
- ③ 申請者に資力及び信用があり、施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があるか。
- ④ 必要最小限度の面積であるかどうか。
法令等によって面積につき基準が定められている場合には、これを参酌して決められたものであること。
- ⑤ 大規模で長期にわたる場合は、全体計画との関連が明白になっているかどうか。
開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
- ⑥ 一時的利用（土捨て場・採石など）の場合には、利用後の森林への復旧は適切か。
開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。

⑦ 周辺の森林施業に著しい支障を及ぼさないか。

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。

⑧ 周辺の地域住民の生活や産業活動に悪影響を及ぼさないか。

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされること。例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

⑨ 残置し、又は造成する森林又は緑地が将来とも適切に維持管理されるか（「用語の意味」（24ページ）の「残置森林」、「造成森林」の項を参照のこと。）。

⑩ 切土、盛土、捨土などの方法は適切か。

⑪ 法面、防災えん提、排水施設、洪水調節池などの設置は適切か。

⑫ 残置し、又は造成する森林及び緑地の配置等は適切か（配置等は、60ページの別記4及び63ページの別記5によること。）。

3 申請の手続

(1) 事前相談

許可申請の前には、あらかじめ申請予定地を森林情報提供システムから出力した地図に投影させた図面を持参の上、事前に所轄の県地方振興事務所林業振興部又は同地域事務所林業振興部に相談し、その指導を受けてください。

(2) 申 請

林地開発許可申請書（森林法施行細則（以下「細則」という。）様式第 1 号（142 ページ））2 通に、所要の図書 3 部（関係市町村の数が 1 を超えるときは、その超えた数を加えた部数）を添付して所轄の県地方振興事務所林業振興部又は同地域事務所林業振興部に提出してください。

なお、書類が整っておらず審査できない場合は受理しないことがあります。

(3) 申請書に添付しなければならない図書

- ① 施行者において防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類
 - ・建設業法許可書（土木工事業）
 - ・事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）
 - ・預金残高証明書
 - ・納税証明書
 - ・事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）
 - ・林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。）
- ② 事業計画書（細則様式第 2 号（143・144 ページ））
- ③ 工事工程表
- ④ 申請者において資力及び信用があることを証する書類
 - ・資金計画書（計画書に記載する場合は、計画書の提出をもって代えることができる。）
（細則様式第 3 号（172 ページ））
 - ・資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）
 - ・貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料
 - ・納税証明書
 - ・事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）
 - ・法人の登記事項証明書
 - ・定款（法人の場合）
 - ・住民票等（個人の場合）
 - ・代表者の氏名及び規約等（法人でない団体）
- ⑤ 図面（細則別表第一・第二に掲げる図面（141 ページ））
- ⑥ 防災計画、洪水調節計画その他の計画の根拠となる計算書
- ⑦ 防災施設の維持管理方法を示す書類
- ⑧ 同意書及び森林・緑地の保全等について地方公共団体等と協定等を結んでいるときは、協定書等の写し
- ⑨ 開発行為に関係する土地の登記事項証明書（全部事項証明書）及び公図の写し
- ⑩ 他法令の手続き状況を記載した書類（あるものは写し）
- ⑪ 開発行為に関係する土地の区域及び状況を示した写真

(4) 標準処理期間

申請書を受理してから許可するまでの標準処理期間は90日です。ただし、次の日数は含みません。

- ① 申請書の不備その他の理由による申請文書の補正等に要する日数
- ② 宮城県の休日进行を定める条例（平成元年2月28日宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日

(5) 林地開発許可申請書等の作成に当たっての留意事項

事 項	記 載 要 領
(申 請 書) 申請者住所氏名	林地開発行為をしようとする者で、個人についてはその住所及び氏名、法人等についてはその本店等の所在地、名称及び代表者の氏名を記載する。電話番号についても記載する。 なお、代表者が複数の場合は、連名で記載する。
開発行為に係る 森林の所在場所	開発行為に係る地域森林計画対象民有林の所在地が 2 筆以上のときはそのうちの 1 筆を記載し、その外の地番については「外 ○○筆」とする。 例 「仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 外 6 筆」 なお、その外の地番については別紙に取りまとめる。 (記載は開発行為に係る森林の筆のみであること。)
開発行為に係る 森林の土地の面積	「用語の意味」(24 ページ) を参照の上、ヘクタール単位で、小数第 4 位まで記載する。 「開発行為をしようとする森林の面積」・「用語の意味」(24 ページ) を参照の上、ヘクタール単位で、小数第 4 位まで記載する。
開発行為の目的	開発行為が特定できるよう具体的に記載する。 例 「住宅地の造成」「土石の採取」「工場用地の造成」 「レジャー施設の造成」「太陽光発電施設の造成」 なお、土石の採取完了後資材置場等として使用する場合は記載例は次のとおり 例「土石の採取及び資材置場の造成」「土石の採取及び農用地の造成」
開発行為の施工体制	開発行為の実際の施工を行うものの名称又は開発行為の施工者が申請時確定していなければ、別紙誓約書を提出し開発行為に着手する前に必要な書類を提出する旨を記載する。
そ の 他	環境影響評価を実施している場合は、その手続状況等を記載する。
(事業計画書) 面 積	「用語の意味」(24 ページ) を参照の上、ヘクタール単位で、小数第 4 位まで記載する。
用 地 面 積	転用後の用途別の土地の面積を現況毎にヘクタール単位で小数第 4 位まで記載すること。比率についても記載する。 なお、個々の面積の集計については別紙に取りまとめる。

事 項	記 載 要 領
林 況	「樹種及び混交歩合」・・・開発前の状況を記載する。 例 スギ (60) : アカマツ (30) : その他 (10) 「林齢」・・・人工林では植栽した年を第1年として起算する。 例 スギ 28年生 アカマツ 20～25年生 「生育状況」・・・粗密度及びヘクタール当たりの平均蓄積等を総合的に勘案して記載する。 例 (良・普通・不良) なお、詳しくは県地方振興事務所林業振興部又は同地域事務所林業振興部に確認すること。
地 形 ・ 地 質	開発前の状況を記載する。 例 「地形の特徴」・・・比較的緩急地の山林 「地質時代」・・・第三紀中新世 「基岩名等」・・・凝灰質砂岩 「土壌」・・・砂質壤土
土 工 関 係	「総切土量」「総盛土量」・・・集計表を添付し記載する。 「切土取(盛土)法面勾配」「盛土法面勾配」・・・法高や土質により区分して記載すること。 「残土処理の方法」・・・具体的にどこに処理するか記載する。 例 「〇〇町〇〇字△△地内の山林以外の土地に処理する」 ※ 不足土が発生する場合は、その対応方法を記載する
災 害 防 止 対 策	工事中及び完了後の土砂の流出・崩壊、水害の防止対策について記載し、規格・構造・延長を記載するとともに、各種の容量・能力・安定計算等については別に添付する。また、太陽光パネル等不浸透性素材で覆われる箇所の排水施設の雨水流出量算出に用いる流出係数は、0.9～1.0を用いること。 なお、土砂災害警戒区域等(13ページ1-(1))の上流及び区域内において開発行為を行う場合は、特に配慮した点を簡潔に記載すること。 防止対策等については次の項目等に留意して計画する。 (1) 切土法面及び盛土法面の適正な勾配 (2) 盛土施工方法(締め固め厚、水平排水層等の設置、段切り等) (3) 法面における小段又は排水施設の設置 (4) 擁壁工及び法面保護工(緑化工含む)の設置 (5) 捨土箇所の適切性 (6) えん提・沈砂池及び排水施設の設置 (7) 洪水調節池等の設置(原則的に計画すること) (8) 土砂止め用の柵工等の設置 (9) 仮設防災対策 (10) 場外の排水先(水路・河川名)及び第一次接続先河川とそれぞれの管理者を具体的に記載すること。

事 項	記 載 要 領
残置森林及び造成する森林等の計画及び維持管理方法	配置計画・維持管理等について記載するが、特に造成森林については、植栽樹種（高木性のみ）・苗高・植栽本数（本／ha）、維持管理方法については、開発中、開発後それぞれ、誰がどのように行うか記載する。また、造成森林を計画する場合は、降雨による地表の表面侵食を防止するため、種子吹付等を適切に計画すること。 なお、太陽光発電施設については、「開発行為の許可基準等の運用について（R4.11.15付け林野庁長官通知）」別記5の定めに基づくこと（R2.4.1以降申請のみ対象）。
一時的利用の場合は利用後の原状回復方法	一時的利用の場合は、森林に復旧するため植栽及び表面侵食を防止するため緑化を行っていただくが、その原状回復方法（覆土・植栽樹種（高木性のみ）・苗高・植栽本数（本／ha）・緑化工法）について記載する。
当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況	「飲料水使用住宅数」・・該当戸数。「水資源依存農地」・・該当面積。「漁業関係に関する影響の有無」及び「防火用水等に関する利用の有無」・・有りの場合は、具体的にその内容について記載する。また、対応方法を記載する。
周辺地域への影響及び住民生活への配慮等	騒音、粉じん等の影響の緩和、植生の保全等のために森林の残置又は造成等について実施する内容を記載する。また、太陽光発電施設については、申請前に住民説明会の実施等、地域住民の理解を得る取組を実施したか記載するとともに、議事録の写しを添付すること（R2.4.1以降申請のみ対象）。
その他特に配慮した事項	太陽光発電施設の設置の際に、景観の維持のため十分な配慮が求められる場合、地域の景観になじむための配慮を計画しているか記載すること（R2.4.1以降申請のみ対象）。 その他、開発目的に応じて特に配慮した事項を記載する。
（その他） 計画図書 計画図面 資金計画 工事工程表	申請書及び関係図書類は、原則として日本工業規格 A 列4番又は A 列3番の大きさにまとめる。また、それぞれ見やすいところに見出しを付け、目次を添付する。 (1) ①縮尺、②方位、③凡例、④図面の名称及び番号を記載する。 (2) 施設・工作物等は、適宜彩色等の手段を用いて明示する。 (3) 図面の記載内容が複雑で不明瞭となる場合は、適宜別葉とし、1－1、1－2として作成する。 資金計画の裏付けとして添付する残高証明書等の発行日は、申請受付日以前のおおむね3か月以内のものを添付する。 工程表は原則としてバーチャートとし、3 か月ごとの計画（全体計画100%）を表示する（項目は、伐採工、調整池工、緑化工等主な工種毎に記載）。 なお、防災施設が先行設置される計画とし、防災施設の設置完了確認予定時期も記載する。

事 項	記 載 要 領
登記事項証明書	証明書（正本は原本を原則とする。）は、全部事項証明書とし、申請受付日以前３か月以内で最新の内容のものを添付する。
公 図 の 写 し	公図（不動産登記法第14条第1項の地図）の写しを活用し公図転写連続図を提出する場合には転写年月日、管轄登記所名、転写者を表示の上、事業区域、残置森林区域及び造成森林区域を明示する。 ※ 公図転写連続図を提出する場合公図の写しは省略できる。
防災施設の維持管理方法を示す書類	完了後の防災施設の維持管理方法（巡視、浚渫等）及び緊急時の対応等を記載する。
同 意 書 等	同意書については、次のとおり（176 ページに様式例あり）。 (1) 開発行為に係る森林について、当該開発行為の施工の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることを原則とする。 (2) 開発行為に関係する土地について、土地利用計画を実施するために必要な権原（同意等）を得ていることを原則とする。 (3) 事業区域に隣接する土地の所有者及び事業区域の周辺の居住者については、開発行為により直接影響を受ける者の同意を得ていることを原則として、以下のような場合必要となる。 ① 開発事業区域と隣接地との境界が不明確（筆界未定等）であり、当該開発により、将来土地に関するトラブルの発生のおそれのある箇所 ② 残置森林や自然緑地を周囲に配置することが困難で、隣接地との境界まで土地の形質を変更する場合（錯誤により隣接地まで土地の改変を行ってしまうことがあることや、災害により隣接地まで崩壊の影響が及ぶことがあるため） ③ その他 (4) 水利権者・漁業権者・用排水施設管理者の同意を得ていることを原則としている。 (5) 太陽光発電施設については、申請前に住民説明会の実施等、地域住民の理解を得る取組の実施を原則としている（R2.4.1 以降申請のみ対象）。 なお、変更において、次に該当する場合は、変更申請前に住民説明会の実施等の取組を行うこと。また、説明会実施等の必要性について判断が困難である場合は、時間的余裕を持って所管の地方振興事務所若しくは地域事務所に問い合わせること。 ・事業区域又は開発行為に係る森林面積の著しい増加 ・放流先の変更及び追加 ・残置森林及び造成森林の率の著しい低下又は配置の変更 ・地域住民と協定締結等をした内容に関する変更 (6) その他の直接影響を受ける公共施設管理者等の同意を得ていることを原則とする。
他法令等との関連	他の法令等により、林地開発許可申請の以前に事前協議を終了させることが義務付けられているものがある場合には、当該手続を終了させること。 他の法令等の許認可・承認・届出等を必要とする場合は、できるだけ林地開発許可申請と同時に手続をするようにすること。また、他法令の手続き状況が分かる一覧表を作成し、他法令に関する許認可等の申請書又は許認可書等の写し及び条件が付されている場合には、その内容が明らかな書類の写しについても併せて提出すること。

様式第1号（第2条関係）

林地開発許可申請書（記載例）

〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

申請者住所 〇〇県〇〇市〇〇字〇〇4番1
氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇
電 話 000-000-0000

法人は名称及び代表者の氏名を記載。

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

所在場所は開発行為に係る森林の筆数を記載。
全筆数が6筆であれば 外5筆となります。
所在場所は登記簿の記載と同じく記載します。

開発行為に係る森林の所在場所	宮城県〇〇市(町・村)〇〇字〇〇1番1号 外5筆
開発行為に係る森林の土地の面積	(開発行為をしようとする森林の面積 4.5000 ヘクタール) 3.0000 ヘクタール
開発行為の目的	(例1)「土砂の採取」→採取跡地は植栽して森林として利用する場合 (例2)「土砂の採取及び資材置場造成」→採取跡地を資材置場として利用する場合 (例3)「〇〇施設の造成」
開発行為の着手予定年月日	“ 〇〇年〇〇月〇日から”又は“許可の日から”と記載
開発行為の完了予定年月日	“ 〇〇年〇〇月〇日”又は“許可の日から〇年間”と記載
開発行為の施行体制	(例1)株式会社 〇〇組 (例2)開発行為の施行者が確定していないことから、別紙誓約書を提出し開発行為に着手する前に必要な書類を提出する。
備考	(例)※環境影響評価を実施している場合は、その手続状況等を記載する。 環境影響評価・・・〇年〇月〇日評価書提出済み(予定)

様式第 2 号（第 2 条関係）

事業計画書（記載例）

面積	事業区域面積		① 5.6303 ha				
	開発行為をしようとする森林の面積		② 4.5000 ha				
	開発行為に係る森林の面積		③ 3.0000 ha				
用地面積 ha	用地の現況 転用後の用途	地域森林計画 対象民有林	地域森林計画 対象外民有林	畑	田	計	比率 (%)
	資材置場（土砂採取跡地）	1.8000	0.2000			2.0000	35.52
	運搬路	0.1055		0.0045	0.1000	0.2100	3.73
	防災調整池	0.7955				0.7955	14.13
	水路	0.0048	0.0200			0.0248	0.44
	造成森林	0.2942	0.8058	0.0045	0.1000	1.1000	19.54
	小計	③ 3.0000				4.1303	73.36
	残置森林	1.5000				1.5000	26.64
	小計	1.5000				1.5000	26.64
	計	② 4.5000	1.0258	0.0045	0.1000	① 5.6303	100.00
	比率 (%)	79.92	18.22	0.08	1.78	100.00	
林況	樹種及び混合歩合 スギ(60)：アカマツ(30)：その他広葉樹(10)						
	林 齢 スギ 28 年生、アカマツ 20～25 年生、その他広葉樹 38 年生						
	生育状況 良（又は、普通、不良と記載）						
地形・地質	地形	標高	300m～380m	平均傾斜度 25 度			
	地形の特徴		比較的急傾斜の山林				
	地質	地質時代	第三紀中新世	基岩名等	凝灰質砂岩	土壌	黒ボク土壌
防災工事の設計方針							
土工関係	総切取量	200.00 m ³	最大切土高 40.0m		切土法面勾配 1:1.0		
	切土・盛土量は土量計算書より記載						
	総盛土量	100.00 m ³	最大盛土高 5.0m		盛土法面勾配 1:1.8～2.0		
残土処理の方法 (例)場内整理のための客土として再利用するため発生しない。 (例)〇〇町〇〇地区の〇〇に搬出する。							

災 害 防 止 対 策	工事中及び完了後の災害防止対策工種、規格、数量、貯砂能力等について記載する。 また、土砂災害警戒区域等の区域内及び上流域において開発行為を行う場合は、災害防止に特に配慮した点を簡潔に記載すること。 (例) ・切土法面は 1:1.0 の勾配で切取し、直高 5.0m 毎に小段(2.0m)を設ける。盛土法面は 1:1.8 以上の勾配とする。 切土、盛土法面には縦排水を設置するとともに、小段にも排水路を設置し表面水进行处理する。また、法面の保護として種子吹付により早期緑化を行う。 ・場内の排水対策として、U字側溝 L=100.0m を設置し場内で集水される雨水を防災調整池 (V=●●●●●m³)へ導水した後、排水は、○○水利組合(○○土木事務所)管理の農業用水路(一級河川○○川)へ放流する。 また、採掘中は現地状況に合わせて土側溝や仮沈砂池を設置して雨水等を適切に集排水するほか、柵工や防災小堤等の設置により災害や場外への流出防止を図る。 ・土砂災害警戒区域(土石流)の上流域に位置するため、盛土区域内の沢部への暗渠敷設や小段毎に水平排水材を設置するほか、盛土高 5m 以上の箇所については土留工を設置する。
残 置 森 林 及 び 造成する森林等の計画及び維持管理方法	(例)搬入路を除く事業区域周辺には、30m 以上の残置森林を確保する。 また、造成森林区域は樹高 1.0m のアカマツ等高木性樹種を 2,000 本/ha で植栽する。残置森林と造成森林の維持管理は、開発中は申請者が管理し開発後は森林所有者が維持管理を行う。
一 時 的 利 用 の 場 合 は 利 用 後 の 原 状 回 復 方 法	(例)一時利用となる土砂採取区域は、採取後アカマツ等高木性樹種を 2,000 本/ha 植栽し原状の回復を行う。 「一時的利用」とは、土石の採取や農地造成が該当。また、仮設道路等で一時的利用後、造成森林等で森林に復旧する場合に記載 ※R2.4.1 以降に申請された太陽光発電施設の場合 (例)・太陽光発電事業終了後は、土地所有者の意向を確認の上、森林に復旧した場合は、速やかに県に報告する。
当 該 森 林 の 水 源 かん養機能に直接 依存する地域の 水 需 給 の 状 況	飲料水使用住宅数・・・・・・・・なし(又は「○○戸」) 水資源依存農地・・・・・・・・なし(又は「○○ha」) 漁業関係に関する影響の有無・・・・・・・・なし(又は「有」とし詳細を記載) 防火用水等に関する利用の有無・・・・・・・・なし(又は「有」とし詳細を記載) 水利権者からの同意や渇水対策についても記載する。例 水利組合等関係者から同意取得済み 等

周 辺 地 域 へ の 影 響 及 び 住 民 生 活 へ の 配 慮 等	(例) ・ 運搬車両の出入り口は散水し防塵対策を行うとともに、場外周辺に防護柵等を設置し場外への飛散防止を図る。 ・ 作業時間は 8 時～17 時を厳守し、地域住民の安息時間帯の作業は行わないよう配慮する。 ・ その他、地域住民に対し説明会を開催し、作業内容の周知を図る。 ※R2.4.1 以降に申請された太陽光発電施設の場合 ・ 開発計画に関する第 1 回地元説明会を○年○月○日に開催。○○○に関して同意を得ることができなかったため、○年○月○日に第 2 回説明会を開催予定。
そ の 他 特 に 配 慮 し た 事 項	(例) ・ 残置森林が○○のため一部 30m 確保できないが、事業完了後は造成森林により環境の保全を確保する。 ・ 太陽光パネルは景観に配慮し、反射の少ない商品を使用するほか、フレームは茶色とする。

※工区分けをする場合は、全体計画の事業計画書と、工区ごとの事業計画書を作成してください。

(6) 用語の意味

① 事業区域

事業主が一体として事業を行おうとする区域で、森林、農地、宅地、農道及び水路等の全ての土地を含んだ区域をいい、現に土地の形質の変更等（いわゆる開発行為）を行う土地のみならず、土地の形質の変更はしないが、変更する土地と一団をなし利用される土地を含む区域をいう。

② 開発行為をしようとする森林の区域（面積）

開発行為に係る森林の区域（面積）と残置森林の区域（面積）を合わせた区域（面積）のことをいう。

③ 開発行為に係る森林

土地の形質を変更する地域森林計画対象民有林のことをいう。

④ 残置森林

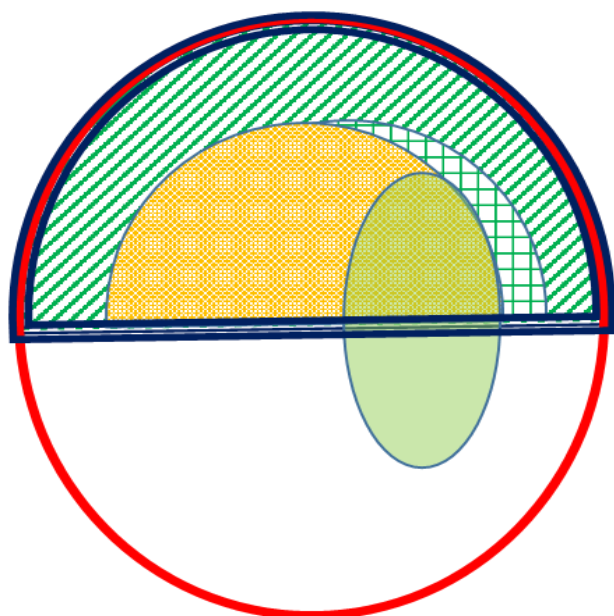
森林の現況のまま保全する地域森林計画対象民有林をいう。ただし、森林機能が発揮されるまでに至らない若齢林（15年生以下の森林とする）については、残置森林率の算定対象としない。

⑤ 造成森林

土地の形質の変更を行った後に植栽により造成する森林をいう。ただし、硬岩切土面等で確実な成林が見込まれない部分については、森林率の算定対象としない。

$$\text{森林率} = \frac{\text{残置森林の面積} + \text{造成森林の面積（地域森林計画対象外を含む）}}{\text{開発行為をしようとする森林の面積}} \times 100$$

$$\text{残置森林率} = \frac{\text{開発をしようとする森林の区域内の林齢16年生以上の残置森林の面積}}{\text{開発行為をしようとする森林の面積}} \times 100$$



- 事業区域
- 開発行為をしようとする森林の区域
- 開発行為に係る森林の区域
- 残置する森林（16年生以上）
- 残置する森林（15年生以下）
- 造成森林

⑥ 森林の一時的利用

林地開発の目的が土石の採取や農地造成等で森林を一時的に利用し、跡地を植栽等の緑化により再び森林として利用する場合をいう。

なお、草地造成も含まれるが、家畜用の牧草地に限る。

【問 1】 2 県にまたがる林地開発許可行為の許可申請はどのようにすればよいのでしょうか。

【答】 林地開発行為を行う森林の所在が、2以上の都道府県にまたがる場合で、その開発面積が1ヘクタールを超えるときは、それぞれの都道府県に所在する森林について、それぞれの都道府県知事に申請することになります。

この場合、ある都道府県に所在する開発行為に係る森林の土地の面積が 1 ヘクタール以下でも申請する必要があります。

例えば、1.5 ヘクタールの開発行為をする森林が、0.5 ヘクタールずつ 3 都道府県にまたがっていれば、3 都道府県知事に対して、それぞれ 0.5 ヘクタールずつ申請をすることになります。

【問 2】 林地開発許可行為により造成される土地に建設する建物等についても審査の対象となりますか。

【答】 林地開発許可制度は、森林において開発行為を行う場合は、これら森林が現に有する多角的な機能を阻害しないよう適正に行う必要があるという観点から、森林の開発行為を規制しようとするものです。

このため、林地開発許可申請書が提出されると、開発行為によりその周辺地域に土砂の流出・崩壊、水害の発生、水の確保の著しい支障又は環境の著しい悪化という不利益を及ぼすおそれがあるか否かを運用方針等に基づき審査して許可・不許可の判断をすることとなります。

これらの基準で審査の対象となるのは、土地の形質を変更する行為とそれにより生ずる災害を防止する施設等で、例示すれば、切土、盛土、法面、排水施設及び洪水調整池等の防災施設、森林の残置及び造成等です。したがって、林地開発許可制度では、造成される土地に建設する建物等については、審査対象外となっています。

【問 3】 林地開発許可制度において不許可処分となる場合がありますか。

【答】 林地開発許可制度において、許可申請が形式的な要件を満たしている場合、許可・不許可の適否は、森林法律第 10 条の 2 第 2 項で規定されている「周辺の地域において災害を発生させるおそれがあるかどうか」、「水害を発生させるおそれがあるかどうか」、「水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるかどうか」、「周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあるかどうか」の 4 つの許可基準に開発行為の内容が抵触するかどうかによって判断されます。したがって、開発計画の内容が許可基準に抵触する場合は原則として許可することはできません。このような場合、一般に、知事は申請者に対して開発計画の内容の補正を勧めることとなりますが、補正されないときは、不許可処分とすることがあります。

【問 4】 森林法以外の他の法令に基づく許可も必要な開発行為であって、他の法令で不許可となる場合の取扱いについて説明してください。

【答】 いくつかの法律の綱をかぶっている土地において開発行為を行う場合は、それぞれの法律の規定に基づく許認可を必要とします。

これは、それぞれの法律の目的の相違から審査基準が異なっており、同一の開発行為に対しても別の観点から審査する必要があるからです。したがって、森林法の許可基準に基づいた審査は、他法令の許可・不許可には左右されません。ただし、他法令において不許可になる場合は、実際には林地開発行為ができないため、林地開発許可の申請を取り下げるよう申請者に指導しています。

【問 5】 林地開発許可制度に基づき残置し又は造成する森林又は緑地である残置森林等とは、どのようなものを言うのでしょうか。

【答】 林地開発許可制度に基づき残置し又は造成する森林又は緑地である残置森林等は、主として、当該開発行為をする森林の有する環境の保全の機能等から見て、当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させない観点から配置されるものであり、その面積割合や配置状況のほか、その構成内容といった質的な面についても十分に考慮されたものでなくてはなりません。

したがって、残置森林等については、複層林の形態をとる等十分な立木密度を有する木本を主体として安定した群落を形成し、それ自体で健全に維持されていくようなもの等が最も望ましいのですが、周辺の土地利用の状況、開発行為の態様等によっては、草本が主体の緑地の場合もあります。

例えば、住宅団地の造成の場合、残置森林等としては、森林以外の緑地として、①公園の緑地若しくは公園の広場、②隣棟間緑地若しくはコモン・ガーデンといった団地住民組織等が管理する緑地、③道路の緑地帯若しくは緑道、④法面緑地、⑤これらに類するもの、を含めてもよいこととされています。

【問 6】 残置森林等は、開発行為の目的別にその割合や配置が定められていますが、そこでいわれる別荘地、ゴルフ場、宿泊施設等について、具体的にはどのようなものを指すのか説明してください。

【答】 開発行為の目的施設それぞれについて説明しますと、以下のとおりです。

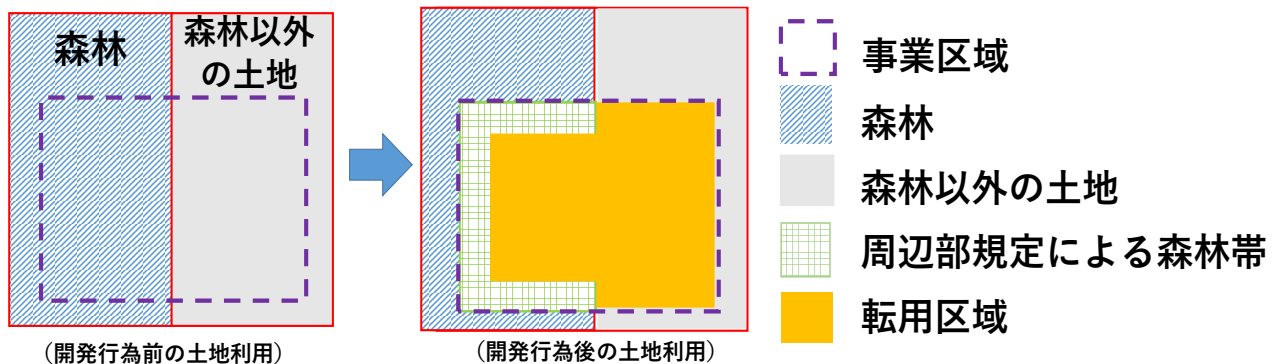
- ① 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指す。
- ② ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取り扱う。
- ③ 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその附帯施設を指す。
なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取り扱う。
- ④ レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養、公園墓地等の用に供する施設を指す。
- ⑤ 工場・事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指す。

なお、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設、レジャー施設の基準がそれぞれ適用されます。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準が適用されます。

【問 7】 残置森林等は、原則として事業区域内の周辺部に配置することになっていますが、周辺部が森林以外の土地であっても配置する必要がありますか。

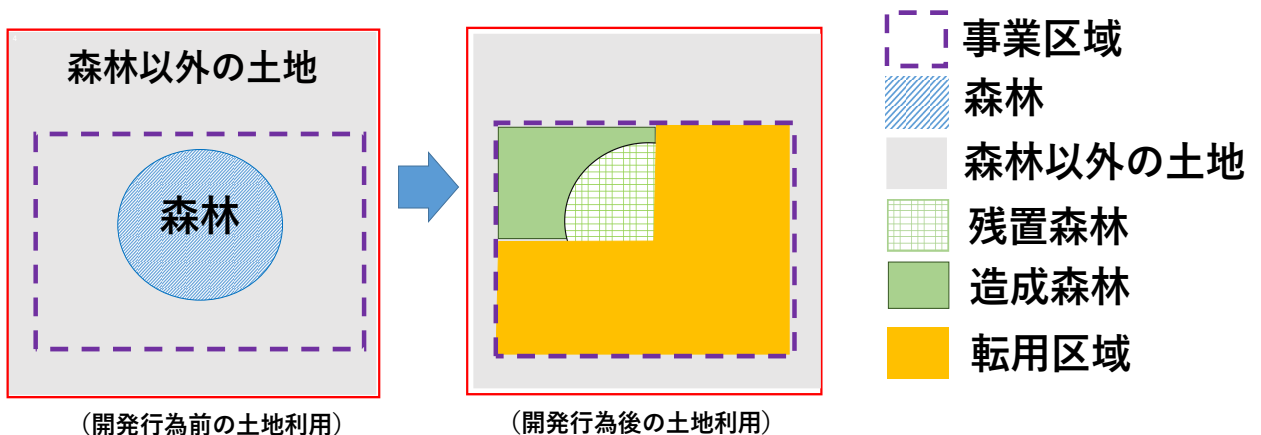
【答】 事業区域内の森林が、点在している、偏在しているなど、様々な形態で部分的に分布していることがあります。そのようなとき残置森林等を周辺部に配置する必要があるのかについて、例を挙げて説明します。

(例 1)



例 1 のように森林が偏って分布しているような場合には、事業区域の周辺部が森林以外の土地である区域には、必ずしも造成森林（又は住宅団地の造成のときの緑地）を配置する必要はありません。

(例 2)



例 2 のように森林が周辺部から離れたところにあるような場合、森林の配置に関する規定は適用されず、森林率の確保の規定のみが適用されます。そのため、事業区域の周辺部や、森林とそれ以外の土地との境界部分には、基本的に、残置森林や造成森林あるいは住宅団地の造成のときの緑地を配置する必要はありません。

なお、一時利用目的の開発行為の場合は、転用する区域全域に植栽して完了することが原則となります。

【問 8】 造成森林は、事業区域内の森林以外の土地にも配置することができるのでしょうか。

【答】 林地開発許可制度は、地域森林計画の対象となる民有林を対象としていますので、それ以外の地目についてまで本制度の規制が及ぶものではありません。したがって、残置森林や造成森林は、この地域森林計画対象民有林の地域において適切に配置することになります。しかし、残置森林や造成森林を、この森林内において適切に配置することが困難という場合がありますが、そのようなときには、事業区域内の森林以外の土地に造成森林を配置することを妨げるものではありません。

「森林内に配置することが困難な場合」として想定されるのは、

- ① 住宅団地の造成等の場合において、センター施設を配置することによって残置森林等を適切に配置することが困難な場合
- ② 地形的に見て土地の形質の変更をせざるを得ない場合
- ③ 防災上必要な場合
- ④ 当該森林を残置することによって開発全体に悪影響を及ぼす場合などが挙げられます。
なお、森林率を算出するに当たっては、森林以外の土地に配置された造成森林についても、その面積を算出式の分子に含めることとなります。

【問 9】 住宅団地を造成したいのですが、林地開発許可制度では生活雑排水などによる汚染も林地開発許可審査の対象となるのでしょうか。

【答】 林地開発許可制度における審査は、開発行為によって森林の現に有する機能が低下する等により当該森林の周辺の地域へ及ぼす影響の程度について行うものです。すなわち、森林の現に有する機能と関係のない事項については本制度の審査対象外となります。したがって、造成された住宅団地から出される生活雑排水等による汚染は、本制度の審査対象外であり、それらは水質汚染関係を担当する部局で対応することになります。

III 林地開発許可の基準

1 洪水調節池等の設置に当たっての注意事項

「開発行為の許可基準の運用について」第2の7及び第3の洪水調節池等の設置について宮城県では、宅地、工場用地、ゴルフ場用地、レジャー用施設用地及び駐車場用地その他の土地の造成で、土地の形質の変更の面積が1ヘクタール以上の場合、別に防災調整池設置指導要綱（宮城県告示第434号 平成4年3月31日）を定めていますので、その適用を受けることになります。

なお、開発目的が農用地の造成・土石の採取等（森林の一時的利用であって開発終了時に森林に復旧されるものに限る。）及び1ha未満の開発については、直接河川へ放流する場合を除き防災調整池設置指導要綱の適用除外になることから、洪水調節池等の設置については「別紙 開発行為の許可基準等の運用について」（38ページ）及び「別記3 洪水調節池等の設置に係る計画例」（57ページ）等を遵守してください。

また、用水路等を経由して普通河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該普通河川等の管理者の同意を得ているものである必要があります。

2 林地開発許可関連通達（30ページ～68ページ）

(新) 林地開発許可関連通達(令和5年4月1日以降)

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて

平成14年3月29日付け13 林整治第2396 号
農林水産事務次官から各都道府県知事・
各森林管理局(分局)長宛て

[最終改正] 令和4年11月15日付け4 林整治第1187 号

この度、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4の規定による技術的助言として、別紙のとおり、開発行為の許可制に関する事務の取扱いに係る留意事項が定められ、平成14年4月1日から適用することとされたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

なお、下記の通知は、廃止することとされ、下記の7に掲げる通知の一部が別紙2の新旧対照表のとおり改正されたので、御留意願いたい。

おって、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしくお願いしたい。以上、命により通知する。

記

- 1 「森林施業の合理化に関する基準の運用について」(昭和43年8月6日付け43 林野計第304 号農林事務次官依命通知)
- 2 「森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律の公布施行について」(昭和49年5月30日付け49 林野企第41 号農林事務次官依命通知)
- 3 「森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律の施行について」(開発行為の許可制及び伐採の届出制関係)(昭和49年10月31日付け49 林野企第82 号農林事務次官依命通知)
- 4 「森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律の施行について」(市町村森林整備計画制度関係)(昭和58年10月1日付け58 林野計第468 号農林水産事務次官依命通知)
- 5 「森林法等の一部を改正する法律の施行について」(森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う森林計画制度の改善等について)(平成3年7月25日付け3 林野企第88 号農林水産事務次官依命通知)
- 6 「森林法等の一部を改正する法律の施行について」(平成10年11月13日付け10 林野企第112 号農林水産事務次官依命通知)
- 7 「木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について」(平成8年11月1日付け8 林野流第105 号農林水産事務次官依命通知)

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて

第1 開発行為の許可対象（森林法第10条の2第1項関係事項）

1 対象となる森林

開発行為の許可制の対象となる森林は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林（公有林を含む。）であるが、このうち法第25条又は法第25条の2の規定により指定された保安林並びに法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象外とされている。

2 対象となる開発行為

都道府県知事の許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である。「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）第2条の3において、「法第10条の2第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。」と定められ、同条各号において、開発行為の目的別に規模が定められているが、これは、開発行為の目的に応じて、森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。

(1) 同条各号の「土地の面積」は、開発行為の許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって、同条第1号の「道路の新設又は改築」にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。

なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又は開発行為の許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。

(2) 同条第1号の「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうちに道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更は含まない。

(3) 同条第1号の「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分といい、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。

(4) 同条第2号の「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」は、太陽光を電気に変換する設備の設置を目的とするものであって、当該設備に付帯する設備の設置を目的とするものを含む。

(5) 地域森林計画においては、法第5条第2項第11号の「森林の土地の保全に関する事項」を定めることとされており、法第8条において地域森林計画に従って森林の土地の使用又は収

益をすることを旨としなければならないとされていることから、開発行為の許可を要しないものについても地域森林計画に従い森林の土地の保全に留意した適正な利用が確保されるよう周知するものとする。

3 対象となる開発行為の一体性

開発行為の規模は、開発行為の許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいい、総合的に判断する。

4 対象外の開発行為

- (1) 「国又は地方公共団体が行なう場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第1号）。

国及び地方公共団体（国又は地方公共団体とみなされる法人を含む。）の行う開発行為が許可制の適用対象外とされている理由は、制度運用の当事者又は行政組織を通じて制度趣旨等が貫徹されるためである。

なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）附則第12条第1項第1号又は第2号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第10条の2第1項第1号の国又は地方公共団体とみなされる。

- (2) 「火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第2号）。

これは、いわば緊急避難的な必要性に対応するものとして定められたものである。伐採及び伐採後の造林の届出制及び保安林制度のように事後届出制が定められていないのは、政令で定められた規模を超えて非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、都道府県において当然知り得ると考えられるからであるが、必要な応急措置として行われた後において法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生をみることのないように適切な事後措置がとられるように周知することが望ましい。

- (3) 「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第3号）。

この事業は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）第5条に定められたとおりである。

- (4) (1)及び(3)の場合であっても法第10条の2第2項及び第3項の規定の趣旨に沿って開

発行為が行われなければならない。

国及び国とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、本制度の趣旨に即して行われるよう、あらかじめ都道府県知事と関係行政庁との間で連絡調整するものとする。

都道府県が開発行為を行うに当たっては、都道府県の林務部局と事業実施担当部局との間で連絡調整を密接に行うものとする。

都道府県以外の地方公共団体及び当該地方公共団体とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をするよう周知するとともに、許可基準の内容等を提示し、それらが事業主体となる事案については、民間事業体の模範となるよう、許可基準に則った適正な事業実施計画とすることについて連絡調整を密接に行うものとする。

また、規則第5条の事業を実施しようとするときにあっても、当該事業を実施しようとする者が、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をするものとする。

第2 開発行為の許可基準等（森林法第10条の2第2項及び第3項関係事項）

1 開発行為の許可基準

- (1) 法第10条の2第2項において「都道府県知事は、法第10条の2第1項の許可の申請があつた場合において、同条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」こととされているが、これは同項各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り許可しないという趣旨である。

具体的には、次のような許可基準が定められている。

ア「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第1号）

これは、開発行為をする森林の植生、地形、地質、土壌、湧水の状態等から土地に関する災害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

「その他の災害」としては、土砂の流出又崩壊の原因となる洪水、いつ水のほか、飛砂、落石、なだれ等が考えられる。

「当該森林の周辺の地域」と規定されているが、周辺の地域に影響が及ぶことを防止する観点から、開発行為の実施地区内における防災措置についても、審査を行うことが望ましい。

- イ「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること」

（法第10条の2第2項第1号の2）

これは、開発行為をする森林の植生、地質及び土壌の状態並びに流域の地形、流域の土地利

用の実態、流域の河川の状況、流域の過去の雨量、流域における過去の水害の発生状況等から水害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

ウ「当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」（法第10条の2第2項第2号）

これは、開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林へ水利用を依存する程度等から水源かん養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源のかん養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。

エ「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」（法第10条の2第3項第3号）

これは、開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、様態等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断する趣旨である。

(2) 法第10条の2第2項の許可基準の配慮規定として同条第3項において「前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない」旨規定されている。

これは、開発行為を許可基準に照らして審査する場合、災害の防止、水源のかん養及び環境の保全のそれぞれの公益的機能からみて行うことになっているが、これら森林の現に有する公益的機能を判断するに当たっては、これらの機能は、森林として利用されてきたことにより確保されてきたものであって、森林資源の整備充実を通じてより高度に発揮されることになることに留意すべきであるという趣旨である。

2 開発行為の許可に係る申請

規則第4条において、開発行為の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添え、都道府県知事に提出しなければならないとされているが、許可を受けた開発行為について計画変更を行う場合は、再度これと同様の手続を経ることが必要である。

3 開発行為に係る審査及び完了確認

(1) 都道府県知事は、開発行為の許可の申請があった場合には、原則として現地調査を行うことにより当該開発行為が与える影響を適確に審査するものとする。

(2) 都道府県知事は、許可した開発行為が申請書及び添付書類の記載内容並びに許可に付した条件に従って行われているか否かにつき開発行為の施行中において必要に応じ

調査を行うとともに、その開発行為の施行後において速やかに完了確認を行うものとする。また、緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うことができる。

第3 許可に付する条件（森林法第10条の2第4項及び第5項関係事項）

法第10条の2第4項において「法第10条の2第1項の許可には、条件を附することができる」とされているが、その内容は、法第10条の2第5項において「森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない」と定められている。

条件として付する事項は具体的事案に即して判断されることとなるが、開発行為の施行中において防災等のため適切な措置をとること、当該開発行為を中止し又は廃止する場合に開発行為によって損なわれた森林の機能を回復するために必要な措置をとること、本制度の適正な施行を確保するために必要な事項を届け出ること等であり、許可に当たって具体的かつ明確に付するものとする。

第4 都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見（森林法第10条の2第6項関係事項）

都道府県知事は、開発行為の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならないこととされているが、これは、開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすかの技術的、専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行うためである。

第5 監督処分（森林法第10条の3関係事項）

法第10条の3において「森林の有する公益的機能を維持するため必要があると認めるとき」に監督処分を行うことができることとされているが、これは、違反行為に起因して法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生を防止する趣旨であり、その必要性については、具体的事案に即して判断するものとする。

監督処分を行う必要があると認められる場合は、速やかに対処することが必要であり、また「復旧に必要な行為」とは原形に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものであり、復旧に必要な行為の命令に当たっては、命令の内容及び期間を具体的かつ明確に定めて行うものとする。

なお、復旧に必要な行為の命令については、行政代執行法（昭和23年第43号）による代執行ができる。

第6 その他

- 1 本制度の運営に際しては、開発行為の施行に係る事業による土地利用が、地域における公的な各

種土地利用計画に即した合理的なものである等地域の健全な発展に支障を及ぼすことのないものとなるように十分配慮することが望ましい。

- 2 開発行為の許可制の対象となる森林は、都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となる民有林（保安林等を除く。）であり、その対象面積は広大なものとなる一方、審査の観点も災害の防止等地域社会にとって極めて重要な事項に関するものであることから、事務の執行体制を整備するとともに、地域住民等関係者に対し、本制度について周知することが望ましい。
- 3 地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域（法第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号に掲げる機能の発揮の観点からも、当該森林に期待される機能に応じ、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要な対策が措置されていることを確認することが望ましい。

開発行為の許可基準等の運用について

令和4年 11 月 15 日付け 4 林整治第 1188
号林野庁長官から各都道府県知事・各森林
管理局長宛て

[最終改正] 令和7年6月5日付け 7 林整治第 305 号

「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整治第 2396 号農林水産事務次官依命通知) の運用について別紙のとおり定めたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

なお、下記に掲げる通知は廃止するので、御留意願いたい。

また、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願いたい。

記

- 1 開発行為の許可の申請書に添付する位置図、区域図、及び計画書について
(昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野治第 2522 号林野庁長官通知)
- 2 開発行為の許可と他の制度による許認可との調整等について
(昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野治第 2523 号林野庁長官通知)
- 3 宅地造成事業に係る開発行為の審査等について
(昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野治第 2524 号林野庁長官通知)
- 4 林地開発許可事務実施要領の制定について
(昭和 49 年 12 月 17 日付け 49 林野治第 2705 号林野庁長官通知)
- 5 開発行為の許可基準の運用細則について
(平成 14 年 5 月 8 日付け 14 林野治第 25 号林野庁長官通知)
- 6 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について
(令和元年 12 月 24 日付け元林整治第 686 号林野庁長官通知)

開発行為の許可基準等の運用について

「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整治第 2396 号農林水産事務次官依命通知。以下「事務取扱」という。）の運用に当たって、開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次に掲げる第 1 から第 6 までの要件を満たすか否かにつき審査して行うほか、許可に伴う事務については次に掲げる第 7 から第 11 までに基づき適正かつ円滑に実施するものとする。

第 1 手続上の要件（規則第 4 条関係）

申請の手続については、森林法施行規則第 4 条（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）に基づく申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していることを確認するものとする。

- 1 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

位置図、区域図及び計画書として必要な記載事項は、別記 1 のとおりとすること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて計画書として必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができるものとする。

- 2 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることが明らかであること。

「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の 3 分の 2 以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。

- 3 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。
- 4 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。防災施設の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認するものとする。具体的な内容については、別記 1 によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。

また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するものとする。

- (1) 防災施設の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。

(2) 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書を提出することを許可条件に付す。

- 5 「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」(昭和 37 年農林省告示第 851 号。以下「様式告示」という。)の様式 1 中注意事項 3 において、「開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること」としているが、これは、開発行為の許可申請に当たって申請者と施行者が異なる場合に、施行者による防災措置の確実な実施を担保する観点から、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を確認するためである。具体的な内容については、別記 1 によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。

また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出させるとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出させ、許可条件に付す等の方法により確認するものとする。

- 6 別記 1 に掲げる書類のほか、開発行為の目的、態様等に応じて都道府県知事が必要と認める書類を添付するものとする。

第2 災害を発生させるおそれに関する事項(森林法第 10 条の2 第2 項第 1 号関係)

1 土砂の移動量

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね 1,000 立方メートル以下とすること。なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減するよう事業者に対し指導するものとする。

また、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ 18 ホール当たりおおむね 200 万立方メートル以下とすること。

2 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工法等は、次によるものであること。

ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締固めが行われるものであること。

- ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。
- エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

(2) 切土は、次によるものであること。

- ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。
- イ 土砂の切土高が 10 メートルを超える場合には、原則として、高さ 5 メートルないし 10 メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じ排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
- ウ 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

(3) 盛土は、次によるものであること。

- ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
- イ 一層の仕上がり厚は、30 センチメートル以下とし、その層ごとに締固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。
- ウ 盛土高が 5 メートルを超える場合には、原則として 5 メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
- エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(4) 捨土は、次によるものであること。

- ア 捨土は、土捨て場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨て場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。
- イ 法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

3 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が 2 によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

ア 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合ただし、硬岩盤である場合又は次の（ア）若しくは（イ）のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

（ア）土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

（イ）土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、（ア）に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、

（ア）に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

表1

土 質	擁壁等を要しない 勾 配 の 上 限	擁壁等を要する 勾 配 の 下 限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60 度	80 度
風化の著しい岩	40 度	50 度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35 度	45 度

イ 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合

(2) 擁壁の構造は、次によるものであること。

ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

オ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

4 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

(1) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

(2) 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、3の(2)によるものであること。

5 土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかなこと。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

- (1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合には200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合には600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

- (2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
- (3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通達）によるものであること。
- (4) 「災害が発生するおそれがある区域」については表2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次のア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表2に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。

ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

イ 土石流に関する区域については、土石流の発生危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表2

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法

山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

- (5) なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。
- (6) 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について別記 1 の計画書に必要な事項を記載すること。

6 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

(1) 排水施設の断面は、次によるものであること。

ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の（ア）及び（イ）により、流量は原則としてマニング式により求められていること。

（ア）排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：雨水流出量（m³/sec）

f：流出係数

r：設計雨量強度（mm/hour）

A：集水区域面積（ha）

（イ）前式の適用に当たっては、次によるものであること。

- a 流出係数は、表 3 を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、表 3 の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。
- b 設計雨量強度は、c による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20 年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号のロ又は土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30 年確率で想定される雨量強度を用いること。
- c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表 4 を参考として用いられていること。

表3

地 表 状 態 \ 区 分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林 地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草 地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕 地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸 地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

表4

流 域 面 積	単 位 時 間
50 ヘクタール以下	10 分
100 ヘクタール以下	20 分
500 ヘクタール以下	30 分

イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものより一定程度大きく定められていること。

ウ 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

なお、「同意」については、他の排水施設を経由して河川等に排水を導き河川等の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあつては、関係する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨であり、その取得について審査する際には、都道府県と関係行政庁が別記2に基づき調整することとする。

7 洪水調節池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

- (1) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすることができる。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあつて、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600立方メートル、それ以外のときには400立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

- (2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあつては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあつてはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。

ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、都道府県ごとの状況も踏まえ、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

- (3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。
- (4) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であつて、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。
- (5) 第3の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合、同時に森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

- 8 静砂垣等の設置等飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

- 9 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、6の(1)、

7の(1)及び(2)によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

10 仮設防災施設の設置等

開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

11 防災施設の維持管理

開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

12 都市計画法等の基準の適合判断

第2の1から11までにかかわらず、開発行為が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第7号の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可を要する場合は同法第13条第1項の基準に、同法第30条第1項の許可を要する場合は同法第31条第1項の基準に適合することをもって、法第10条の2第2項第1号の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、これらの基準のうちに都道府県知事が第2の1から11までを踏まえて定める同号の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。

第3 水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関係）

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとするほか、設置に当たっての計画例については別記3を参考とされたい。

- 1 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとしてすることができる。また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあつては、第2の7の(1)によるものであること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第2の7の(1)によるものであること。

- 2 当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができ

ない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用いることができる。）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。なお、「同意」については、下流における水害の発生するおそれの有無について、より専門的な知見を有する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨であり、その同意の取得について審査する際には、都道府県と関係行政庁が別記2に基づき調整することとする。

- 3 余水吐の能力は、第2の7の(2)によるものであること。
- 4 洪水調節の方式は、第2の7の(3)によるものであること。
- 5 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができること。
- 6 第2の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合には、法第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。
- 7 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、1によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。
- 8 開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- 9 開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。
- 10 第3の1から9までにかかわらず、開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第3号の基準に適合することをもって法第10条の2第2項第1号の2の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、都市計画法の基準のうちに都道府県知事が第3の1から9までを踏まえて定める同号の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。

第4 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項(森林法第10条の2第2項第2号関係)

1 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

2 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

第5 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第3号関係）

1 森林又は緑地の残置又は造成

開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

- (1) 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置されるよう事業者に対し指導するとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用する等その運用については厳正を期するものとする。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、別記4の「事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地」の割合によること。

また、残置森林等は、別記4の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、別記4に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、別記4に準じて適切に措置されていること。

- (2) 造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表5を標準として均等に分布するよう植栽すること。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特性、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ1ヘクタール当たり500本～1ヘクタール当たり1,000本の範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

表5

樹 高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000 本
2メートル	1,500 本
3メートル	1,000 本

(3) 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

3 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地（土捨場を含む）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査し指導すること。

4 残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めること。

また、事業区域内に残置し又は造成した森林については、地域森林計画の対象とすることを原則とする。さらに、市町村に対しては、残置し又は造成した森林が市町村森林整備計画において適切な公益的機能別施業森林区域に設定されるよう指導するとともに、事業者に対しては、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等について指導するものとする。また、残置し又は造成した森林の立地条件、保全上の特性等を踏まえ、必要に応じて保健保安林等の指定を進めるとともに、都市緑地部局、環境部局等の関係部局とも連携し、残置森林等の保全又は形成に資する関係制度の活用についても検討するものとする。

さらに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、事業者から施設の増設等に係る開発許可の申請があった場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないと認められるものに限って許可を行うものとする。

なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記するなどの指導を行うものとする。

第6 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可については、第1から第5までの各要件及び別記5に掲げる要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。

第7 開発行為の一体性

- 1 事務取扱第1の3に定められた開発行為の一体性に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。

(1) 実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

(2) 実施時期の一体性

時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

(3) 実施箇所の一体性

個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

- 2 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性の判断に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報を活用すること。

第8 開発行為に係る完了確認等

- 1 事務取扱第2の3に定められた「緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うことができる」について、緑化等の表土の侵食防止を目的とした措置は、植生が定着しないことが見込まれる場合には、緑化等の措置後、継続的に経過観察を行った上で完了確認を行うことができる。この場合、緑化等の措置後1年経過した時点の植生状態を植被率等により成績判定するとともに、その後少なくとも1年間の経過観察を行い、定着状況を確認した上で、完了確認を行うことが望ましい。

成績判定や経過観察の結果、植生が定着していないと判断される場合には、都道府県知事は必要に応じて事業者に対し再度緑化等の措置を指導すること。

- 2 上記のほか、防災施設の設置を先行させることとし、主要な防災施設が設置されてから都道府県が部分確認を行うまでの間は他の開発行為を行わないよう指導すること。

こうした防災施設の先行設置と効率的な施行を両立する観点から、防災施設の設置完了時の確認だけでなく、排水系統を同じくする流域を複数含むような大規模開発については小流域等の区域ごと、暗渠のような埋設する施設については視認できる期間中に部分確認するなど開発行為の施行状況に応じ

た部分確認や施行状況の定期報告について指導すること。

- 3 土石等の採掘等の一時的な転用を目的としている開発行為を除き、原則として完了確認したときをもって地域森林計画の対象森林から除外するものとする。

第9 許可の条件（森林法第10条の2第4項及び第5項関係）

許可に当たって付す条件は、事務取扱第3によるほか、別記6の例により具体的案件に即したものとす。この条件は、法第10条の2第5項の趣旨を十分に踏まえたものとする。

第10 関係市町村長の意見（森林法第10条の2第6項関係）

事務取扱第4の関係市町村長の意見については、関係市町村長が開発行為に対し具体的な意見を提出できるよう円滑に意見聴取できる仕組みを構築する観点から、意見聴取は、都道府県知事から申請書類等を関係市町村長に送付した上で、別記様式を参考に関係市町村長からの意見を聴取し、当該意見への対応状況を申請者に提出させ、市町村長から法第10条の2第2項各号に関する具体的な懸念が表明されている場合等には必要に応じ、当該対応状況について都道府県又は申請者が関係市町村長へ説明することにより実施すること。

なお、関係市町村長への意見聴取に当たっては、当該市町村長が事業計画の内容を精査できるよう十分な期間を設けるよう配慮するものとする。

第11 その他

1 配慮事項

申請書の審査に当たっては、次に掲げる事項について確認すること。

- (1) 開発行為に係る土地の面積の規模開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められている場合には、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。

(2) 全体計画との関連

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

(3) 原状回復等の事後措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。

(4) 周辺の地域の森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されてい

ること等が該当する。

(5) 周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされること。例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

2 関係行政庁との調整等

開発行為については他法令の許認可と並行して申請される場合があることを踏まえ、都道府県は、第1の3により他法令の申請状況を明らかにさせるとともに、これから申請者が許認可の申請等を行うことを把握した場合には、当該許認可を市町村が所管している場合には市町村の関係部局との間で情報共有を行うほか、国又は都道府県が所管している場合には都道府県の関係部局との間で情報共有を行うとともに、都道府県関係部局を通じ国の機関との間で情報共有を行うものとする。このほか、行政事務の効率的な執行のため、都道府県は、別記2に基づき他の制度による許認可と調整すること。

また、第2の5の(4)に定める災害が発生するおそれがある区域が事業区域に含まれる場合には、都道府県は、当該区域において実施する措置の内容等について、上記に準じ関係行政庁との間で情報共有を行うこと。

別記1

開発行為の許可の申請書に添付する書類について

規則第4条第1号に規定する開発行為に係る森林の位置図及び区域図、同条第2号に規定する開発行為に関する計画書、同条第6号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類並びに様式告示の様式1中注意事項3に記載する防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類として必要な事項は、以下のとおりとする。

1 位置図

位置図は、開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

2 区域図

区域図は、①開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に係る森林の土地の区域、②それらの区域を明示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに③それらの区域に係る土地の地番及び形状を明示した縮尺5千分の1以上の図面とする。

3 計画書

計画書の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称
- (2) 開発行為をしようとする森林の面積
- (3) 現況図（地形、林況、開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面）
- (4) 流域現況図（流域の地形、土地利用の実態、河川の状況（河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）等を示す図面）
- (5) 利用計画図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類毎の位置及び残置し又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面）
- (6) 法面の断面図（法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面）並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量
- (7) 防災施設等設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）
- (8) 建築物等の概要図
- (9) 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理方法（残置し又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等との間における保全に関する協定等を添付すること。）
- (10) 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法

- (11) 開発行為の施行工程（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）
 - (12) 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
 - (13) 防災施設の維持管理方法（開発完了後の維持管理方法についても記載すること。）
 - (14) その他参考となる事項
- 4 資力及び信用があることを証する書類 資力及び信用の確認に当たっては、次に掲げる申請者に関する書類を添付することとする。
- (1) 資金計画書（計画書に記載する場合は、計画書の提出をもって代えることができる。）
 - (2) 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）
 - (3) 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料
 - (4) 納税証明書
 - (5) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）
 - (6) 法人の登記事項証明書
 - (7) 定款（法人の場合）
 - (8) 住民票等（個人の場合）
- 5 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類
- 防災措置を講ずるために必要な能力の確認に当たっては、次に掲げる林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類を添付することとする。
- (1) 建設業法許可書（土木工事業）
 - (2) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）
 - (3) 預金残高証明書
 - (4) 納税証明書
 - (5) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）
 - (6) 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。）

別記 2

開発行為の許可と他の制度による許認可との調整等について

法第 10 条の 2 に規定する開発行為の許可（以下別記 2 において「開発許可」という。）と他の制度による許認可との調整等については、以下のとおり措置されるよう配意されたい。

- 1 開発許可の運用は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による国立公園等の区域並びに自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域に係る許可の運用と十分連絡調整を図って行うこと。
- 2 開発許可と都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 8 条第 1 項又は都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 14 条第 1 項の規定による許可に当たっては、都道府県の林務部局と都市計画部局（都市計画法又は都市緑地法による許可権者が都道府県知事以外の者である場合にあっては、当該許可権者）とは、あらかじめ十分連絡調整をすること。
また、都市緑地法第 8 条に規定する届出等と開発許可との適正な運用を期するため、都道府県の林務部局と都市計画部局とは、相互の連絡体制を整備するよう十分連絡調整すること。
- 3 法第 10 条の 3 の規定による処分と都市計画法第 81 条第 1 項の規定による処分に当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うものとする。
- 4 開発許可と宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による許可に当たっては、都道府県の林務部局と盛土規制法を担当する部局（盛土規制法による許可権者が都道府県知事以外の者である場合にあっては、当該許可権者）とは、あらかじめ十分連絡調整をすること。
- 5 法第 10 条の 3 の規定による処分と盛土規制法第 20 条又は第 39 条の規定による処分に当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うものとする。
- 6 開発許可の申請が、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 18 条若しくは第 20 条、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 8 条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 10 条、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 14 条又は盛土規制法第 23 条若しくは第 42 条の規定による処分に係る場合にあっては、これらの法律を所管する行政庁又は担当部局とあらかじめ十分連絡調整すること。
また、開発行為により洪水調節池等を設置し、河川に排水する場合にあっては、あらかじめ河川管理者と十分連絡調整すること。
- 7 法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づく開発行為の許可を行おうとする場合においては、事前に十分な時間的余裕をもって関係河川管理者（指定区間については都道府県知事とする。）に通知し、同項第 1 号の 2 に係る要件について河川管理者（指定区間については都道府県知事とする。）との協議が整った後でなければ当該許可は行わないこと。

なお、この場合、国土交通省は、このことをもって開発許可手続きの遅延を招くことのないよう迅速な処理に努めるよう河川管理者を指導することとされているので念のため申し添える。

- 8 法第10条の2第2項第1号の2に規定する「水害」には、土砂の流出又は崩壊に関連するもの（特に土砂の流出又は崩壊に起因する洪水並びに土石流、泥流、地すべり、がけ崩れ、雪崩及びこれらに伴う洪水により生ずる災害）が含まれないこと、同号が創設されたことによって、「当該開発行為をする森林」及び「当該機能に依存する地域」における河川局所管事業の実施及び砂防指定地、地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域の指定が何ら影響されることはないこと、並びに同号が創設されたことによって、地すべり等防止法第51条第1項第2号に規定する「保安林に準ずべき森林」の範囲が従来と何ら変わるものでないので留意すること。
- 9 法第10条の2第2項第3号に関して、工場の立地態様に関する事項、汚染物質の排出等公害の防止に関する事項については、他法令による遵守すべき基準が守られるよう担当する部局と十分連絡調整すること。
- 10 都市計画法に基づく都市計画事業として行う開発行為及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業として行う開発行為について、都市計画法第59条第4項並びに土地区画整理法第4条第1項及び第14条第1項の規定による認可を行うに当たっては、都道府県の都市計画部局はあらかじめ林務部局と十分連絡調整を行うこととすること。
- 11 開発許可の申請に係る事業の計画区域内に農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条の規定により転用が制限される土地が含まれる場合には、開発許可又は転用許可に関する処分に当たっては、都道府県の林務部局と農地担当部局（農地法のこれらの規定による許可権者が農林水産大臣である場合には、地方農政局（沖縄にあっては沖縄総合事務局、北海道にあっては農村振興局））とは、あらかじめ十分連絡調整を図ること。
- 12 法第10条の3の規定による処分又は農地法第51条の規定による処分をするに当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うものとする。
- 13 開発許可と農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2の規定による許可に当たっては都道府県の林務部局と同法の担当部局とはあらかじめ十分連絡調整を図ること。
- 14 法第10条の3の規定による処分又は農業振興地域の整備に関する法律第15条の3の規定による処分をするに当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うこと。
- 15 開発許可の申請が鉱業権者又は租鉱権者から鉱業権又は租鉱権の実施としてあった場合には、できる限り鉱物資源の有効利用を図る趣旨で処理するものとし、不許可その他の制限を行うに当たっては、あらかじめ、所轄経済産業局長に協議し、意見を整えた上で処分を行うこと。
- 16 開発許可をする際には、その度にその旨を都道府県公安委員会に通知すること。

洪水調節池等の設置に係る計画例

法第10条の2第2項第1号の2に規定する水害の防止に係る許可基準について、洪水調節池等を設置する場合の計画例は以下のとおりとする。

なお、以下は参考例であって、各都道府県の実情に応じて計画することを妨げるものではない。

1 当該開発行為に伴いピーク流量を安全に流下させることができない地点の選定

- (1) 当該開発行為をする森林の下流において、30年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用いることができる。以下同じ。）で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を流下させることができない地点を選定する。

ピーク流量の算定に当たっては、当該地域において適合度の高い算式を用いることとし、適当な算式がない場合にはラショナル式を用いる。

- (2) (1)の地点のうち、開発中及び開発後の30年確率で想定される雨量強度における無調節のピーク流量（ Q_i30 ）が開発前のピーク流量（ Q_{oi30} ）に対して1%以上増加する地点*i*を選定する。

ただし、当該ピーク流量の増加率が1%未満であっても、当該河川等の管理者が安全に流下させることができないと判断した場合は、その地点も選定する。

- (3) (2)の地点が生じない場合には、法第10条の2第2項第1号の2の規定による洪水調節池等の設置は不要となる。

なお、(2)の地点が生じない場合であっても、同項第1号の要件に照らしてピーク流量を調節することが必要な場合には、別紙第2の7の基準によって洪水調節池等を設置することが必要である。

2 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点の選定

- (1) 1の(2)で選定した各地点について、それぞれ開発前の30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量（ Q_{oi30} ）を超えない洪水調節池等からの放流量（ q_i30 ）を算定する。

洪水調節池等からの放流量（ q_i30 ）の算定に当たっては、当該地域において適合度の高い算式を用いる。

例えば、以下の算式が考えられる。

$$q_i30 = Q_{oi30} \times \frac{a \times f_o}{A_i \times F_{oi}}$$

ここに、 A_i ：選定した各地点の集水面積（ha）

Foi : 選定した各地点の集水区域の開発前の流出係数 a : 洪水調節池等の集水区域の面積 (ha)
fo : 洪水調節池等の集水区域の開発前の流出係数

- (2) (1)で算出した各地点の洪水調節池等からの放流量 (qi30) が最小となる地点 (j) を「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」(以下「当該地点」という。)として選定する。

ただし、1の(2)で求めた各地点の中で、地点(j)に比べ流下能力が著しく小さい地点(k)が存在する場合(地点(j)においてnj年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができ、地点kにおいてnk年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができるときに、両地点の確率年がnj>nkとなる場合)又は当該河川等の管理者が必要であると判断した場合には、その地点(k)も当該地点として選定する。

いずれの場合であっても、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ることが必要である。

3 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点における許容放流量の決定

- (1) 2の(2)で選定した当該地点の当該洪水調節池等からの放流量 (qi30) を 30 年確率で想定される雨量強度に対する洪水調節池等からの許容放流量 (qpc30) として決定する。

- (2) 当該地点が地点(j)の場合、地点(j)における開発前のnj(当該地点が地点(k)の場合にはnkとする。以下同じ。)年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量(Qojnj)をもとに、当該洪水調節池等からの放流量(qijnj)を算定し、これをn(=nj)年確率で想定される雨量強度に対する洪水調節池等からの許容放流量(qpcn)として決定する。

nj年確率で想定される雨量強度における当該洪水調節池等からの放流量(qijnj)の算定に当たっては、2と同様に、当該地域において適合度の高い算式を用いる。

例えば、以下の算式が考えられる。

$$qijnj = Qojnj \times \frac{a \times fo}{Aj \times Foj}$$

ここに、Aj : 地点jの集水面積 (ha)

Foj : 地点jの集水区域の開発前の流出係数 a : 洪水調節池等の集水区域の面積 (ha)

fo : 洪水調節池等の集水区域の開発前の流出係数

4 洪水調節池等の容量の決定

洪水調節池等の容量を、洪水調節池等の集水区域における 30 年及び n 年のそれぞれの確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量 (q30 及び qn) を 30 年及び n 年のそれぞれの確率で想定される雨量強度に対する洪水調節池等からの許容放流量 (qpc30 及び qpcn) に調節できる容量に決定する。

洪水調節池等の容量の計算は、簡便法（確率降雨強度曲線の特性を応用して必要調節容量を簡便に求める方法）、厳密計算法（洪水調節池の諸元を仮定し、シミュレーションを繰り返す、洪水調節容量を求める方法）その他の適切な方法により行う。

n 年確率で想定される雨量強度も考慮するのは、30 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を調節できる洪水調節池等を設置した場合であっても、その設計内容によっては n 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を調節できない場合が想定されるためである。

なお、30 年及び n 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を調節できる洪水調節池等を設置することにより、n 年から 30 年までの間の頻度で発生する雨量強度におけるピーク流量については概ね調節できると考えて差し支えない。

別記4

主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね 30 パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント（残置森林率おおむね 40 パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 20 メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント（残置森林率おおむね 40 パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

住宅団地の造成	森林率はおおむね 20 パーセント以上。(緑地を含む)	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

(注) 1 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるにいたらないものを同等に取扱うことが適切でないことによるものである。

2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

3 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その 2 割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあつては 20 パーセントを下回らないものでなければならないという趣旨である。

4 「開発行為の目的」について

(1) 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集团的に設置しようとする土地を指すものとする。

(2) 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。

(3) 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、 condominium 等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。

- (4) 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
- (5) 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
- (6) 上記表に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。
- (7) 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。
- この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね 30 メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。
- 5 レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- 6 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- 7 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。
- (1) 公園・緑地・広場
 - (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
 - (3) 緑地帯、緑道
 - (4) 法面緑地
 - (5) その他上記に類するもの
- 8 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

別記5

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等の運用について

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第2条の3に規定する開発行為の許可対象となる開発行為の規模のうち、太陽光発電設備の設置を目的とする行為については、切土又は盛土をほとんど行わなくても現地形に沿った設置が可能であるなど、他の目的に係る開発行為とは異なる特殊性が見受けられる。これを踏まえ、当該目的に係る開発行為の許可に当たって、次に掲げる事項に基づき適正かつ円滑に実施すること。

なお、法第10条の2第1項に規定する許可を要しない規模の開発についても、次に掲げる事項を踏まえ、森林の土地の適切な利用が確保されるよう周知することが望ましい。

第1 事業終了後の措置について

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、当該許可を行う際に、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずることについて、申請者に対して指導するものとするとともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むことを申請者に対して促すものとする。

以上の措置は、太陽光発電設備に係る開発区域が太陽光発電事業終了後に原状回復等したときに、当該区域の地域森林計画対象森林への再編入を検討することをあらかじめ考慮して行うものとする。

第2 災害を発生させるおそれに関する事項

1 自然斜面への設置について

別紙第2の1の規定に基づき、開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

2 排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要

があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

(1) 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不透水性の材料で覆われる箇所については、別紙表3によらず、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地表状態\区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9～1.0	0.9

(2) 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、別紙第2の6の(2)の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

第3 残置し、若しくは造成する森林又は緑地について

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、別記4によらず、次の表のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね 25 パーセント（残置森林率はおおむね 15 パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

なお、別紙第5の4において、残置森林又は造成森林は、善良に維持管理されることが明らかであることを許可基準としていることから、当該林地開発許可を審査する際、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とするよう、申請者に併せて指導することとする。

第4 その他配慮事項

このほか、次に掲げる事項について配慮することとする。

1 住民説明会の実施等について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

このため、当該林地開発許可の審査に当たり、以上の取組の実施状況について確認することとする。

2 景観への配慮について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

このため、当該林地開発許可の審査に当たり、必要に応じて、設置する施設の色彩等を含め、景観に配慮した施行に努めるよう申請者に促すこととする。

3 地域の合意形成等を目的とした制度との連携について

太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律(平成25年法律第81号)や、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されている。

このため、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発に係る許可申請の相談が都道府県林務部局にあった際には、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図るよう、必要に応じて申請者に促すこととする。

別記6

開発行為の許可に当たって付する条件例について

法第10条の2第4項及び第5項の規定の運用については、事務取扱の別紙第3のとおりであるが、開発行為の許可に当たっては、次に掲げる例により具体的案件に即した条件を付すること。

1 必須条件例

次に掲げる条件に従って開発行為が行われない場合には、この許可を取り消すことがある。

- (1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 都道府県職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (3) 開発行為を完了したときは、遅滞なく都道府県知事に届け出ること。また、都道府県職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (4) 開発行為を中止し又は廃止したときは、遅滞なく都道府県知事に届け出るほか、都道府県知事の指示に従い防災措置を講ずるとともに、都道府県職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (5) 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ都道府県知事に届け出ること。
- (6) 開発行為の計画を変更するときは、許可の変更申請を行うこと。
- (7) 開発行為の施行中に災害が発生した場合には、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく都道府県知事に届け出ること。
- (8) えん堤、洪水調節池、沈砂池等の防災施設の設置を先行することとし、主要な防災施設の設置が完了し、都道府県職員が確認を行うまでの間は他の開発行為を施行しないこと。
- (9) 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施行する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう本設のものと同程度の機能をもつ仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、施行地全体の安全性を担保すること。
- (10) 排水施設、洪水調節池、沈砂池等の機能維持のため、開発行為の施行中に当該施設に堆積した土砂の撤去等の適切な維持管理を行うこと。
- (11) 開発行為の状況に応じ、施行中埋設する工作物については視認できる期間中に確認を受けるとともに、施行状況については定期報告を行うこと。

2 案件に応じた条件例

- (1) 6か月毎に開発行為の施行状況について都道府県知事に報告書を提出すること。
- (2) 切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認した上で行うこと。
- (3) 切土、盛土又は捨土は、強雨時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。

また、強雨時、台風襲来時又は融雪時には施行途中の切土、盛土又は捨土が流出し又は崩壊しないように流出及び崩壊の防止措置を講ずること。

- (4) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように、杭打ちを行うこと。
- (5) 法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。
- (6) 法面の緑化作業は、4月末までに行うこと。
- (7) 利用後は、スギを1ヘクタール当たり3,000本以上植栽すること。
- (8) 付替道路の設置は、2月末までに完成すること。
- (9) 資力及び信用を証する書類について、申請時に、事業者の資金計画書及び金融機関からの関心表明書等を提出した場合、着手前に融資証明書を提出すること。
- (10) 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類について、申請時に、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等を提出した場合、着手前に必要な書類を提出すること。
- (11) その他

別記様式

林地開発行為に関する意見書

年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

年 月 日付けで照会のあった下記の林地開発行為について、森林法第 10 条の 2 第 6 項の規定に基づき、別添のとおり意見を提出します。

記

1. 申請者の住所及び氏名
2. 開発行為に係る森林の所在場所
3. 開発行為の目的

以上

別添

開発行為に関する意見

1. 当該開発行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関連）
2. 当該開発行為により水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 関連）
3. 当該開発行為により水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 2 号関連）
4. 当該開発行為により環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号関連）

（注意事項） 1. 必要に応じて参考資料を添付すること。

2. 1～4 以外の事項について意見がある場合には、意見の趣旨を明らかにして参考資料として添付すること。

IV 技術基準

1 林地開発行為による土砂の流出等の災害の発生を防止するための留意事項

- ① 開発行為は、できるだけ現地形に沿って行い、土砂の移動量は必要最小限度になるようにすること。
- ② 切土・盛土又は捨土を行う場合は、法面の安定を確保するよう、法面の勾配及び法面保護を適切に行うとともに、必要に応じて小段、排水施設、擁壁等の施設を設置すること。
- ③ 開発行為に伴い土砂が流出するおそれがある場合には、開発行為に先行してえん堤等を設置するほか、必要な箇所に森林を残置すること。
- ④ 雨水等を適切に排水しなければ災害の発生するおそれがある場合には、十分な排水能力等を備えた排水施設を設置すること。
- ⑤ 下流の流下能力を超える水量を排水されることにより、災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等を設置すること。
- ⑥ 落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、落石防止柵等を設置すること。

2 開発行為に伴う、濁水流下の防止対策

具体的措置としては、河川周辺の森林の残置、沈砂池の設置が一般的ですが、その他として土砂流出の防止のための盛・切土箇所の緑化、えん堤等の設置が考えられます。

沈砂池（沈殿池）を設置する場合、その構造は土砂汚泥の沈降に必要な長さ・幅・水深を有していることが必要であり、また、流出した土砂汚泥の堆積によっても沈砂能力の低下を来さないだけの容量を有していなくてはなりません。

なお、沈砂地等の貯砂能力の設計及び浚渫等による防災施設の維持管理に当たっては、各地表別に次表の流出土砂量を算出すること。ただし、宮城県防災調整池設置指導要綱に基づき計画する防災調整池の堆積土砂量にあつては、同要綱により算出すること。

流出土砂量算出表

地表の状態	1 ha 当たり流出土砂量 (m ³ /ha)
裸地・荒廃地	200～600 (平均値400)
伐採地・草地	15
林地	1

※45 ページ参照

3 開発行為による環境の悪化の防止のための留意事項

森林によって確保されてきた環境の保全の機能は、森林以外のものによって代替されることが一般的に困難であるため、林地開発許可制度において開発を行おうとするときは、次の点に考慮しつつ、相当面積の森林を残置することになります。

- ① 開発行為の目的・態様及び周辺における土地利用の実態等から見て、残置森林の面積が適切に取られていること。
- ② 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないようにするとともに、騒音、粉じん、風害等の影響を緩和するよう森林を区域内の適切な箇所に設置すること。

4 切土・盛土の基準

(1) 切土

- ① 工法は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
- ② 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
- ③ 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
- ④ 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

(2) 盛土

- ① 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
- ② 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。
- ③ 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね 1.5 メートルを超える場合には、勾配が 35 度以下であること。
- ④ 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
- ⑤ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(3) 捨土

- ① 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上、選定されているものであること。
- ② 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

(4) その他

- ① 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場所には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。
- ② 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

5 法面保護のための基準

法面保護の方法には植生工法と人工材料による保護工法があります。

法面の保護は、植生による保護が原則であり、工法については実播工、伏工、筋工、植栽工等のうちから施工箇所の実情に応じ適当なものを単独又は併用します。

植生工法は、人工材料による保護工法に比べると、工費が低廉で美観上も好ましいのですが、生き物なの

で施工時期や施工場所に制約があり、施工後の維持管理に留意する必要があります。

植生による保護だけでは侵食を防止できない場合には人工材料による適切な保護を行うものとし、工法は吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等を適宜採用します。

これら法面保護の施工に当たっては工種、気象条件等を考慮して適期に行うよう留意する必要があります。

なお、表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置を講じておく必要があります。

6 擁壁の設置に関する基準

(1) 切土・盛土又は捨土を行った後の法面の勾配を地質・土質・法面の高さからみて崩壊のおそれのないものにしようとするのが困難であるか、又は適当でない場合には、擁壁の設置が必要となっています。これは、例えば、崩壊のおそれのない法面の勾配にしようすると切土や盛土の法面が非常に長くなり、必要以上に開発面積が多くなる等の場合が該当します。

(2) 開発箇所が人家・学校・道路等と近接している場合で、次の①又は②に該当する場合は擁壁等の設置が必要です。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、擁壁等を設ける必要がないと認められる場合は、この限りではありません。

① 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合は擁壁等が必要です。ただし、硬岩盤又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合は擁壁等を設けなくてもよいこととなっています。

ア 土質が表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が表の中欄の角度以下のもの（切土高に関係なく、角度のみで擁壁等の要否を決定することとしています。）

イ 土質が表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が表の中欄の角度を超え、表の右欄の角度以下のもので、切土高が5メートル以下のもの（5メートルを超える切土高の場合は必要である。つまり角度と切土高の両方によって擁壁等の要否を決定することとしています。）

表

土 質	擁壁等を要しない勾 勾の上限	擁壁等を要する勾配 の下限
軟岩（風化の著しいも ものを除く）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ロー ム、硬質粘土、その他 これに類するもの	35度	45度

擁壁の設置を必要とする場合（人家、学校、道路等に近接し、次の斜線部分の場合）

○ 切 土

図1 軟岩の場合

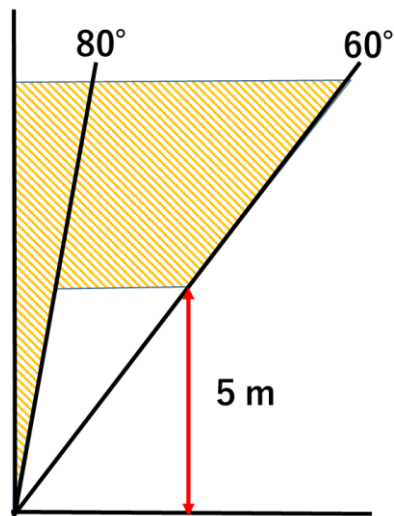


図2 風化の著しい岩の場合

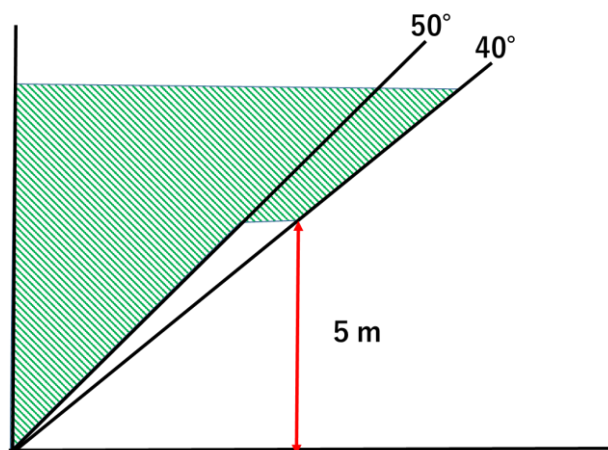
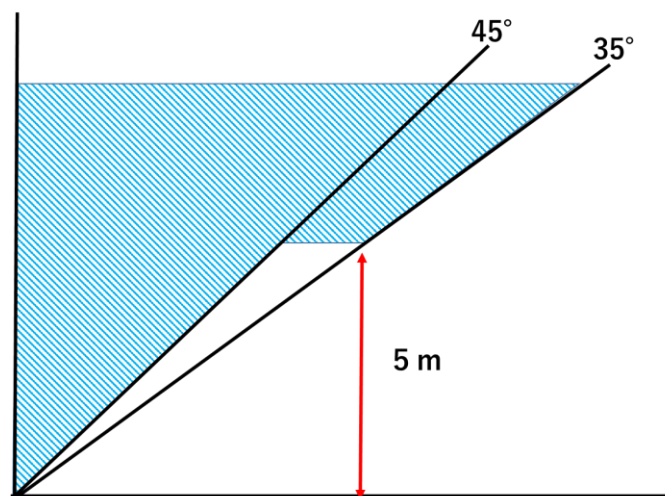
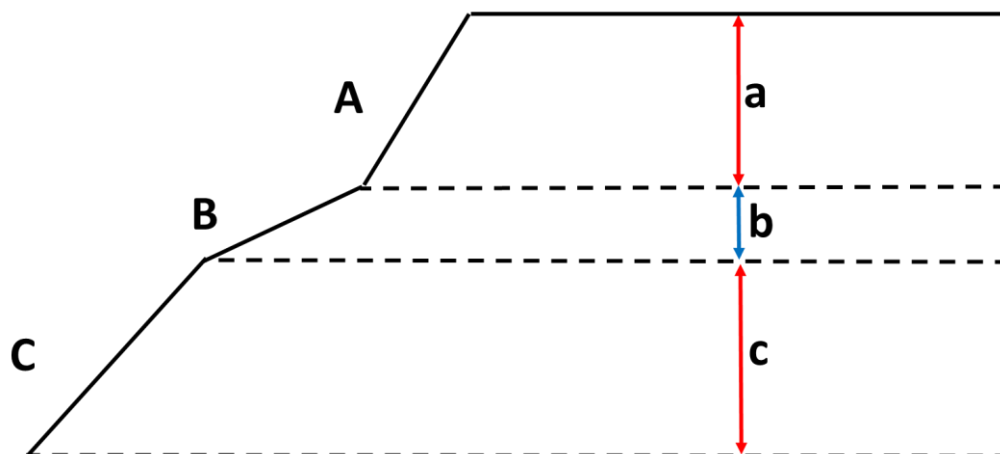


図3 砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの



切土高の算定に当たっては、図4のようにアに該当する法面で上下に分離された法面があるときは、アに該当する法面が存在しないものとし、上下の法面は連続しているものとみなしています。

図4

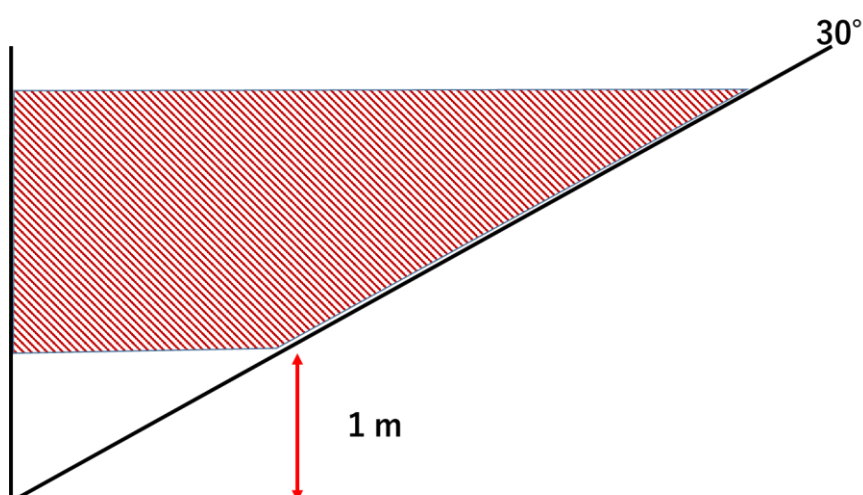


Bがアに該当する勾配で、AとCが表の中欄の角度を超え、右欄の角度以下であり、この場合の高さは、 $a + c$ として算定し、 b は算入しない趣旨です。したがって、 $a + c$ が7メートルであれば、擁壁を設ける必要があります。

② 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合は、擁壁等を設ける必要があります。

○ 盛 土

図5



(3) 構造の基準は次のとおり

- ① 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- ② 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合の安全率は、1.5 以上であること。
- ③ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合の安全率は、1.5 以上であること。
- ④ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。この場合の安全率については、地盤に生ずる最大応力が地盤の許容支持力を超えてはならないこと。
- ⑤ 擁壁には、裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

7 排水施設の能力に関する基準

(1) 雨水流出量

排水施設の雨水流出能力を定めるためには、その排水施設で処理しなければならない量、すなわち雨水流出量を求める必要があります。

林地開発許可制度では、雨水流出量の算定については、原則として【1】の合理式（ラショナル式）を用いることとされています。

この式の特色は、流域最遠点から計算地点まで雨水が集中流下したときに最大流量が生ずるとの考えに基づくもので、 Q （ m^3/sec ）はピーク流量を意味しています。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A \cdots \cdots \cdots \text{【1】}$$

Q ：雨水流出量（ m^3/sec ）

f ：流出係数

r ：設計雨量強度（ mm/hr ）……………（79・80ページ参照）

A ：集水区域面積（ ha ）

① 流出係数

流出係数は、開発行為をしようとする区域内の地表面の状態、傾斜、土質、降雨継続時間などによって異なりますが、本制度では林地、草地、耕地、裸地の地表状態別に浸透能の大、中、小により表1の値を採用することとしています。

なお、表1の適用に当たっては、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平坦地は浸透能大、として取り扱ってもよいこととなっています。

また、開発行為をしようとする区域内に地表上状態又は浸透能の異なった区域が混在する場合は、【2】式により、平均流出係数を算出します。

表1

区分		浸透能小	浸透能中	浸透能大
林地	地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草地	地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕地	地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸地	地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

$$\text{流出係数 } f = \frac{\sum f_i \cdot A_i}{A} \dots\dots\dots \text{【2】}$$

A_i : 流出係数 f_i の区域面積

f : 平均流出係数

② 設計雨量強度

設計雨量強度は、表2で区分されている単位時間内の10年確率で想定される雨量強度を基本とします。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いることとなっています。

到達時間は、降雨時の雨水が流域から河道（又は排水施設）の上流端に入るまでの時間（流入時間）と流量計算地点までの河道（又は排水施設）を流下する時間（流下時間）の和ですが、本制度では流域面積の規模で区分した表2の単位時間を採用することとなっています。

表2

流 出 面 積	単 位 時 間
50 ヘクタール以下	10 分
100 ヘクタール以下	20 分
500 ヘクタール以下	30 分

(2) 排 水 量

雨水流出量が定まりますと、その排水が可能になる排水施設の断面を決定することになりますが、その際次のような点に留意しなければなりません。

- ① 一般に土砂などの堆積による通水断面の縮小を考慮して設計上の計算で得られたものに対して 少なくとも20パーセントの余裕を見しておくこと。

（8割水深の場合1.0、満水の場合1.2以上の安全率を確保すること。）

なお、他法令による許認可も適用される行為の場合は、(1)②の設計雨量強度よりも大きい雨量強度が適用される場合があります。その場合は、(1)②の設計雨量強度に1.2を乗じて得た排水量と、他法令の雨量強度基準により得た排水量を比較し、より安全性の高い基準を採用します。

- ② 特に豪雨の際に大量の土、木片などが、流出するおそれのある場合は、さらに十分な通水面積を考慮しておくこと。（参考：土砂混入率5% 採石技術指導基準書：平成15年版）

なお、排水施設の排水量は【3】式によって求められます。

$$Q = V \cdot A \dots\dots\dots \text{【3】}$$

Q : 排水量 (m^3/sec)

V : 平均流速 (m/sec)

A : 流水断面積 (m^2)

平均流速は原則として【4】のマニング式により求めることとしています。

$$V = \frac{1}{n} R^{2/3} \cdot I^{1/2} \dots \dots \dots \text{【4】}$$

V：平均流速 (m/sec)

n：粗度係数

$$R = \frac{A}{P} \quad (\text{m})$$

A：流水断面積 (m²)

P：潤 辺 (m)

I：勾 配 (1%→0.01)

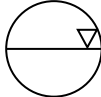
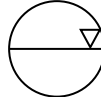
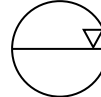
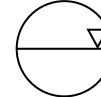
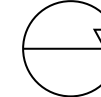
表3 マニングの粗度係数n

水路の形式	水路の状況	nの範囲	nの標準値
カルバート	現場打ちコンクリート		0.015
	コンクリート管		0.013
	コルゲートメタル管 (1形)		0.024
	コルゲートメタル管 (2形)		0.033
	〃 (ペーピングあり)		0.012
	塩化ビニル管		0.010
	コンクリート2次製品		0.013
ライニングした水路	鋼、塗装なし、平滑	0.011～0.014	0.012
	モルタル	0.011～0.015	0.013
	木、かんな仕上げ	0.012～0.018	0.015
	コンクリートコテ仕上げ	0.011～0.015	0.015
	コンクリート、底面砂利	0.015～0.020	0.017
	石積み、モルタル目地	0.017～0.030	0.025
	空石積み	0.023～0.035	0.032
	アスファルト、平滑	0.013	0.013
ライニングなし水路	土、直線、等断面水路	0.016～0.025	0.022
	土、直線水路、雑草あり	0.022～0.033	0.027
	砂利、直線水路	0.022～0.030	0.025
	岩盤直線水路	0.025～0.040	0.035
	整正断面水路	0.025～0.033	0.030
自然水路	非常に不正性な断面、雑草、立木多し	0.075～0.150	0.100

道路土工要綱 (平成21年度版) 137P より

管きよの流速と流量表（1／2）

各最大水深羽形管の流速・流量 マニング公式による

管 径			300mm	350mm	400mm	450mm	500mm	600mm						
有効水深 Hの場合 300mm～600mm H=0.7D 700mm～800mm H=0.8D 900mm 以上 H=0.9D														
流 水 面 積	A	H=0.7D の場合 A=0.5873D² H=0.8D の場合 A=0.6735D² H=0.9D の場合 A=0.7445D²	0.053	0.072	0.094	0.119	0.147	0.211						
		潤 辺	P	H=0.7D の場合 P=1.982D H=0.8D の場合 P=2.213D H=0.9D の場合 P=2.498D	0.595	0.694	0.793	0.892	0.991	1.189				
				径 深	R	H=0.7D の場合 R=0.2962D H=0.8D の場合 R=0.3042D H=0.9D の場合 R=0.2980D	0.089	0.104	0.118	0.133	0.148	0.178		
各円形管の流速・流量 マンニングの公式 n=0.013 流 速 $V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ n = 粗度係数 R = 平均径深 I = 水面勾配 流 量 Q=VA						勾配	V	Q	V	Q	V	Q	V	Q
		20%	6.857			0.363	7.608	0.548	8.276	0.778	8.963	1.067	9.625	1.415
		15	5.939	0.315	6.589	0.474	7.167	0.674	7.763	0.924	8.336	1.225	9.427	1.989
		14	5.737	0.304	6.365	0.458	6.924	0.651	7.499	0.892	8.053	1.184	9.108	1.922
		13	5.529	0.293	6.134	0.442	6.672	0.627	7.227	0.860	7.760	1.141	8.776	1.852
		12	5.312	0.282	5.893	0.424	6.411	0.603	6.943	0.826	7.456	1.096	8.432	1.779
		11	5.086	0.270	5.642	0.406	6.138	0.577	6.647	0.791	7.138	1.049	8.073	1.703
		10	4.849	0.257	5.380	0.387	5.852	0.550	6.338	0.754	6.806	1.000	7.697	1.624
		9	4.600	0.244	5.103	0.367	5.552	0.522	6.013	0.716	6.457	0.949	7.302	1.541
		8	4.337	0.230	4.812	0.346	5.234	0.492	5.669	0.675	6.088	0.895	6.885	1.453
		7	4.057	0.215	4.501	0.324	4.896	0.460	5.303	0.631	5.694	0.837	6.440	1.359
		6	3.756	0.199	4.167	0.300	4.533	0.426	4.909	0.584	5.272	0.775	5.962	1.258
		5	3.429	0.182	3.804	0.274	4.138	0.389	4.482	0.533	4.813	0.707	5.443	1.148
		4	3.067	0.163	3.402	0.245	3.701	0.348	4.009	0.477	4.305	0.633	4.868	1.027
		3	2.656	0.141	2.946	0.212	3.205	0.301	3.472	0.413	3.728	0.548	4.216	0.890
		2	2.169	0.115	2.406	0.173	2.617	0.246	2.834	0.337	3.044	0.447	3.442	0.726
		1	1.533	0.081	1.701	0.122	1.851	0.174	2.004	0.239	2.152	0.316	2.434	0.514

管きよの流速と流量表（2／2）

各最大水深円形管の流速・流量 マニング公式による

管 径			700mm	800mm	900mm	1,000mm	1,200mm	1,500mm					
有効水深 Hの場合 300mm～600mm H=0.7D 700mm～800mm H=0.8D 900mm 以上 H=0.9D													
流 水 面 積	A	H=0.7D の場合 A=0.5873D ² H=0.8D の場合 A=0.6735D ² H=0.9D の場合 A=0.7445D ²	0.330	0.431	0.603	0.745	1.072	1.675					
		潤 辺	P	H=0.7D の場合 P=1.982D H=0.8D の場合 P=2.213D H=0.9D の場合 P=2.498D	1.549	1.770	2.248	2.498	2.998	3.747			
				径 深	R	H=0.7D の場合 R=0.2962D H=0.8D の場合 R=0.3042D H=0.9D の場合 R=0.2980D	0.213	0.243	0.268	0.298	0.358	0.447	
各円形管の流速・流量 マンニングの公式 n=0.013 流 速 $V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ n = 粗度係数 R = 平均径深 I = 水面勾配 流 量 Q=VA	勾配					V	Q	V	Q	V	Q	V	Q
	20%	12.269	4.049			13.396	5.774	14.300	8.623	15.348	11.434	17.344	18.593
	15	10.626	3.506	11.601	5.000	12.384	7.468	13.292	9.902	15.021	16.102	17.417	29.174
	14	10.265	3.388	11.208	4.831	11.964	7.214	12.841	9.567	14.511	15.556	16.826	28.184
	13	9.892	3.264	10.800	4.655	11.529	6.952	12.374	9.219	13.984	14.990	16.214	27.159
	12	9.504	3.136	10.377	4.472	11.077	6.679	11.888	8.857	13.435	14.402	15.578	26.094
	11	9.099	3.003	9.935	4.282	10.605	6.395	11.382	8.480	12.863	13.789	14.915	24.983
	10	8.676	2.863	9.472	4.083	10.111	6.097	10.853	8.085	12.264	13.147	14.221	23.820
	9	8.231	2.716	8.986	3.873	9.593	5.784	10.296	7.670	11.635	12.473	13.491	22.598
	8	7.760	2.561	8.472	3.652	9.044	5.454	9.707	7.232	10.970	11.759	12.720	21.305
	7	7.259	2.395	7.925	3.416	8.460	5.101	9.080	6.765	10.261	11.000	11.898	19.929
	6	6.720	2.218	7.337	3.162	7.832	4.723	8.406	6.263	9.500	10.184	11.015	18.451
	5	6.135	2.024	6.698	2.887	7.150	4.311	7.674	5.717	8.672	9.297	10.056	16.843
	4	5.487	1.811	5.991	2.582	6.395	3.856	6.864	5.114	7.757	8.315	8.994	15.065
	3	4.752	1.568	5.188	2.236	5.538	3.340	5.944	4.428	6.717	7.201	7.789	13.047
	2	3.880	1.280	4.236	1.826	4.522	2.727	4.853	3.616	5.485	5.880	6.360	10.653
	1	2.744	0.905	2.995	1.291	3.198	1.928	3.432	2.557	3.878	4.158	4.497	7.533

確率降雨強度式による数値表

宮城県河川技術資料第111号 平成8年4月1日
宮城県における降雨強度式の決定(改訂版) 宮城県土木部河川課より

	確率	降雨強度式	降 雨 繼 続 時 間 (min)								
			10	20	30	60	120	180	360	720	1440
仙	1/2	$r = \frac{362}{t^{3/5} + 1.75}$	63.16 10.5	46.50 15.5	38.32 19.2	26.98 27.0	18.63 37.3	14.90 44.7	10.07 60.4	6.76 81.1	4.51 108.2
	1/3	$r = \frac{678}{t^{2/3} + 4.32}$	75.66 12.6	58.01 19.3	48.52 24.3	34.51 34.5	23.67 47.3	18.73 56.2	12.34 74.1	8.01 96.1	5.14 123.4
	1/5	$r = \frac{821}{t^{2/3} + 4.13}$	93.60 15.6	71.40 23.8	59.56 29.8	42.20 42.2	28.85 57.7	22.80 68.4	15.00 90.0	9.72 116.6	6.24 149.7
	1/10	$r = \frac{1,099}{t^{2/3} + 4.83}$	116.03 19.3	90.10 30.0	75.87 37.9	54.52 54.5	37.69 75.4	29.94 89.8	19.82 118.9	12.90 154.9	8.30 199.3
	1/20	$r = \frac{1,496}{t^{2/3} + 6.39}$	135.61 22.6	108.74 36.2	93.24 46.6	68.89 68.9	47.70 97.4	39.09 117.3	26.25 157.5	17.25 207.0	11.17 268.1
台	1/30	$r = \frac{1,761}{t^{2/3} + 7.33}$	147.10 24.5	119.81 39.9	103.68 51.8	77.73 77.7	55.62 111.2	44.91 134.7	30.40 182.4	20.09 241.1	13.06 313.4
	1/50	$r = \frac{2,127}{t^{2/3} + 8.46}$	162.35 27.1	134.38 44.8	117.42 58.7	89.42 89.4	64.87 129.7	52.73 158.2	36.01 216.1	23.95 287.5	15.64 375.4
	1/80	$r = \frac{2,504}{t^{2/3} + 9.52}$	176.82 29.5	148.27 49.4	130.59 65.3	100.78 100.8	73.98 148.0	60.48 181.5	41.65 249.9	27.87 334.4	18.27 438.5
	1/100	$r = \frac{2,696}{t^{2/3} + 10.02}$	183.88 30.6	155.05 51.7	137.03 68.5	106.37 106.4	78.49 157.0	64.34 193.0	44.47 266.8	29.84 358.1	19.60 470.4
	1/200	$r = \frac{3,354}{t^{2/3} + 11.60}$	206.51 34.4	176.82 58.9	157.80 78.9	124.56 124.6	93.35 186.7	77.14 231.4	53.92 323.5	36.48 437.8	24.11 578.6

注) 上段・・・降雨強度(mm/hr)
下段・・・雨 量(mm)

	確率	降雨強度式	降雨繼續時間 (min)								雨量(mm)	
			10	20	30	60	120	180	360	720	1440	
石	1/2	$r = \frac{458}{t^{2/3} + 4.98}$	47.60	37.09	31.30	22.55	15.63	12.43	8.24	5.37	3.46	
			7.9	12.4	15.6	22.6	31.3	37.3	49.4	64.4	83.0	
	1/3	$r = \frac{909}{t^{3/4} + 9.09}$	61.78	49.01	41.49	29.66	20.05	15.61	9.91	6.14	3.74	
			10.3	16.3	20.7	29.7	40.1	46.8	59.5	73.7	89.8	
	1/5	$r = \frac{1,050}{t^{3/4} + 6.88}$	83.98	64.27	53.30	36.92	24.34	18.74	11.73	7.20	4.36	
			14.0	21.4	26.7	36.9	48.7	56.2	70.4	86.4	104.7	
卷	1/10	$r = \frac{1,683}{t^{4/5} + 8.64}$	112.58	85.76	70.61	47.95	30.77	23.26	14.08	8.34	4.88	
			18.8	28.6	35.3	48.0	61.5	69.8	84.5	100.1	117.1	
	1/20	$r = \frac{1,927}{t^{4/5} + 6.73}$	147.78	108.77	87.89	58.07	36.50	27.36	16.38	9.64	5.62	
			24.6	36.3	43.9	58.1	73.0	82.1	98.3	115.7	134.8	
	1/30	$r = \frac{2,059}{t^{4/5} + 5.77}$	170.45	122.88	98.21	63.89	39.72	29.63	17.64	10.35	6.02	
			28.4	41.0	49.1	63.9	79.4	88.9	105.9	124.2	144.5	
	1/50	$r = \frac{2,246}{t^{4/5} + 4.86}$	201.08	141.74	111.99	71.72	44.11	32.75	19.40	11.34	6.58	
			33.5	47.2	56.0	71.7	88.2	98.3	116.4	136.1	158.0	
	1/80	$r = \frac{2,422}{t^{4/5} + 4.12}$	232.22	160.34	125.40	79.21	48.26	35.71	21.05	12.28	7.12	
			38.7	53.4	62.7	79.2	96.5	107.1	126.3	147.3	170.8	
	1/100	$r = \frac{2,490}{t^{4/5} + 3.74}$	247.77	169.09	131.50	82.46	50.00	36.92	21.71	12.65	7.32	
			41.3	56.4	65.8	82.5	100.0	110.7	130.3	151.8	175.8	
	1/200	$r = \frac{2,743}{t^{4/5} + 2.82}$	300.45	198.69	152.26	93.70	56.11	41.23	24.11	14.00	8.09	
			50.1	66.2	76.1	93.7	112.2	123.7	144.7	168.0	194.1	

	確率	降雨強度式	降 雨 継 続 時 間 (min)								
			10	20	30	60	120	180	360	720	1440
古	1/5	$r = \frac{1.178}{t^{3/4} + 8.11}$	85.78 14.3	67.06 22.4	56.29 28.1	39.71 39.7	26.55 53.1	20.58 61.7	12.98 77.9	8.01 96.1	4.87 116.9
		$r = \frac{1.414}{t^{3/4} + 6.78}$	114.00 19.0	87.08 29.0	72.15 36.1	49.90 49.9	32.86 65.7	25.29 75.9	15.81 94.9	9.70 116.4	5.88 141.1
川	1/10	$r = \frac{1.670}{t^{3/4} + 5.92}$	144.67 24.1	108.60 36.2	89.12 44.6	60.78 60.8	39.60 79.2	30.33 91.0	18.86 113.1	11.52 138.3	6.97 167.2
		$r = \frac{2.081}{t^{3/4} + 7.62}$	157.13 26.2	121.86 40.6	101.82 50.9	71.32 71.3	47.43 94.9	36.66 110.0	23.05 138.3	14.19 170.3	8.62 206.9
	1/50	$r = \frac{2.773}{t^{3/4} + 10.60}$	170.93 28.5	138.25 46.1	118.41 59.2	86.23 86.2	59.18 118.4	46.42 139.2	29.74 178.4	18.54 222.4	11.35 272.4
		$r = \frac{4.015}{t^{3/4} + 15.91}$	186.45 31.1	158.27 52.8	139.76 69.9	107.16 107.2	76.97 153.9	61.72 185.2	40.74 244.4	25.92 311.0	16.08 385.9

	確率	降雨強度式	降 雨 繼 続 時 間 (min)								
			10	20	30	60	120	180	360	720	1440
氣	1/5	$r = \frac{1,290}{t^{3/4} + 9.20}$	87.02	69.14	58.59	41.94	28.38	22.11	14.05	8.70	5.31
			14.5	23.0	29.3	41.9	56.8	66.3	84.3	104.5	127.4
仙	1/10	$r = \frac{1,554}{t^{3/4} + 8.18}$	112.58	88.11	74.00	52.26	34.97	27.11	17.11	10.56	6.42
			18.8	29.4	37.0	52.3	69.9	81.3	102.7	126.7	154.2
沼	1/20	$r = \frac{1,799}{t^{3/4} + 7.10}$	141.39	108.65	90.32	62.77	41.49	31.99	20.05	12.31	7.47
			23.6	36.2	45.2	62.8	83.0	96.0	120.3	147.8	179.3
	1/30	$r = \frac{1,930}{t^{3/4} + 6.36}$	161.06	122.02	100.63	69.13	45.29	34.77	21.68	13.28	8.04
			26.8	40.7	50.3	69.1	90.6	104.3	130.1	159.3	192.9
	1/50	$r = \frac{2,095}{t^{3/4} + 5.48}$	188.68	140.25	114.49	77.48	50.20	38.35	23.77	14.50	8.76
			31.4	46.8	57.2	77.5	100.4	115.1	142.6	174.0	210.2
	1/100	$r = \frac{2,309}{t^{3/4} + 4.36}$	231.28	167.11	134.41	89.09	56.85	43.16	26.54	16.11	9.70
			38.5	55.7	67.2	89.1	113.7	129.5	159.2	193.3	232.7

法 勾 配 及 び 直 角 対 照 表

勾 配		垂直1に対し		水平1に対し		法長1に対し		傾 角		
呼 称	記 号	法 長	水平	法 長	垂直長	水平長	垂直長	度	分	秒
五厘	1 : 0.05	1.001249	0.05	20.024980	20.000000	0.049938	0.998752	87	8	15.3
一分	1 : 0.10	1.004988	0.10	10.049880	10.000000	0.099504	0.995037	84	17	21.7
一分五厘	1 : 0.15	1.011187	0.15	8.741249	6.666667	0.148340	0.988936	81	28	9.2
二分	1 : 0.20	1.019304	0.20	5.099017	5.000000	0.196116	0.980571	78	41	24.2
二分五厘	1 : 0.25	1.030776	0.25	4.123106	4.000000	0.242536	0.970142	75	57	49.5
三分	1 : 0.30	1.044031	0.30	3.840102	3.333333	0.287348	0.957826	73	18	2.7
三分五厘	1 : 0.35	1.059481	0.35	3.027089	2.855555	0.330350	0.943858	70	42	35.3
四分	1 : 0.40	1.077033	0.40	2.692583	2.500000	0.371391	0.928477	68	11	54.9
四分五厘	1 : 0.45	1.096586	0.45	2.436857	2.222222	0.410365	0.911921	65	46	20.1
五分	1 : 0.50	1.118034	0.50	2.236170	2.000000	0.447214	0.894427	64	26	5.8
五分五厘	1 : 0.55	1.141271	0.55	2.075039	1.818182	0.481919	0.876216	61	11	21.7
六分	1 : 0.60	1.166190	0.60	1.943651	1.666667	0.514496	0.867494	59	2	10.5
六分五厘	1 : 0.65	1.192686	0.65	1.834901	1.538462	0.545030	0.838444	56	53	34.1
七分	1 : 0.70	1.220556	0.70	1.745794	1.428571	0.573462	0.819232	55	00	28.7
七分五厘	1 : 0.75	1.250000	0.75	1.666667	1.333333	0.600000	0.800000	53	7	48.4
八分	1 : 0.80	1.280625	0.80	1.600781	1.250000	0.624965	0.780869	51	20	24.7
八分五厘	1 : 0.85	1.312440	0.85	1.544048	1.176471	0.647648	0.761939	49	38	7.7
九分	1 : 0.90	1.345362	0.90	1.494847	1.111111	0.668965	0.743294	48	00	4.6
九分五厘	1 : 0.95	1.379311	0.95	1.451907	1.052632	0.688749	0.725000	46	23	7.7
一割	1 : 1.00	1.414214	1.00	1.414214	1.000000	0.707107	0.707107	45	0	0
一割一分	1 : 1.10	1.486608	1.10	1.351461	0.909091	0.739940	0.672672	42	16	25.3
一割二分	1 : 1.20	1.562050	1.20	1.301708	0.833333	0.768221	0.640184	39	48	20.0
一割三分	1 : 1.30	1.640122	1.30	1.261632	0.769231	0.792624	0.609711	37	34	6.9
一割四分	1 : 1.40	1.720465	1.40	1.228904	0.714286	0.813733	0.581238	35	32	15.7
一割五分	1 : 1.50	1.802776	1.50	1.201851	0.666667	0.832050	0.554700	33	41	24.3
一割六分	1 : 1.60	1.886796	1.60	1.179248	0.625000	0.847993	0.529999	32	01	19.4
一割七分	1 : 1.70	1.972308	1.70	1.160181	0.588235	0.861934	0.507020	30	27	56.0
一割八分	1 : 1.80	2.059126	1.80	1.143959	0.555556	0.874200	0.485643	29	3	16.6
一割九分	1 : 1.90	2.147091	1.90	1.130048	0.526316	0.884918	0.465746	27	45	30.8
二割	1 : 2.00	2.236068	2.00	1.118034	0.500000	0.894427	0.447214	26	33	54.2
二割一分	1 : 2.10	2.326941	2.10	1.107591	0.476190	0.902860	0.429934	25	27	43.0
二割二分	1 : 2.20	2.416609	2.20	1.098459	0.454545	0.910367	0.413803	24	26	38.2
二割三分	1 : 2.30	2.507987	2.30	1.090429	0.434783	0.917070	0.398726	23	0	54.2
二割四分	1 : 2.40	2.60000	2.40	1.083833	0.416667	0.923077	0.384615	22	37	12.1
二割五分	1 : 2.50	2.692583	2.50	1.077033	0.400000	0.928477	0.371391	21	48	5.1
二割六分	1 : 2.60	2.785678	2.60	1.071415	0.384615	0.933346	0.358979	21	2	15.0
二割七分	1 : 2.70	2.879236	2.70	1.066384	0.370370	0.937749	0.347314	20	19	23.0
二割八分	1 : 2.80	2.973214	2.80	1.061862	0.357143	0.941742	0.336336	19	21	13.8
二割九分	1 : 2.90	3.067572	2.90	1.057784	0.344828	0.945373	0.325991	19	2	32.2

8 開発行為が農用地の造成・土石の採取等（森林の一時的利用）の水害防止のための洪水調節池を設置する場合の基準

林地開発行為による地表状態の変化等により、開発区域の雨水流出量は開発前よりも開発中又は開発後の方が大きくなり、下流河川の流下能力を超える水量が排出される場合が多くあります。そのため、許容流下量の値まで調節する調節池が必要となります。

(1) 調節容量

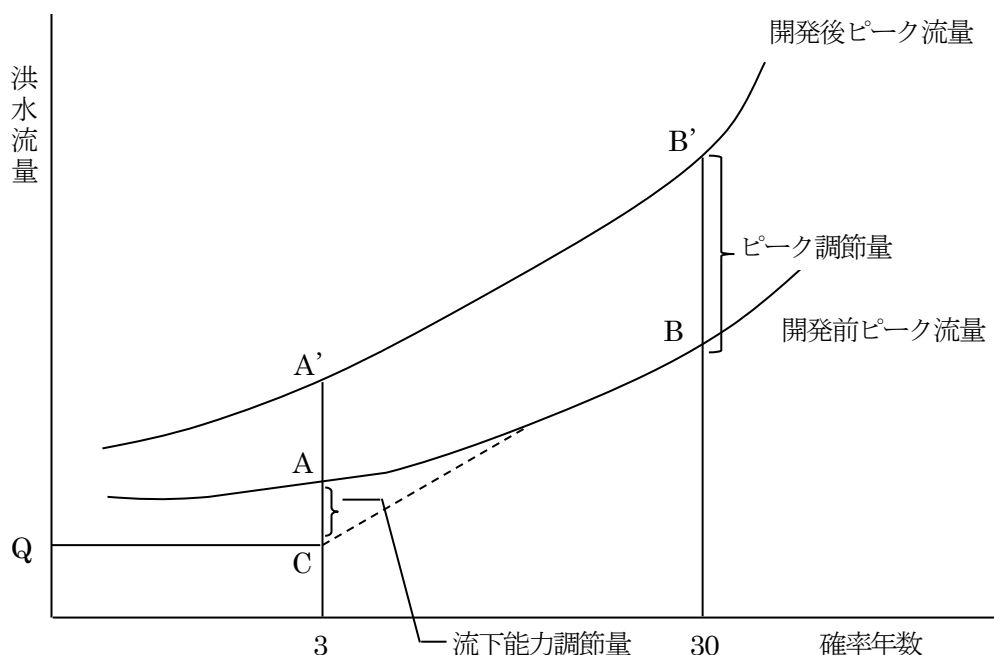
林地開発許可制度において洪水調節池を設置する場合の容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を、開発前のピーク流量以下まで調節できるものであることとされています。これを図に示すと、AB と A'B' 曲線の差に相当する量が調節されることになり、BB' が容量として決定されます。

そしてこのとき、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量とする趣旨であるので、これを加味する場合には、図のCB 破線の状態にまで調整されることとなります。

本来、このような地域での開発行為は避けるか河川改修を伴って行う方が好ましいと考えますが、開発行為に当たって、ある程度の洪水までは下流への影響を避けるため、3年確率の洪水に対する下流流下能力を考慮することとされています。

以上、ピーク流量のみの調節の場合にはBB'が、流下能力以下にまで調節する場合にはA'C 又はBB'の大きい方が容量として決定されます。また、洪水は土砂を伴うことが多いので、容量には地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆積土砂量が見込まれねばなりません。

洪水調節容量



防災調節池等技術基準（案）（（社）日本河川協会）第14条によりますと、土砂の流出が予想されるところでは造成完了後の設計堆積土砂量は流入面積1ヘクタール当たり1.5立方メートル／年を標準とし、設計堆積年数は調節池の維持管理や利用方法により決定することとされています。

なお、洪水調節容量を減少させることのないよう必要に応じ堆砂はしゅんせつしなければなりません。

(2) 洪水調節池の構造等

洪水調節池には越流を安全に流下させるため、余水吐を設けなければなりません。その能力はコンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものでなければなりません。また、洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であることが要求されます。

なお、洪水調節池が水利のある溪間に設置されるような場合、高水の調節ばかりでなく、既存の水利を確保するため低水に対しても調節が可能な構造とする必要があります。

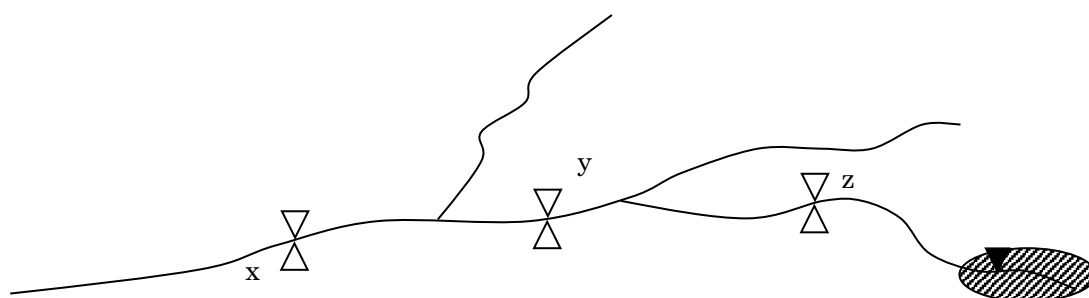
(3) 調節容量を決定するまでの具体的手順

◇ 洪水調節容量の計算事例

① 開発行為箇所の概要

- 開発行為を行う森林（図中  ）の面積 50ha
- 洪水調節池（図中  ）の集水区域の面積(a) 200ha
の森林率 100%
- 開発前の流出係数（ f_0 ）0.55
- 開発中又は開発後の流出係数（ f' ）0.65
- 下流の狭窄部（図中  ）x、y、zの3箇所

流域概要図



② 下流狭窄部部の調査

ア x地点での開発前の30年確率降雨により想定されるピーク流量（ Q_{0x30} ）を求める。本例では、適合度の高い適当な算式が他にないため、合理式を用いることとする。

$$Q_{0x30}=144.2\text{m}^3/\text{s}$$

イ x 地点において安全に流下させることのできるピーク流量 (Q_{xpc}) を調査する。

$$Q_{xpc}=101.6\text{m}^3/\text{s}$$

ウ x 地点での、開発中及び開発後の30年確率降雨により想定される無調節のピーク流量 (Q'_{x30}) を求める。

$$Q'_{x30}=146.7\text{m}^3/\text{s}$$

エ ア～ウの結果より

$$\text{i) } Q_{xpc} (101.6) < Q_{ox30} (144.2)$$

∴ x 地点は、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点である。

$$\text{ii) } Q'_{x30} (146.7) \div Q_{ox30} (144.2) = 101.7\%$$

∴ x 地点は、ピーク流量が1%以上増加する地点である。

i)及びii)により、x 地点は「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」の候補地点である。

オ x 地点におけるピーク流量が Q_{ox30} を越えることとならないための、洪水調節池からの放流量の上限値 (q_{x30}) を算定する。本例では、適合度の高い式が他にないため、次式によることとする。

$$q_{x30}=Q_{ox30} \cdot \frac{a \cdot f_0}{A_x \cdot F_{ox}} = 144.2 \times \frac{200 \times 0.55}{2,000 \times 0.59} = 13.5\text{m}^3/\text{s}$$

ここに、 A_x : x 地点の集水区域の面積

F_{ox} : x 地点の集水区域の開発前の平均的な流出係数

カ x 地点における流下能力を表示する確率年 (n_x) を求める。本例では Q_{xpc} を基に合理式から逆算することとする。

$$Q_{xpc} = \frac{1}{360} \cdot F_{ox} \cdot R_{xnx} \cdot A_x = 101.6\text{m}^3/\text{s}$$

$$\therefore R_{xnx} = \frac{Q_{xpc} \times 360}{F_{ox} \times A_x} = \frac{101.6 \times 360}{0.59 \times 2,000} = 31\text{mm/hr}$$

この雨量強度は当該地点の集水区域内の到達時間との関係から10年確率の雨量強度 (R_{x10}) に匹敵することが判る。

$$n_x=10, Q_{xpc}=Q_{ox10}$$

キ 以上の計算を y 地点、z 地点についても行い、「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」を決定する。

本例では、 $q_{x30} \leq q_{y30}$ 、 $q_{x30} \leq q_{z30}$ 、

$n_x \leq n_y$ 、 $n_x \leq n_z$ であることとし、x 地点に決定する。

③ 洪水調節池の容量の決定

ア ②のキで決定した地点 (x) に対応する放流量の上限値 (q_{x30}) を、30年確率降雨に対する洪水

調節池からの許容放流量（qpc30）として決定する。

$$qpc30=qx30=13.5\text{m}^3/\text{s}$$

イ ②のキで決定した地点（x）における開発前の流下能力を表す確率年（nx）で想定されるピーク流量が Qox10を超えることとならないための、洪水調節池からの放流量の上限値（qx10）を②のオの要領で算定し、これを n（=nx=10）年確率降雨に対する洪水調節池からの許容放流量（pqpc10）として決定する。

$$pqpc10=qx10=Qox10 \frac{a \cdot fo}{Ax \cdot Fox}$$

$$=101.6 \times \frac{200 \times 0.55}{2,000 \times 0.59} = 9.6\text{m}^3/\text{s}$$

ウ 開発中及び開発後の30年確率で想定されるピーク流量を qpc30に調節でき、かつ、n 年確率で想定されるピーク流量を qpcm に調節できる洪水調節容量（Vf）を決定する。（※「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）（社）日本河川協会」第10・11条参照）

i) 簡便法による場合

a. qpc30に対する降雨強度 rc を合理式を逆算して求める。

$$rc=37\text{mm}/\text{hr}$$

b. 洪水調節容量（Vf）の算定式に rc を代入し、この式の最大値を Vf に決定する。

$$Vf = \left(ri - \frac{rc}{2} \right) t_i^2 a \frac{1}{360}$$

ここに、ri：任意の継続時間（ti）に対応する30年確率の雨量強度（mm/hr）

ti：任意の継続時間（Sec）

本例では ti=185（分）=11,000（秒）のとき Vf が最大となることとする。

$$Vf = 88,183\text{m}^3$$

c. 実際に洪水調節池を設計し、シミュレーションを行う。（qpc30/a が $5\text{m}^3/\text{s}/\text{k m}^2$ 未満の場合は、一般には Vf は安全とみなせるが、本例では、 $qpc30/a = 13.5\text{m}^3/\text{s}/2\text{k m}^2 = 6.75\text{m}^3/\text{s}/\text{k m}^2$ であるためシミュレーションにより安全性を確認する。）

○ 30年確率で想定される中央集中型のハイエトグラフを与えた場合、

$$q_{\max} = 11.7\text{m}^3/\text{s} < qpc30 \text{ (13.5)}$$

○ n 年確率で想定される中央集中型のハイエトグラフを与えた場合、

$$q_{\max} = 8.2\text{m}^3/\text{s} < qpc10 \text{ (9.6)}$$

∴ Vf は十分な容量である。

ii) 厳密計算法による場合

洪水調節池の諸元を仮定し、シミュレーションをくり返し、洪水調節容量を決定する。

本例では、 $V_f = 59,763 \text{ m}^3$ とする。

- 30年確率で想定される中央集中型のハイエトグラフを与えた場合、

$$q_{\max} = 13.4 \text{ m}^3/\text{s} < q_{pc30} \quad (13.5)$$

- n 年確率で想定される中央集中型のハイエトグラフを与えた場合、

$$q_{\max} = 9.1 \text{ m}^3/\text{s} < q_{pc10} \quad (9.6)$$

$\therefore V_f$ は十分な容量である。

ア 必要な堆砂容量 (V_m) を決定する。

$$V_m = 20,150 \text{ m}^3$$

イ V_f と V_m の合計を洪水調節池の容量 (V) として決定する。

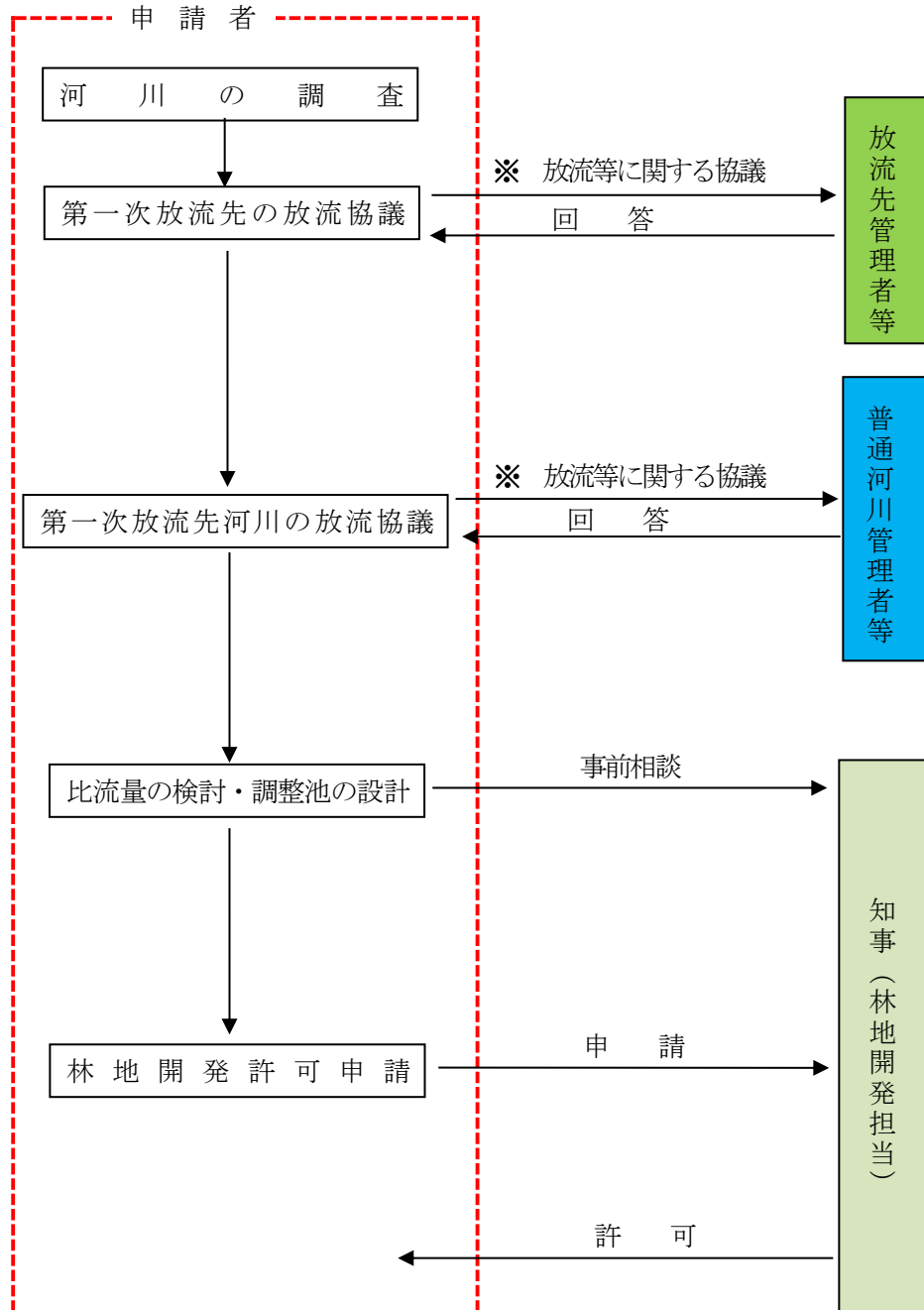
- 簡便法の場合 $V \doteq 109,000 \text{ m}^3$
- 厳密計算法の場合 $V \doteq 80,000 \text{ m}^3$

注)

- 厳密計算法による調整池容量は、一通りの降雨パターンのみでは安全とはみなせないで、数種類のハイエトグラフ（例えば後方集中型、既往最大の相似型等）によりシミュレーションを行い、安全であることを確認する必要があります。
- ②のキにおいて、流行能力を表す確率年が x 地点のそれ (n_x) よりも小さい地点が生ずる場合、例えば $n_y = 5 < n_x$ (10) である場合、③のイにおいて、 n_x を n_y に、 Q_{ox10} を Q_{ox5} に q_{x10} を q_{x5} におきかえ、 $n = n_y = 5$ とし、 q_{pc5} として計算します。（ここで、 $q_{pc5} = q_{y5}$ としないのは、10年確率降雨時において、 x 地点におけるピーク流量が Q_{ox10} を超えないようにする必要があるためです。）
- 従来の1号要件に照らして、周辺部において、3年確率降雨時のピーク流量を抑制する必要がある場合、即ち、 q_{pc} (周辺部において、安全に流下させることができる流量) が、 q_{o3} (周辺部における開発前に3年間確率で想定されるピーク流量) より小さい場合は、③のウにおいて、 p_{o3} をも q_{pc} に調節できることが、洪水調節容量の条件として追加されます。同様に、周辺部における開発前に30年確率で想定されるピーク流量 (q_{o30}) が q_{x30} よりも小さい場合は、 q_{x30} にかえて $q_{pc30} = q_{o30}$ として計算を行います。
- 狭窄部が法河川である場合等で、河川管理者等から十分な資料を提供された場合にあっては、上記の計算等の一部又は全部を省略できます。

(4) 洪水調節池等を設置する場合の河川管理者等との調整は、下図のとおりです。

「宮城県における河川協議フロー」



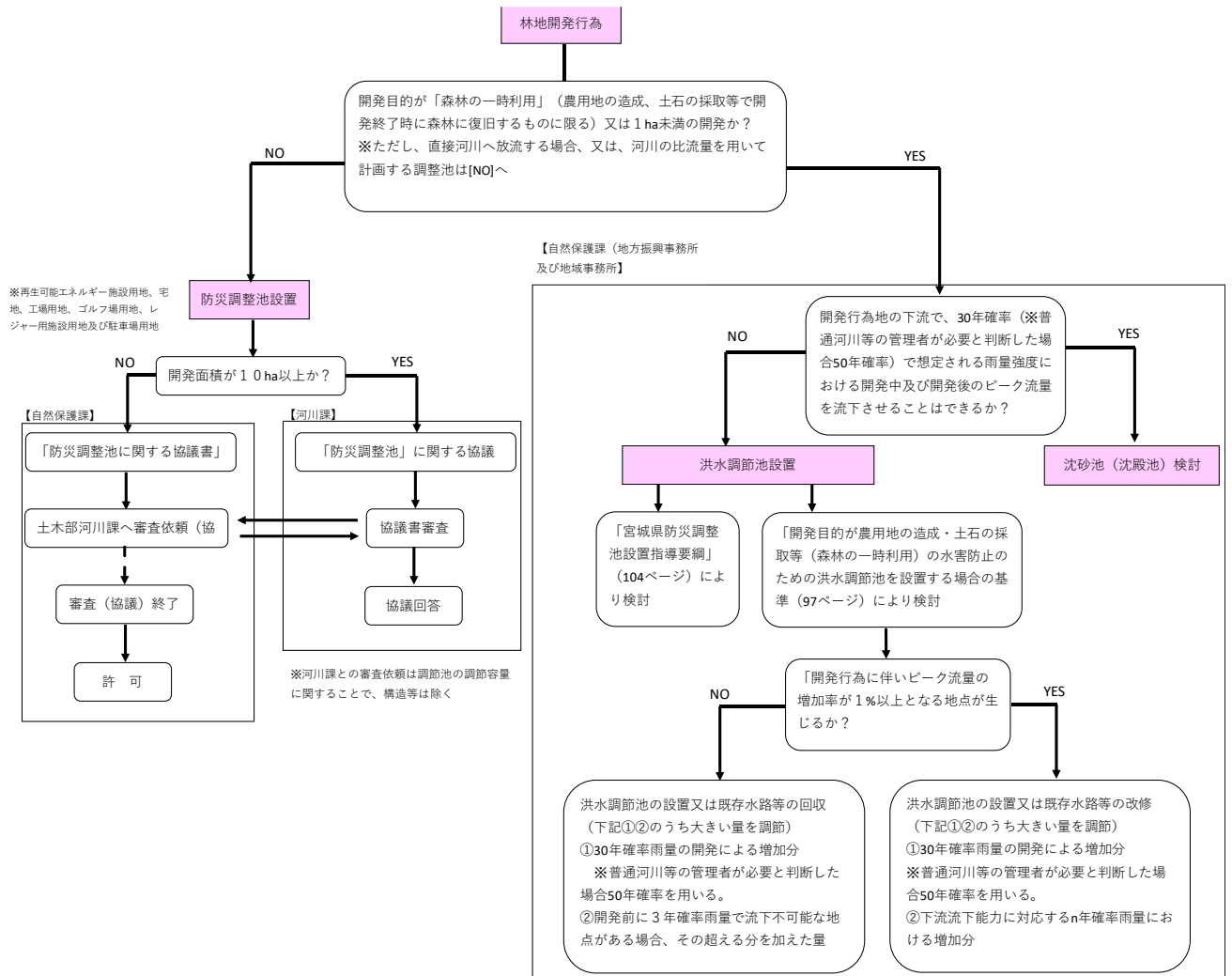
※ 排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、ピーク流量を流下させることができない地点の選定や洪水調節池の容量算出等に使用する雨量強度について、30年確率雨量ではなく50年確率雨量を用いることができることを説明すること。

※第一次接続先河川管理者との協議における留意点

- ① 第一次河川放流先までの排水ルートを調査し、図面化すること。
- ② 第一次河川放流先が県管理河川の場合は、県河川管理担当部署（県土木部河川課）に協議すること。なお、開発行為の変更に伴う協議の場合は、協議の可否について調整するため、県自然保護課に連絡すること。
それ以外の場合は、当該河川管理者に協議すること。
- ③ 河川管理者に協議する際には以下の書類を添付すること。
 - ・排水ルート図
 - ・調整池関係計算書、調整池関係図面
 - ・狭窄部比流量計算書
 - ・狭窄部の規格がわかる写真（最新の現況を、標尺等を用いて規格が判別できる明瞭な写真を使用すること）
 - ・その他河川管理者から必要として指示された書類
- ④ 協議結果としての同意については、正式な書面である必要はなく、打ち合わせ記録簿等での対応も可とする。
- ⑤ 協議結果を林地開発許可（変更許可）申請書に添付すること。
（新規・変更にかかわらず、原則として協議が必要です。）

(5) 林地開発行為に係る「防災調整池」及び「洪水調節池」の設置検討フロー

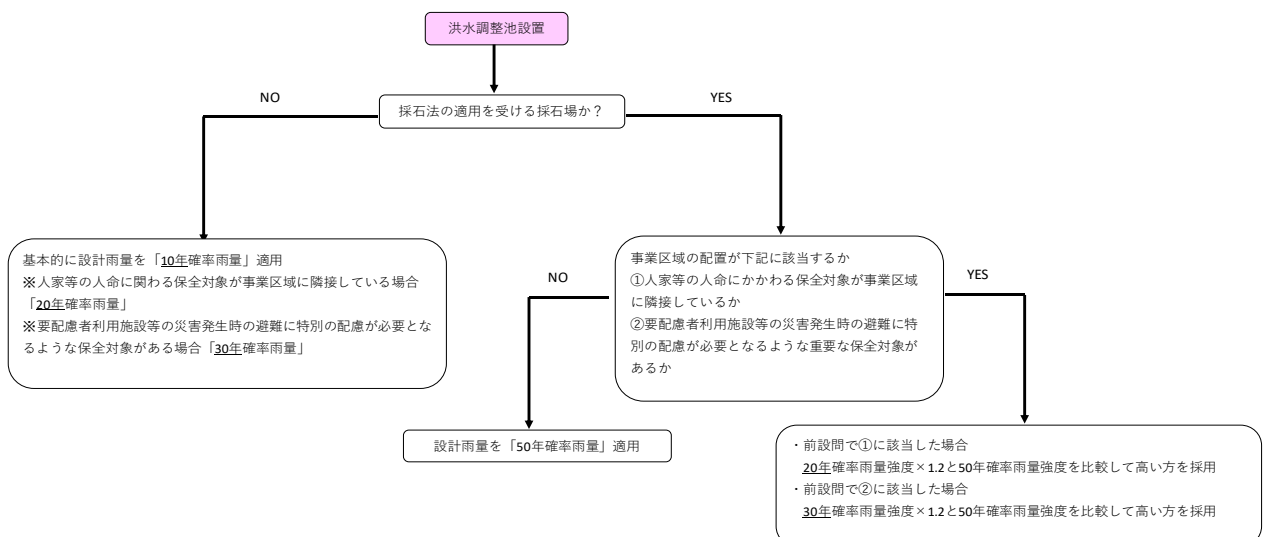
<場外排水>



用水路等を経由して普通河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該普通河川等の管理者の同意を得ているものであること。

用水路等を経由して普通河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該普通河川等の管理者の同意を得ているものであること。

<場内排水>



V 防災調整池設置指導要綱

宮城県告示第 434 号

防災調整池設置指導要綱を次のように定める。

平成4年3月31日

宮 城 県 知 事

防災調整池設置指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、開発行為を行うことに伴う防災調整池の設置及び管理に関する基準を定めることにより、河川の洪水による被害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「開発行為」とは、宅地、工場用地、ゴルフ場用地、レジャー用施設用地及び駐車場用地その他の土地の造成で、土地の形質の変更の面積が1ヘクタール以上のものをいう。

2 この要綱において「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為で雨水の流出の増加を伴うものをいう。

3 この要綱において「防災調整池」とは、開発行為を行う区域から流出する雨水を一時的に貯留する施設をいう。

4 この要綱において「貯留型防災調整池」とは、貯留した雨水を放流する防災調整池をいう。

5 この要綱において「浸透型防災調整池」とは、貯留した雨水を地下に浸透させる防災調整池をいう。

6 この要綱において「併用型防災調整池」とは、貯留した雨水を放流し、かつ、地下に浸透させる防災調整池をいう。

7 この要綱において「内水域」とは、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第2条第4号の3に規定する土地分類基本調査図（以下「土地分類図」という。）において低地とされた土地のうち、流水が自然流下により河川に流入しない土地をいう。

8 この要綱において「平地部」とは、土地分類図において低地とされた土地のうち、内水域を除いた土地をいう。

9 この要綱において「丘陵部」とは、土地分類図において低地とされた土地以外の土地をいう。

10 この要綱において「暫定防災調整池」とは、開発行為により増加する雨水の流出の量が放流される河川の河川計画（河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定による工事实施基本計画その他の河川管理者が定める河川に関する計画をいう。以下同じ。）に見込まれている場合において、当該河川の改修工事を行う時期と当該開発行為を行う時期との調整が図れないときに設置すべき防災調整池をいう。

- 11 この要綱において「恒久防災調整池」とは、開発行為により増加する雨水の流出の量が放流される河川の河川計画に見込まれていない場合において設置すべき防災調整池をいう。
- 12 この要綱において「流出抑制容量」とは、開発行為により増加する雨水の河川への流出を抑制するために防災調整池に確保すべき容量をいう。
- 13 この要綱において「堆積土砂量」とは、土砂の堆積に備えて防災調整池に確保すべき容量をいう。
- 14 この要綱において「調節容量」とは、流出抑制容量に堆積土砂量を加えたものをいう。
- 15 この要綱において「合理式」とは、次の式をいう。

$$Q = \frac{1}{360} f \times r \times a$$

この式において、Q、f、r及びaは、次の数値を表すものとする。

Q 流出量（立方メートル／秒）

f 流出係数

r 洪水到達時間内の平均降雨強度（ミリメートル／時間）

a 開発行為面積（ヘクタール）

第2章 防災調整池に関する指導の原則

（指導方針）

第3条 防災調整池の設置及び管理に関する指導は、開発計画関連法令の規定による地域の振興又は整備に関する計画との調和が図れるように、かつ、自然環境の適正な保全が図れるように行うものとする。

（設置の位置及び形状）

第4条 防災調整池の設置の位置は、原則として開発行為を行う区域の最下流部とする。

2 防災調整池の形状は、ダム形式又は掘込み形式とする。

（多目的利用）

第5条 防災調整池は、その本来の効用を妨げない範囲内で、多目的に利用できるものとする。

（貯留型防災調整池設置の原則）

第6条 防災調整池の設置に当たっては貯留型防災調整池を原則とし、浸透型防災調整池及び併用型防災調整池は、当該防災調整池の計画上の効果が将来にわたり保持できる場合に限り、平地部及び丘陵部において設置できるものとする。

第3章 防災調整池の計画の基準

（流出抑制容量）

第7条 平地又は丘陵部に設置される貯留型防災調整池の流出抑制容量は、次の表の上欄に掲げる設置場所及び防災調整池の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位流出抑制容量（開発行為前と開発行為後の開発行為を行う区域の面積1ヘクタール当たりの流出量の差に対応するものとして定めた量）に開

発行を行う区域の面積（防災調整池の上流域に開発を行う区域以外の区域がある場合は、知事が別途指示する面積とする。以下同じ。）を乗じて得た量とする。

区 分		単位流出抑制容量
設置する場所	防 災 調 整 池	
平 地 部	暫定防災調整池	600 立方メートル／ヘクタール
	恒久防災調整池	750 立方メートル／ヘクタール
丘 陵 部	暫定防災調整池	850 立方メートル／ヘクタール
	恒久防災調整池	1,100 立方メートル／ヘクタール

2 前項の規定にかかわらず、開発行為により増加する雨水の流出の量が放流される河川が改修計画規模 1/50 未満で改修済み又は、改修中の時に係る流出抑制容量については、次の各号により得た量とすることができる。

(1) 改修済河川の場合は、宮城県の 1/50 降雨強度式を使用し、改修河川比流量により算出して得た量。

(2) 改修計画区間内で未改修の場合は、宮城県の 1/50 降雨強度式を使用し、改修河川比流量により算出して得た量と、宮城県の 1/30 降雨強度式を使用し、現況河川比流量により算出して得た量のいずれか大きい量。ただし、前項の表の上欄に掲げる設置場所の区分に応じ、暫定防災調整池に係る同表の下欄に掲げる単位流出抑制容量に開発行為を行う区域の面積を乗じて得た量を下回る場合は、その量とする。

3 内水域に設置される貯留型防災調整池の流出抑制容量は、下水道計画、かんがい排水事業計画その他の開発計画関連法令の規定による地域の振興又は整備に関する計画における計画雨量規模に対応する開発行為を行う区域の流出量として合理式により算出された量から、許容放流量（下流河川の現況流下能力を当該現況流下能力決定地点における流域面積で除して得た量に開発行為を行う区域の面積を乗じて得た量をいう。以下同じ。）を控除して得た量とする。この場合において、当該開発行為に伴う排除湛水量（当該開発行為に伴い開発区域内で湛水することができなくなった水量をいう。以下同じ。）があるときは、当該排除湛水量を加えるものとする。

4 浸透型防災調整池及び併用型防災調整池の流出抑制容量は、当該防災調整池に貯留される水量が第 1 項の規定を準用して算出した流出抑制容量（以下この項において「基準抑制容量」という。）に達するまでの総浸透量を基準抑制容量から減じた容量とする。

（^{たい}堆積土砂量）

第 8 条 丘陵部に設置される防災調整池（水深が 0.3m 以下の防災調整池を除く。）の^{たい}堆積土砂量は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる単位^{たい}堆積土砂量（開発行為を行う区域の面積 1 ヘクタール当たりの堆積土砂量）に開発行為を行う区域の面積を乗じて得た量とする。

区 分	単 位 堆 積 土 砂 量
開発行為を行う区域が、森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定に基づく地域森林計画の対象となっている民有林（以下「地域森林計画対象民有林」という。）又は砂防法（明治30年法律第29号）第2条に基づき指定された土地（以下「砂防指定地」という。）の場合	310 立方メートル／ヘクタール
開発行為を行う区域が、地域森林計画対象民有林及び砂防指定地域以外の場合	160 立方メートル／ヘクタール

2 平地部若しくは内水域に設置される防災調整池又は丘陵部に設置される水深が 0.3m 以下の防災調整池については、堆積土砂量を確保する必要はないものとする。

（放流量）

第9条 貯留型防災調整池及び併用型防災調整池の放流量は、原則として許容放流量以下とする。

第4章 防災調整池の構造基準

（防災調節方式）

第10条 貯留防災調整池の洪水調節方式は、自然放流方式（孔あきダム方式）とする。ただし、平地部又は内水域に設置する場合で自然放流方式によっては防災調整池からの放流が十分に行うことができないと判断されるときは、ポンプによる放流を行うことができるものとする。

（構造の原則）

第11条 ダム形式の防災調整池におけるダム（以下「防災調整池ダム」という。）は、原則として、その堤高は15メートル未満で必要最小限のものとしなければならない。

2 防災調整池ダムの堤体及び基礎地盤（これと堤体の接合部を含む。以下同じ。）は、当該防災調整池の安定に必要な強度及び水密性を有するものとする。

（基礎地盤の調査）

第12条 防災調整池ダムを設置する場合は、基礎地盤の土質地層構成等の状態を把握するため、ダムサイト付近に3箇所以上のボーリングを行うものとする。ただし、既に調査した資料等により明らかにできる場合は、この限りではない。

（フィルダムの方式）

第13条 防災調整池に用いるフィルダムの形式は、均質型とする。ただし、均質型のフィルダムの材料として適当な材料が得にくい場合その他均質型とすることが不適当な場合は、ゾーン型とすることができるものとする。

（フィルダムの材料）

第14条 フィルダムに用いる土質材料は、あらかじめ、試験を行い、安定性の高い材料であることを確かめるものとする。

(フィルダムの設計)

第 15 条 フィルダムの設計は当該フィルダムの提高、材料及び基礎地盤の性質を考慮し、すべりを生じないように行うものとする。

2 フィルダムの斜面こう配は、すべりに対する安定計算により決定するものとする。この場合において、次の表に掲げる材質の区分に応じ、同表中欄に掲げる上流側こう配及び同表下欄に掲げる下流側こう配の値以上のものとする。

材 質	上流側こう配	下流側こう配
れ き (CW・GP)	3 . 0 割	2 . 5 割
れき質土 (GM・GC)	3 . 0 割	2 . 5 割
砂 質 土 (SM・SC)	3 . 5 割	3 . 0 割
粘 質 土 (ML・CL)	3 . 0 割	2 . 5 割
粘 土 (MH・CH)	3 . 5 割	3 . 0 割
備 考 1 れきは、ゾーン型の透水部のみに使用するものとする。 2 材質区分欄の括弧書は、土質工学会基準として規定された日本統一土質分類法上の記号である。		

(フィルダムののり面等)

第 16 条 フィルダムの上流側ののり面は、波浪及び雨水により侵食されないように石張、ブロック張、芝張、粗朶張^だその他の処理を施すものとする。

2 フィルダムののり面には、高さ 5 メートルないし 7 メートルごとに幅 3 メートル以上の小段を設置するとともに、排水溝を設置するものとする。

3 フィルダムの天端幅は、4 メートル以上とし、表面は、雨水等により侵食されないように表面保護の処理を施すものとする。

(フィルダムの余盛)

第 17 条 フィルダムには、提体及び基礎地盤の沈下に備えて、次の表の上欄に掲げる提体の高さの区分に応じ、同表の下欄に掲げる標準余盛高に相当する余盛を行うものとする。

提 体 の 高 さ	標 準 余 盛 高
5 メートル未満	40 センチメートル
5 メートル以上 10 メートル未満	50 センチメートル
10 メートル以上 15 メートル未満	60 センチメートル

(フィルダム以外の防災調整池ダム)

第 18 条 フィルダム以外の方式を用いる防災調整池ダムは、フィルダムと同等以上の安全性及び効用を確保するものとする。

(放流施設)

第 19 条 防災調整池の放流施設は、放流量を安全に処理できる構造とするものとし、放流施設の流入部

は、土砂、流木その他の流下物が流入しない構造とする。

- 2 防災調整池には、放流量を人為的に調節できる装置を設置してはならないものとする。
- 3 放流管は、原則として地山に切り込んだ構造とし、放流管を 2 本以上設置する場合は、10 メートル以上の間隔を開けるものとする。
- 4 放流管の口径は 1.0 メートル以上とし、流下断面は、管路断面の 4 分の 3 以内とする。

(洪水吐き)

第 20 条 平地部又は丘陵部に設置されるダム形式の防災調整池には、原則として自由越流方式による洪水吐きを設けるものとする。

- 2 洪水吐きは、当該防災調整池の直上流において 200 年に 1 回起こるものと想定される流量を合理式により算出し、当該算出した量の 1.2 倍以上の流量（以下「設計洪水流量」という。）を安全に流下させることができる構造とするものとする。
- 3 洪水吐きは、防災調整池ダムの提体及び基礎地盤並びに貯水池に支障を及ぼさない構造とするものとする。
- 4 洪水吐きは、下流への影響を最小限にするよう配慮するものとする。

(減勢工)

第 21 条 防災調整池には、当該防災調整池ダムの提体又は下流の放流路を保護するため、適当な減勢工を設置するものとする。

(非越流部天端高)

第 22 条 防災調整池ダムの非越流部の高さは、次の表の上欄に掲げる防災調整池を設置する場所の区分に応じ、同表の下欄に掲げるところによる。

防災調整池を設置する場所	提 体 の 非 越 流 部 の 高 さ	
丘陵部及び平地部	調整池の水深 2.0 メートルを越える	設計洪水位（設計洪水流量の流水が洪水吐きを流下するものとした場合における提体の非越流部の直上流部における最高の水位をいう。以下同じ。）に 0.6 メートル以上の余裕高を加えた高さ。
	調整池の水深 2.0 メートル以下 0.3 メートルを越える	設計洪水位に 0.3 メートル以上の余裕高を加えた高さ。（ただし、非越流部の高さ $\geq$ 計画高水位（当該防災調整池において確保すべき調節容量を貯留するために必要な水位をいう。以下同じ。）+0.6 メートル以上）
	調整池の水深 3.0 メートル以下	計画高水位に 0.3 メートル以上の余裕高を加えた高さ。（ただし設計洪水位－計画高水位 $<$ 0.3 メートル）
内 水 域	計画高水位に 0.3 メートル以上の余裕高を加えた高さ。	

第5章 防災調整池の管理

(防災調整池の管理)

第23条 防災調整池の設置に当たっては、あらかじめ、管理規則を設けるものとする。

- 2 防災調整池の管理は、築造中は開発行為者自らが行うものとし、完成後は当該防災調整池の管理規則において管理者として定めた者が行うものとする。
- 3 前項の管理者には、防災調整池の適正な管理を継続的に行うことができる者を充てるものとする。

第6章 防災調整池の管理

(防災調整池設置等の協議)

第24条 開発行為を行おうとする者は、防災調整池の設置及び管理について知事に協議するものとする。

- 2 前項の協議は、防災調整池の設置及び管理に関する協議書に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。
 - (1) 防災調整池調書
 - (2) 開発計画平面図
 - (3) 調節容量算定調書
 - (4) 許容放流量算定調書
 - (5) 防災調整池既略図
 - (6) 防災調整池管理規則（案）
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は前項の協議書を受理したときは、開発行為を行う地域の面積が10ヘクタール以上で、かつ、当該開発行為により増加する一級河川で建設大臣が管理する区間であるときは、当該区間を管理する工事事務所長に協議するものとする。
- 4 知事は第一項の協議について回答するに当たり、必要な限度において、条件を付することができるものとする。
- 5 第一項の規定にかかわらず、仙台市の区域における開発行為を行う区域の面積が10ヘクタールを超えない開発行為（当該開発行為が他市町村にまたがる場合を除く。）については、仙台市長に協議するものとする。この場合において、この要綱中「知事」とあるのは、「仙台市長」と読み替えるものとする。

(所管)

第25条 前項第1項の規定に基づく知事への協議の所管は、次の表に定めたとおりとする。ただし、それにより難しい場合は、関係部局の協議により別途定めることができるものとする。

開発行為を行う区域の面積が10ヘクタール未満で、かつ、開発行為の許可又は認可が必要な開発行為に伴う協議	当該開発行為の許可又は認可の担当 部局
開発行為を行う区域の面積が10ヘクタール以上で、かつ開発行為の許可又は認可が必要な開発行為に伴う協議のうち防災調整池の構造に関する部分。	
開発行為を行う区域の面積が10ヘクタール以上で、かつ開発行為の許可又は認可が必要な開発行為に伴う協議のうち防災調整池の調節容量に関する部分。	土 木 部 河 川 課
開発行為の許可又は認可が必要な開発行為に伴う協議	

(委任)

第26条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施工期日)

- 1 この告示は、平成4年4月1日から施行する。

(地形区分の特例)

- 2 土地分類図の作成されていない地域については、当分の間、土地分類図の分類及び地形調査業規定準則（昭和29年総理府令第50号）別表第1の分類等を参考に、それぞれの開発行為ごとに平地部、内水域又は丘陵部に区分し、この要綱を適用するものとする。

附則

この告示は、平成5年7月1日から施行する。

附則

この告示は、平成5年8月10日から施行する。

防災調整池設置指導要綱第 26 条に基づく定め

1. 協議書の添付書類

(1) 防災調整池調書

防災調整池調書は開発計画の概要を記載するものであり、別添様式-3 に基づき作成するものとする。

(2) 開発計画平面図

平面図には次の事項を記載するものとする。

- ① 開発区域及び面積
- ② 開発行為の区域及び面積
- ③ 形質変更の区域及び面積
- ④ 防災調整池の設置位置
- ⑤ 防災調整池の流域及び面積

(3) 調整容量算定調書は、各々の調整池ごとに作成し、次の事項について算定するものとする。

- ① 調整容量の算定
- ② 調整池容量の算定
- ③ 放流量及びオリフィス断面の算定
- ④ 放流管及び洪水吐き断面の算定
- ⑤ 導水水路及び減勢断面の算定

(4) 許容放流量算定調整

許容放流量の算定にあつては、下流河川を水系ごとに調査のうえ河川断面狭窄部となる地点を選定し、流下量を流域面積で除して許容放流量を求めるものとする。

- ① 流域図（国土地理院発行 S : 1/25000 を使用し、現況流下能力の選定地点における流域面積を記載する）
- ② 比流量及び許容流量の算定
- ③ 河川断面図及び写真

(5) 防災調整池概略図

防災調整池の構造を記載するものとする。

(6) 防災調整池管理規則

防災調整池管理規則（案）には、次の事項を定めるものとする。

- ① 防災調整池の管理者について
- ② 巡視及び点検項目について
- ③ 堤体の維持管理について
- ④ 出水時の監視体制について
- ⑤ 異常時の処置及び通報等について
- ⑥ その他必要な事項について

2. 用紙の大きさ

- (1) 協議書は日本工業規格 A4 とする。
- (2) 添付書類は原則として日本工業規格 A3 とし、日本工業規格 A4 にとじ込提出とする。

3. 提出部数

協議書を除き 2 部とする。

4. 準用規定

要綱に定めのない事項については、「防災調整池技術基準（案）及び大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」（社団法人日本河川協会発行）によるものとする。

様式第1号

防災調整池に関する協議書

平成 年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

〒 ー
住所
氏名

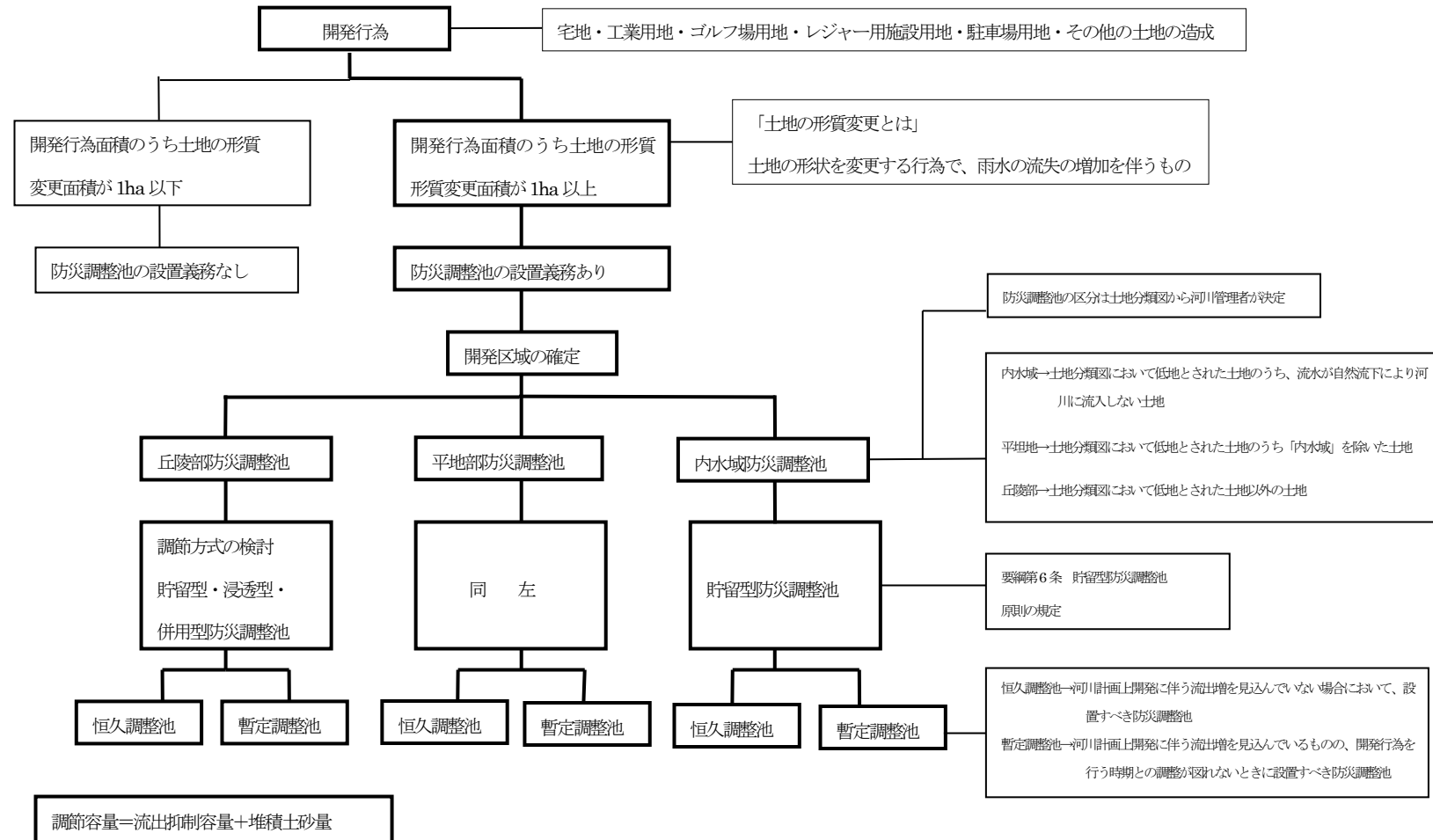
宮城県防災調整池設置指導要綱第24条第1項の規定に基づき、防災調整池の設置について協議します。

防災調整池調書

開発行為の名称		開発行為者		備考	
開発区域の地名		計者			
都市計画区域	市街化区域 市街化調整区域 その他	工事着手予定年月日	年月日		
地区用途区域		工事完了予定年月日	年月日		
開発区域の土地の現状					
地目	宅地	農地	山林	道路水路等	計
面積(m ²)					m ²
割合(%)					%
土地利用計画					
区分	住宅用地		公共施設用地		
	一般住宅	公益施設	道路	公園	その他
面積(m ²)					m ²
割合(%)					%
開発諸元					
開発区域面積	位置図				
開発行為面積					
保存緑地					
その他の					
放流関連河川					
水系名	級河川				
河川名					
記入者					
tel	l				

[要綱第2条関連]

防災調整池の検討フロー



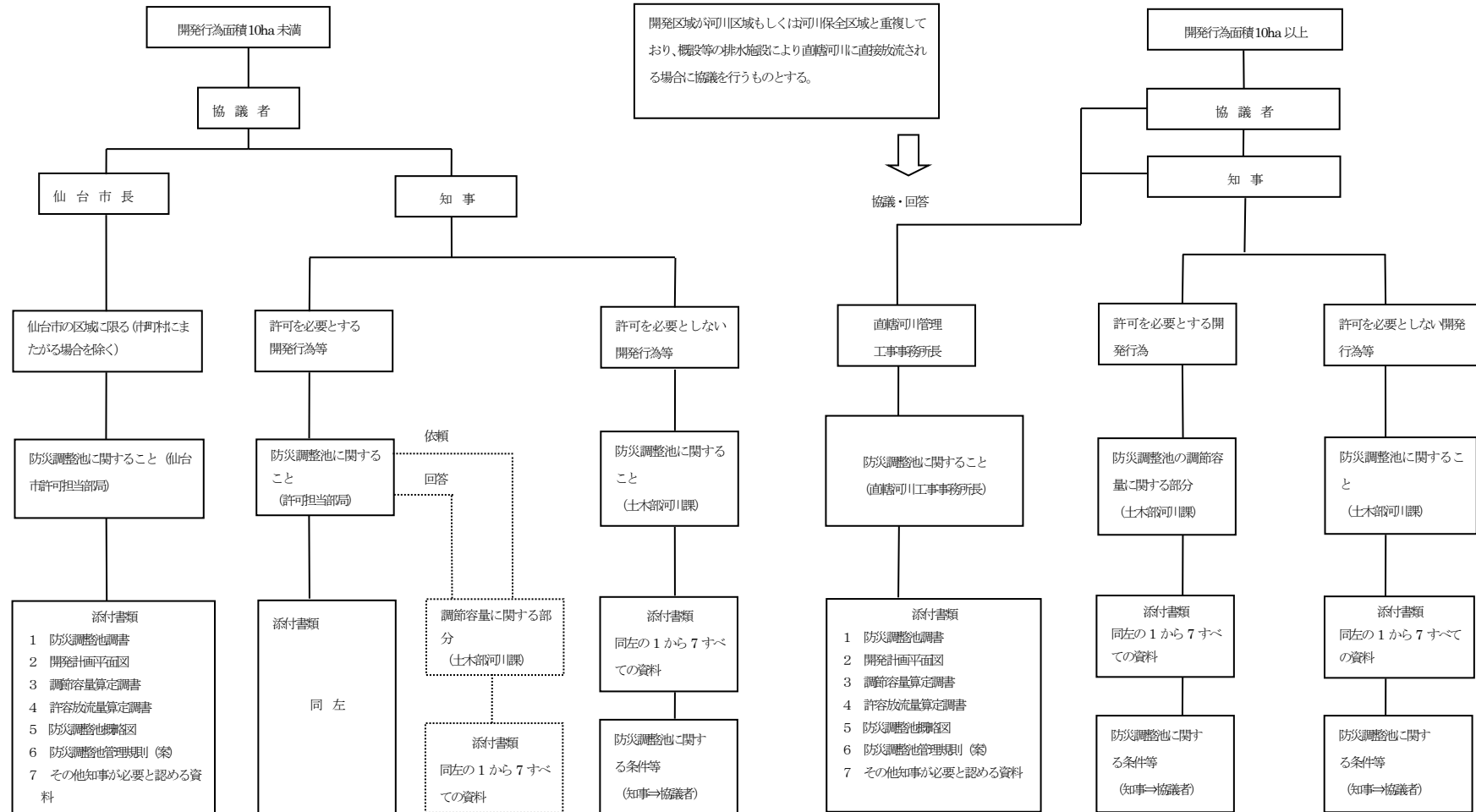
防 災 調 整 池 設 置 要 綱 骨 子

	丘 陵 部 調 整 池	平 地 部 調 整 池	内 水 域 調 整 池
形状及び位置 (要綱第4条) (〃 11条)	防災調整池は原則として開発行為区域の最下流部に設置するものとし、形状はダム形式（堤高は15m未満）又は掘込形式とする。	同 左	防災調整池は原則として開発行為区域の最下流部に設置するものとし、形状は掘込形式とする。
多目的利用 (要綱第5条)	調整池は、その本来の効用を妨げない範囲で（公園・運動施設・駐車場等として）多目的利用できるものとする。	同 左	同 左
調整池の原則 (要綱第6条)	貯留型防災調整池を原則とし、浸透型・併用型防災調整池は、計画上の効果が将来にわたり保持できる場合に限り設置できるものとする。	同 左	貯留型防災調整池とする。
流出抑制容量 (要綱第7条)	【単位流出抑制容量】 恒久調整池 1,100 m³/ha 暫定調整池 850 m³/ha 流出抑制容量＝単位流出抑制容量×開発行為面積 （ただし、調整池流入域に未開発区域を抱える場合は、別途指示した面積とする） （参考） イ．算定式 $V=10 \cdot R \cdot A \cdot (f_1 - f_2) \cdot 1.2$ V：単位流出抑制容量 R：日雨量（mm/D） A：単位面積（ha） f：流出係数 開発前0.6・開発後0.9 ロ．調整池の雨量規模 恒久調整池 N=1/50 300mm/D 暫定調整池 N=1/30 240mm/D	【単位流出抑制容量】 恒久調整池 750 m³/ha 暫定調整池 600 m³/ha 流出抑制容量＝単位流出抑制容量×開発行為面積 （ただし、調整池流入域に未開発区域を抱える場合は、別途指示した面積とする） （参考） イ．算定式 $V=10 \cdot R \cdot A \cdot (f_1 - f_2) \cdot 1.2$ V：単位流出抑制容量 R：日雨量（mm/D） A：単位面積（ha） f：流出係数 開発前0.7・開発後0.9 ロ．調整池の雨量規模 同 左	下水道計画・かんがい排水事業計画等の計画雨量規模に対する開発行為区域からの流出量から、調整池下流の流下能力から定まる許容放流量を控除して得た量を防災調整池に確保すべき容量とする。 なお、開発に伴う排除湛水量についても流出抑制容量に加えるものとする。
堆積土砂量 (要綱第8条)	林地及び砂防指定地 310 m³/ha 上記以外の地区 160 m³/ha 堆積土砂量＝単位堆積土砂量×開発行為面積 （ただし、水深が0.3m以下の調整池については、確保する必要はないものとする。）	平坦部においては、調整池に流入する土砂量が極めて少量と考えられることから、調節容量には含めないものとする。	同 左

	丘陵部調整池	平地部調整池	内水域調整池
許容放流量 (要綱第9条)	下流の流下能力から許容放流量を求め、原則としてこれ以下となる放流孔(オリフイス)を設ける。	同 左	同 左
洪水調節方式 (要綱第10条)	調整池の洪水調節方式、自然放流方式(孔あきダム方式)とする。	調整池の洪水調節方式は、自然放流方式を原則とするが、排水が十分でない調整池構造となる場合は、ポンプ放流を行うことができる。	同 左
放流施設 (要綱第19条)	放流施設は放流量を安全に処理できる構造とし、放流施設の流入部は土砂・流木その他の流下物が流入しない構造とする。 また、放流物を人為的に調節できる装置を設置してはならない。 放流管は原則として地山に切り込んだ構造とし放流管を二本以上設置する場合は、10メートル以上の間隔を開けるものとする。 なお、放流管の口径は1.0メートル以上とし、流下断面は、管路断面の3/4以内とする。	同 左	同 左
洪水吐き (要綱第20条)	ダム形式の調整池には、洪水を処理し貯水位の異常な上昇を防止するため、自由越流方式を原則とする洪水吐きを設けるものとする。 洪水吐きの放流能力は、200年に一回起こるものと想定される流入量の1.2倍以上とする。	同 左	同 左
ダムの管理 (要綱第22条)	調整池の非越流部天端高は 水深>2.0m 設計高水位+0.6m以上 2.0m≧水深>0.3m 設計高水位+0.3m以上 (ただし、計画高水位+0.6m以上) 0.3m≧水深 設計高水位+0.3m以上 (ただし、計画高水位-設計高水位<0.3m) の余裕高を加えるものとする。	同 左	調整池の非越流天端高は、計画高水位(HWL)に0.3m以上の余裕高を加えるものとする。
ダムの管理 (要綱第23条)	調整池の管理は築造中は開発行為者自らが行うものとし、また完成後における施設管理者及び管理規制を設けるものとする。	同 左	同 左
委任 (要綱第26条)	この要綱に関し必要な事項は別に定める。	同 左	同 左
附 則	この要綱は、平成4年4月1日から施行する。	同 左	同 左

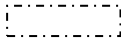
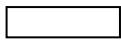
[要綱第24・25条関連]

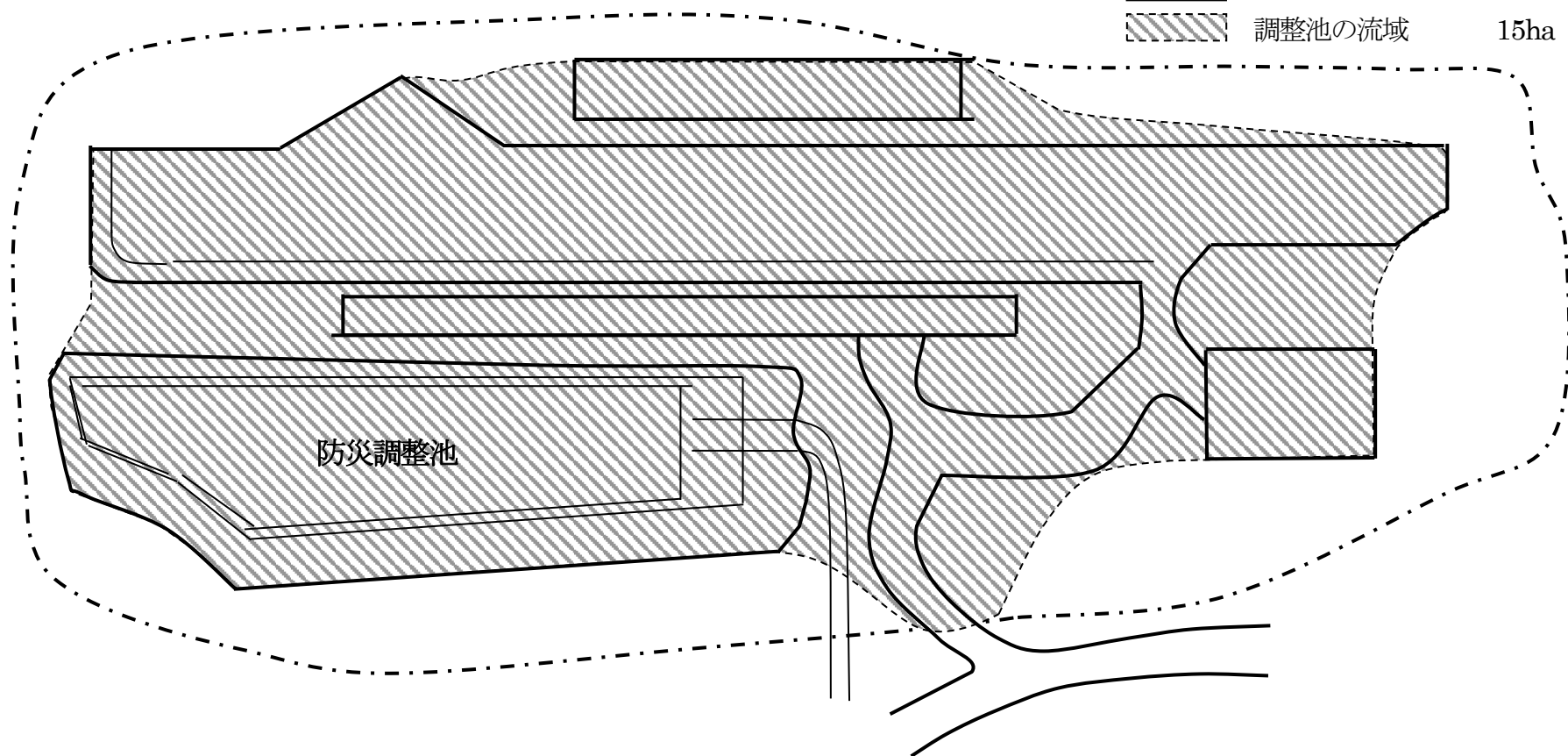
防 災 調 整 池 協 議 フ ロ ー



協議添付書類標準算定例

開発計画平面図 S:1/500

	開発区域	19ha
	開発行為の区域	15ha
	形質変更の区域	13.3ha
	調整池の流域	15ha



調節容量標準算定例

1 設定条件

調整池の分類	丘陵部恒久調整池
調整池流域面積	15 ha
開発行為面積	15 ha
単位流出抑制容量	1,100 m ³ /ha

2 調節容量

1 流出抑制容量

$$\underline{1,100/\text{m}^3\text{ha} \times 15\text{ha} = 16,500 \text{ m}^3}$$

2 堆積土砂量

〔丘陵部調整池のみ算定〕

イ 地域森林計画民有林・砂防指定地

$$\underline{\text{堆積土砂量} = \text{ha} \times 310 \text{ m}^3/\text{ha} \div \text{m}^3}$$

ロ 上記以外の区域

$$\underline{\text{堆積土砂量} = 15\text{ha} \times 160 \text{ m}^3/\text{ha} \div 2,400 \text{ m}^3}$$

3 調節容量計

$$\boxed{16,500 \text{ m}^3 + 2,400 \text{ m}^3 = 18,900 \text{ m}^3}$$

4 調整池容量

標高	面積 (m ²)	容量 (m ³)	累計 (m ³)
+52.0	4,500	——	——
+53.0	6,500	5,500	5,500
+54.0	8,500	7,500	13,000
+55.0	10,500	9,500	22,500

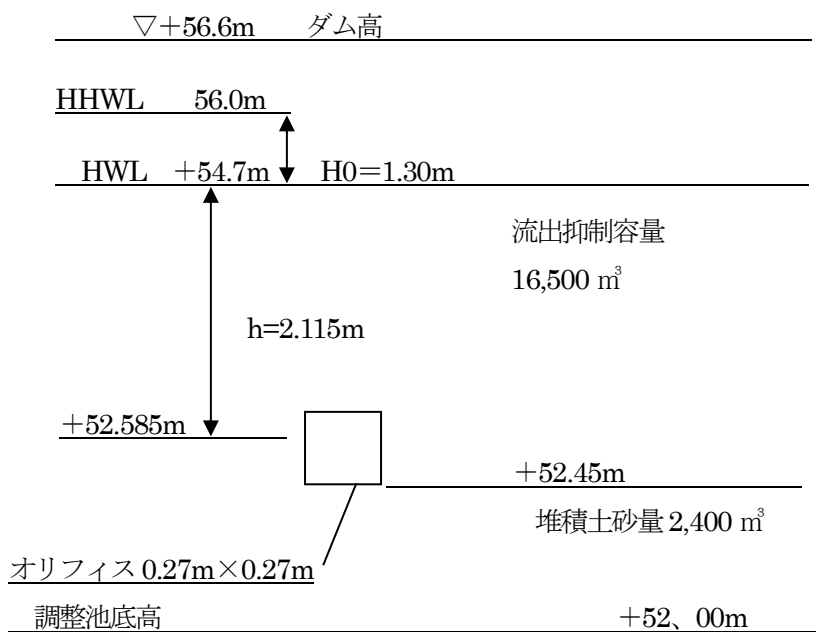
5 許容放流量

流 域 面 積	2,500ha	(25 k m ²)
流 下 能 力	50 m ³ /s	
比 流 量	0.02 m ³ /s/ha	
調整池流域面積	15ha	

$$\underline{Q_k = 0.02 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha} \times 15\text{ha} = 0.3 \text{ m}^3/\text{s}}$$

採用値	0.3 m ³ /s
-----	-----------------------

6 水位諸元



7 オリフィス断面

$$a = Qk / (C \sqrt{2 \times g \times h})$$

$$a = Q_k / (0.6 \sqrt{2 \times 9.8 \times h})$$

$$a = 0.3 / (0.6 \sqrt{19.6 \times 2.115}) = 0.0776 \text{ m}^2$$

$$\text{オリフィス断面} = 27.7 \text{ cm} \times 27.7 \text{ cm} = 0.076 \text{ m}^2 < a$$

採用値	27 cm×27 cm
-----	-------------

8 放 流 管 (円形断面の場合)

$$\begin{aligned}\text{放流管の直径 } D &= \sqrt[3]{0.015Qk / 0.262 I^{1/2}} \\ &= \sqrt[3]{0.015 \times 0.3 / 0.262 \times 1 / 500^{1/2}} \\ &= 0.70\text{m}\end{aligned}$$

採用値	1.0m
-----	------

[放流管の最小断面は 1.0m 以上流水断面積は管路断面積の 3/4 以内]

放流管勾配 $I = 1/500$

9 洪 水 吐

イ 設計洪水流量 $Q = 1/360 \times f \times r_{200} \times 1.2 \times \text{調整池流入面積}$

$$\begin{aligned}&= 1/360 \times 0.866 \times 247\text{mm/h} \times 15\text{ha} \\ &= 8.91 \text{ m}^3/\text{s}\end{aligned}$$

採用値	8.9 m ³ /s
-----	-----------------------

(例) 降雨強度式 (仙台)

$$r_{200} = \frac{3382}{t^{2/3} + 11.78} = 206 \text{ mm/hr}$$

$t = 10 \text{ 分}$

$$f = \frac{13.3 \times 0.9 + 1.7 \times 0.6}{15.0} = 0.866$$

形質変更の区域 : 13.3ha

自 然 体 : 1.7ha

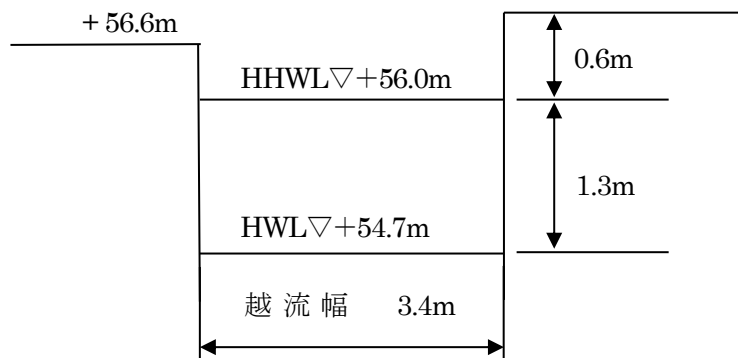
$$r_{200} \times 1.2 = 247 \text{ mm/hr}$$

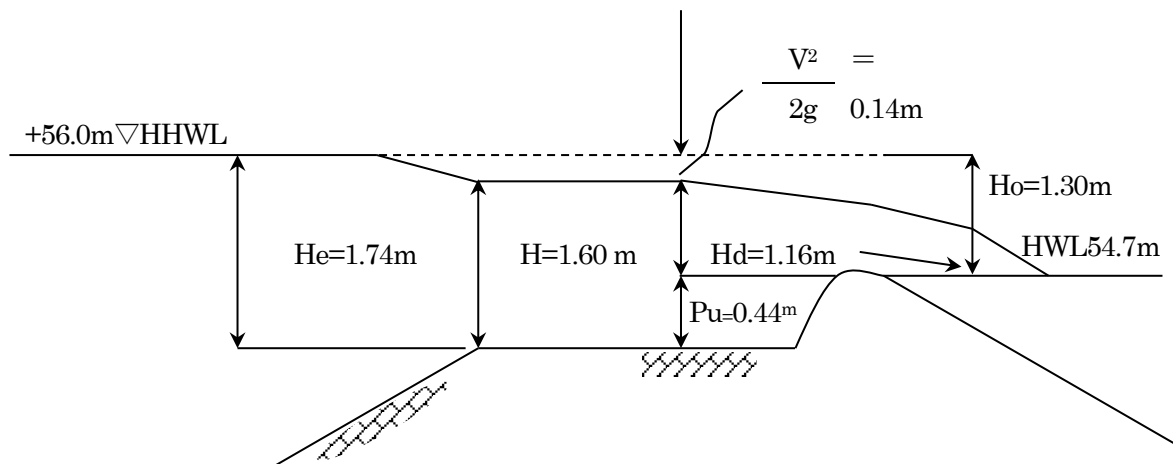
ロ 越 流 幅 $B = Q / (C \times H^{1.5})$

$$B = 8.9 / (1.8 \times 1.3^{1.5}) = 3.34 \text{ m}$$

採用値	3.4m
-----	------

[洪水吐断面]





ハ 接近水路深と越流水頭比 $P_u/H_o \geq 0.2$
 $0.44/1.30=0.34 > 0.2$

ニ 接近水路の水深

H e 全水頭	1.74m	(H _o +P _u)
Q 洪水吐設計流量	8.9 m ³ /s	
B 洪水吐幅	3.4m	

$$H_e = 1/2 g \times [Q / (B \times H)]^2 + H$$

$$0.051 \times [8.9 / (3.4H)]^2 + H - H_e = 0$$

$$0.051 \times [6.85 / H^2] + H - 1.74 = 0$$

$$(0.349 / H^2) + H - 1.74 = 0$$

$$H = 1.60m$$

採用値	1.60m
-----	-------

ホ 接近流速 $V = Q / (B \times H)$
 $= 8.9 / (3.4 \times 1.60)$
 $= 1.64m / s < 4.0m / s$

10 導流水路及び減勢工

イ 越流堤の限界水深

$$d_1 = (a \times Q^2 / g \times B^2)^{1/3}$$

$$= (1.0 \times 8.9^2 / 9.8 \times 3.4^2)^{1/3}$$

$$= 0.89m$$

ロ 水叩き始端の流速

$$\begin{aligned} V_1 &= \sqrt{2g \times (H_o + W)} \\ &= \sqrt{19.6 \times (1.3 + 4.0)} = 10.2 \text{ m/s} \end{aligned}$$

ハ 水叩き始端の水深

$$\begin{aligned} d_2 &= Q / (B \times V_1) \\ &= 8.9 / (3.4 \times 10.2) = 0.26 \text{ m} \end{aligned}$$

ニ 始端のフルード数

$$\begin{aligned} F_1 &= V_1 / \sqrt{g \times d_2} \\ &= 10.2 / \sqrt{9.8 \times 0.26} \\ &= 6.4 \end{aligned}$$

ホ 跳水水深

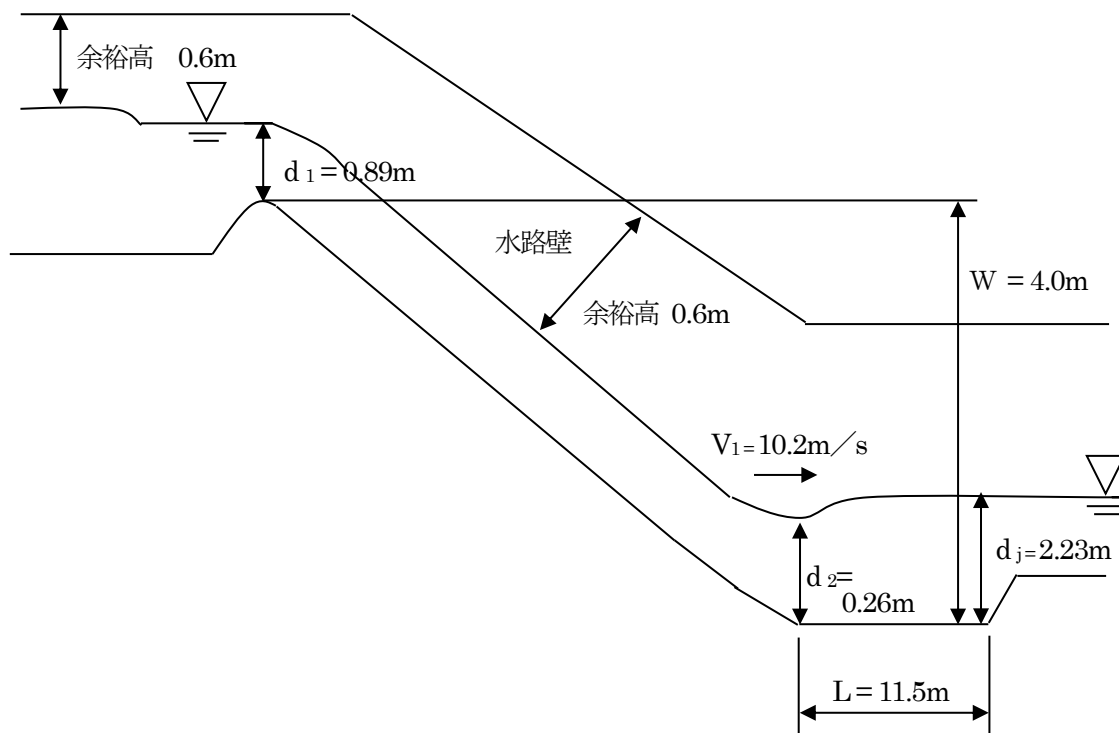
$$\begin{aligned} d_j &= (d_2 / 2) \times \{ \sqrt{(1 + 8F_1^2)} - 1 \} \\ &= 0.26 / 2 \times \{ \sqrt{(1 + 8 \times 6.4^2)} - 1 \} \\ &= 2.23 \text{ m} \end{aligned}$$

ヘ 水叩き長

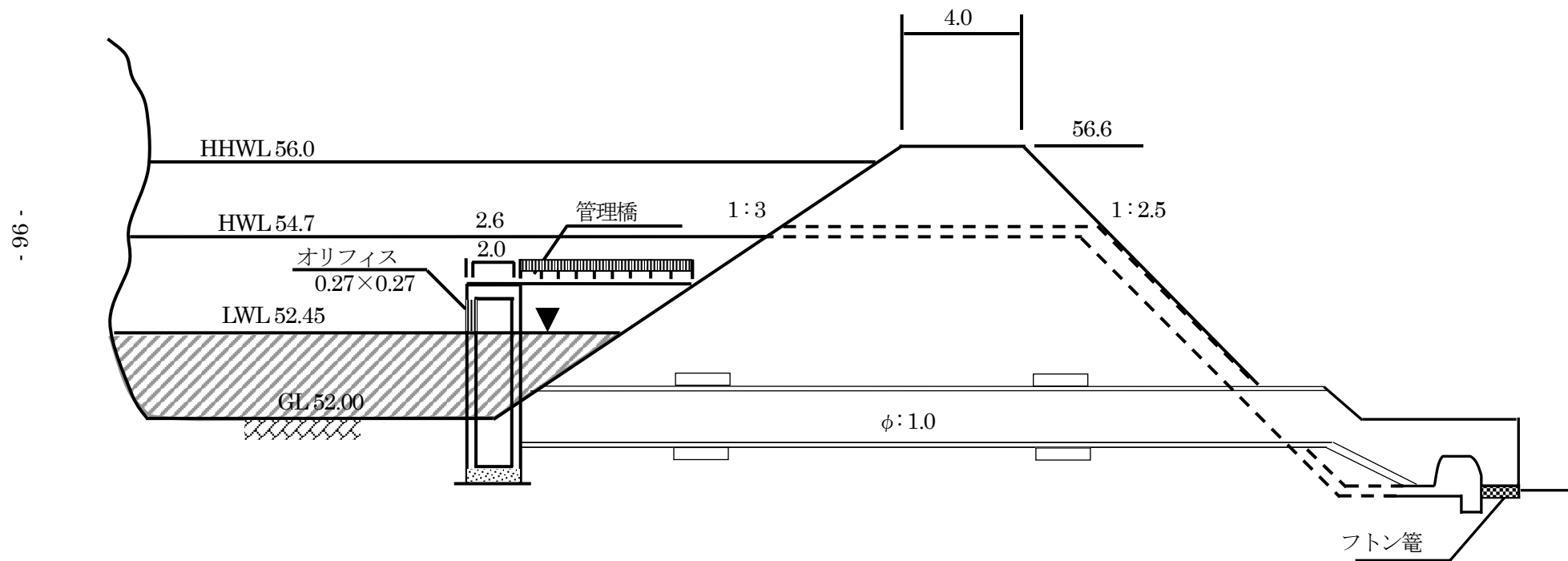
$$\begin{aligned} L &= 5 \times d_j \\ &= 5 \times 2.23 \text{ m} \\ &\doteq 11.5 \text{ m} \end{aligned}$$

なお、跳水式による減勢機能を安定させるための施設として、シュートブロック、バップルピアー、エンドシル等を採用する場合は別途検討を行うものとする。

H _o	越流水頭 (H _d + V ² /2g)	1.3m
W	堤頂と水叩きとの標高差	4.0m
B	水叩きの幅	3.4m
Q	洪水吐の設計流量	8.9 m ³ /s

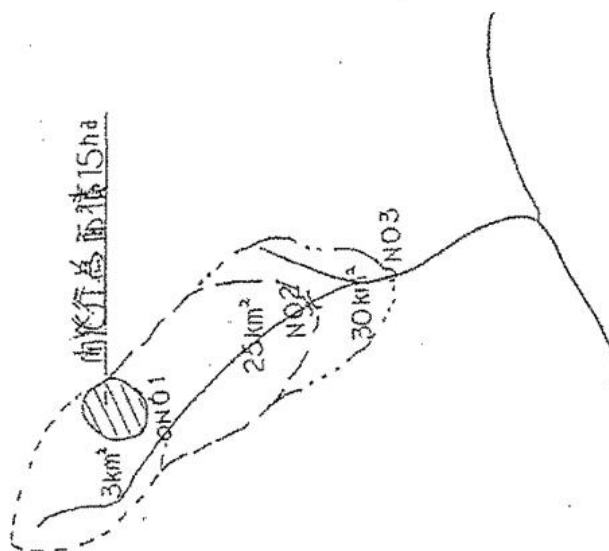


防災調整池概略図

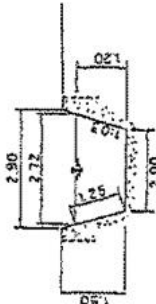


許容放流量算定調査

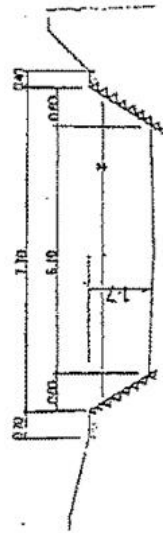
流域図 S : 1/25000



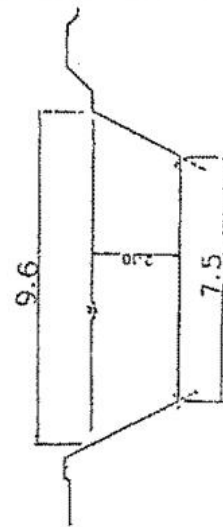
NO1



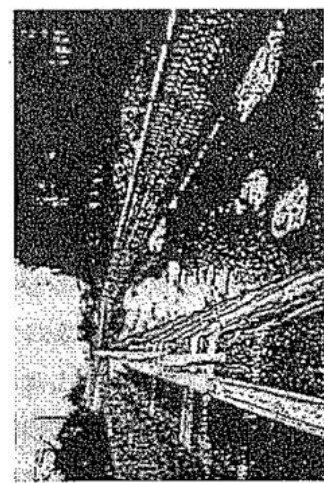
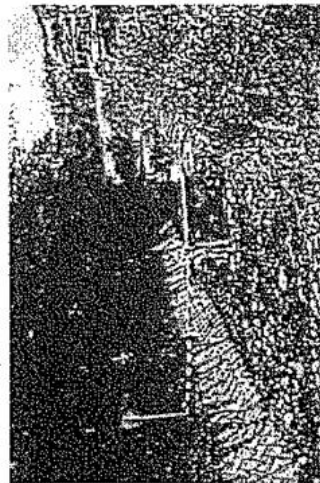
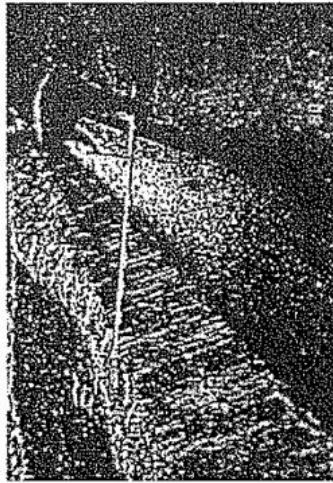
NO 2



NO 3



河川断面図及び写真



比流量及び許容流量の算定

測点 No	断面 積 m ²	河床 勾配	流速 m/s	流量 m ³ /s	流域 面積 km ²	比流量 m ³ /s/km ²	最小比 流量
1	2.8	4.5	0.02	0.05	3	3.16	
2	11.5	9.9	1.16	13.3	25	2.0	2.0
3	18.0	12.2	1.47	26.5	30	2.58	

VI 許可された開発行為について

次の各事項に留意して適正な開発行為を行ってください。

1 許可条件の遵守・施工

以下の許可条件に従って開発行為を行わない場合には、許可を取り消すことがあります。

- (1) 開発行為は申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 県の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (3) 開発行為に着手したときは、遅滞なく知事に届け出ること。
- (4) 開発行為が完了したときは、遅滞なく知事に届け出ること。また、県の職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (5) 開発行為を中止し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講じるとともに、県の職員がその実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (6) 開発行為に関する土地の権利を譲渡したときは、遅滞なく知事に届け出ること。
- (7) 開発行為の目的、期間、計画又は施行者を変更しようとするときは、変更の許可を受ける又は所要の届出をすること。
- (8) 開発行為の施工中に災害が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出ること。
- (9) 開発行為は防災施設の設置を先行し、下流に対する安全を確認した上で行うこと。
- (10) 開発行為は、許可の日から起算して1年以内に着手すること。
- (11) 開発する区域と残置森林等の保全する区域の境界を、現地で明確に表示して現場管理を行うこと。
- (12) えん堤、洪水調節池、沈砂池等の防災施設の設置を先行すること。また、主要な防災施設の設置が完了したときは、遅滞なく知事に届け出ることとし、県の職員が確認を行うまでの間は以降の開発行為を施行しないこと。
- (13) 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施行する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう本設のものと同程度の機能をもつ仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、施工地全体の安全性を担保すること。
- (14) 排水施設、洪水調節池、沈砂池等の機能維持のため、開発行為の施行中に当該施設に堆積した土砂の撤去等の適切な維持管理を行うこと。
- (15) 毎年10月31日現在の工事状況報告を、その年の11月30日までに知事に報告すること。
- (16) 宮城県林地開発許可制度実施要綱の別記1を参考に、写真の管理を行うこと。

2 着手届等

- (1) 1(3)により開発行為の着手を知事に届け出る際は、細則様式第6号（148ページ）によること。
- (2) 開発行為の期間の初日から起算して6ヶ月以内に当該開発行為に着手できないことが明らかにな

ったときは、遅滞なく知事に届けること。（細則様式第7号。149ページ）。

(3) 開発行為に係る土地の見やすい場所に、許可標識を掲示すること（細則様式第14号。157ページ）。

3 防災施設の設置完了の届出

1(12)により防災施設の設置の完了を知事に届け出る際は、細則様式第12号（155ページ）によること。

なお、防災施設の設置完了については、県の職員が現地又は届出に添付された写真等により確認することとするが、当該確認の結果が許可の内容に適合している旨の通知があるまでは、以降の開発行為を行わないこと。

4 履行調査（立入調査）

市町村・県職員が履行状況や防災施設の設置状況等について立入調査するときは、これに応じること。

5 開発行為の変更

開発行為の目的、期間又は土地利用計画の内容（面積等）を変更するときは、事前に変更の許可を受けること（細則様式第5号。147ページ。添付図書には、変更前と変更後の計画・区域を示すこと。）。ただし、期間のみを変更するときは、事前に期間延長届（細則様式第3号。145ページ）を提出してください。また、地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の規模を森林法施行令（昭和26年政令第276号）第2条の3に規定する規模（太陽光発電所関係は0.5ヘクタール、その他は1ヘクタール）以下で開発行為を終了するときは、事前に廃止届（細則様式第4号。146ページ）を提出してください。

6 開発行為の承継

事業の譲り受け、相続、法人の合併等により開発行為を承継したときは、遅滞なく知事に届けること（細則様式第11号。153ページ）。

7 申請者の住所変更等

- (1) 氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく知事に届けること（細則様式第10号。152ページ）。
- (2) 1(6)により、開発行為に係る土地の権利の譲渡を知事に届け出る際は、細則様式第8号（150ページ）によること。

8 開発行為の施行者の変更

開発行為の施行者を変更したときは、遅滞なく知事に届けること（要綱様式第9号。174ページ）。

9 知事への報告

1(15)による工事状況報告が許可条件とされた場合は、毎年10月31日現在の施行状況について、その年の11月30日までに知事に報告すること（細則様式第15号。158ページ）。

10 違反行為について

【監督処分】

森林法第10条の2で「監督処分」が規定されています。この条文の趣旨は、違反行為に起因して森林法第10条の2第2項各号（災害の発生、水害の発生、水の確保の支障、環境の悪化）に該当するような事態の発生を防止することです。

監督処分が行われる要件としては、森林の有する公益的機能を維持する必要があるときで、①森林法第10条の2第1項の規定に違反して開発行為を行った場合（無許可開発等）、②森林法第10条の2第4項の許可に附された条件に違反して開発行為を行った場合（条件違反）、③偽りその他不正な手段により森林法第10条の2第1項の許可を受けて開発行為を行った場合（虚偽の申請等）です。

違反行為は、前記①、②、③の3種類ですが、違反行為が行われた時点が地域森林計画の対象森林であれば、その後、当該森林が地域森林計画の対象から除外されたとしても違反行為として監督処分の要件に該当します。また、許可処分後に地域森林計画対象森林から除外された区域で②の違反行為が行われた場合も監督処分の要件に該当します。

（例 題）

【問 1】 林地開発許可を受けた開発行為を、その計画の途中で終了したいのですが、どのような手続きが必要ですか。なお、既に土地の形質を変更した部分の面積は森林法施行令（昭和26年政令第276号）第2条の3に規定する規模を越えています。

【答】 許可を受けた開発行為を、その計画の途中で終了すると、許可を受けた計画のとおり開発行為が行われなかったことになり、そのままでは完了したとは認められません。したがって、まず、計画を変更するために、変更の林地開発許可を受けてください。そして、変更した計画のとおり完了し、完了届を提出してください。

【問 2】 林地開発許可を受けた開発行為を、その計画の途中で終了する場合、既に土地の形質を変更した部分の面積が森林法施行令（昭和26年政令第276号）第2条の3に規定する規模以下のときは、どのような手続きが必要ですか。

【答】 土地の形質を変更した部分の面積が森林法施行令（昭和26年政令第276号）第2条の3に規定する規模以下のときに終了すると、結果として、森林法で規定する開発行為ではないこととなります。完了届ではなく、廃止届を提出してください。

Ⅶ 開発行為の完了について

1. 完了確認の調査

完了届が提出されると、開発行為が林地開発許可の内容に適合しているかどうかについて確認する調査が行われます。

(1) 確認の範囲と方法

林地開発許可の申請書と添付書類に記載された事項について、工事仕様書、工事完了図、写真等を参照して、計画どおりの工法、規格、寸法等となっているかどうかを調査します。

(2) 確認する内容の例

工 種 等	量的な確認の要点	質的な確認の要点
え ん 堤 工 類	1) 施行目的を達し得る規模であるかの寸法確認を行う。 2) 構造物の安定計算上必要な寸法確認を行う。	堤体破壊が生じない程度の品質確認を行う。
土 留 工 類 (含埋設工護岸工等)	1) 背面土、背面法を抑止し、安定させるに必要な寸法確認を行う。 2) 構造物の安定上必要な寸法確認を行う。	堤体破壊が生じない程度の品質確認を行う。
水 路 工 種	地表水、暗渠等から誘導された地下水を安全に流下し得る断面の確認を行う。	漏水を最小限度に留め得る措置及び流末処理等の確認を行う。
暗 渠 工 類	地下浸透水を地表まで誘導でき得る数量確認を行う。	地下水を容易に集水し、排水できる仕様になっているか等を確認する。
柵 工 類		背面堆積土の流出防止の機能を果たしているかを確認する。
筋 工 類	法面安定に必要な数量確認を行う。	植生の活着及び発芽、生育が可能かどうか等を確認する。
法 面 被 覆 工 類 (含 実 播 工)	法面安定に必要な勾配確認を行う。	法面の侵食を防止して、植生の活着及び発芽、生育が可能かどうか等を確認する。 場合によって、植生の定着状況の経過観察を行ったうえで確認を行う。
植 栽 工	植栽目的に合った数量確認を行う。	活着状況を確認する。
残 置 森 林 等	残置目的を達し得る規模であるかの位置、残置幅、残置量、造成量等を確認する。	

※法面被覆工類における経過観察は、「開発行為の許可基準等の運用について」第8第1項（50ページ）を基本としてその期間等を検討する。

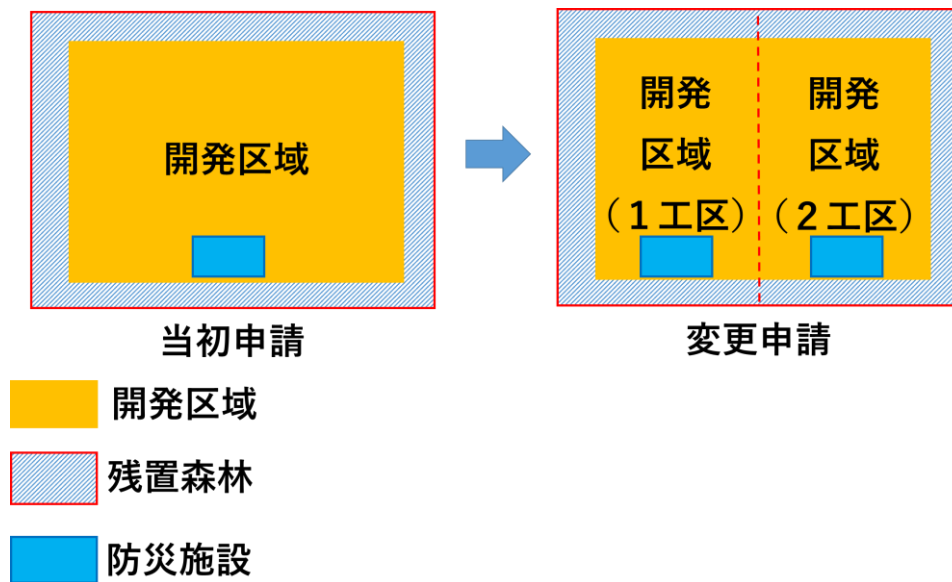
2. 調査の結果の通知

- (1) 調査の結果、開発行為が林地開発許可の内容に適合していると認めたときは、完了と認める旨の通知をします。この通知を受けてから、開発行為の目的に沿った使用をしてください。
- (2) 調査の結果、開発行為が林地開発許可の内容に適合していないと認めたときは、許可の内容に適合するために必要な措置を取るよう通知します。通知の内容に従って措置してください。

3. 部分完了の手続について

林地開発許可を受けた開発行為に係る土地の一部を先に完成する場合、その部分だけ完了することができます。ただし、あらかじめ部分完了前に変更許可申請により事業計画書においても開発行為に係る土地を工区分けしておく必要があります。この場合、変更許可を受けた後に部分完了する工区のみを対象に完了届（細則様式第13号。156ページ）を提出してください。

【部分完了の参考事例（開発区域を2工区に分割）】



(例 題)

【問】 林地開発許可を受けた開発行為に係る土地の一部が先に完成した場合、その部分だけ先に完了することはできますか。

【答】 開発行為に係る土地を工区に分けることが許可されている場合で、工区の全部分が完成したときは、その工区について完了することができます。このような完了を部分完了といいます。部分完了届を提出してください。部分完了の確認については、次に掲げる事項のほか、通常の完了の確認に準じます。

- 1 部分完了をする工区内及びその周辺の地域で災害の発生のおそれがないように措置されていること。
- 2 部分完了をする工区における開発行為の施行状況、開発行為をしている者の過去の実績、信用度からみて、部分完了をする工区以外の工区における開発行為が適切に行われ、完了する見込みがあること。

VIII 關係法規等抜粋

1 森林法（抄）	122
2 森林法施行令（抄）	132
3 森林法施行規則（抄）	133
4 森林法施行条例（抄）	135
5 森林法施行細則（抄）	136
6 宮城県林地開発許可制度実施要綱	159

1 森 林 法 (抄)

[昭和26年6月26日 法律 第249号]

[最終改正]

令和4年6月17日 法律 第68号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第10条第1号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

(承継人に対する効力)

第3条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によってした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

第2章 森林計画等

(地域森林計画)

第5条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする森林の区域

二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

四 造林面積その他造林に関する事項

- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
 - 六 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
 - 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
 - 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
 - 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
 - 十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
 - 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
 - 十二 保安林の整備、第41条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第4条第3項の規定は、地域森林計画に準用する。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があったため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

（地域森林計画等の遵守）

第8条 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、地域森林計画に従って森林の施業及び保護を実施し、又は森林の土地の使用若しくは収益をすることを旨としなければならない。

（開発行為の許可）

第10条の2 地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれ少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該

機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第1項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

第10条の4 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

第2章の2 営林の助長及び監督

第1節 市町村等による森林の整備の推進

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）

の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 第10条の2第1項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三 第10条の17第1項の規定による公告に係る第10条の15第1項に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第10条の18において準用する第10条の17第1項の規定による公告があったときは、その変更後のもの）に基づいて伐採する場合

- 四 第11条第5項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第12条第3項において読み替えて準用する第11条第5項の規定による認定があったときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合
- 五 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合
- 六 第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合
- 七 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であって、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものに付き伐採する場合
- 八 普通林であって、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものに付き伐採する場合
- 九 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 十 除伐する場合
- 十一 その他農林水産省令で定める場合
- 2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない
- 3 第1項第9号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

第3章 保安施設

第1節 保安林

(指定)

第25条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第1号から第3号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあっては、重要流域（2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第3条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 六 なだれ又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備
- 八 魚つき

九 航行の目標の保存

十 公衆の保健

十一 名所又は旧跡の風致の保存

2 前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。

3 農林水産大臣は、第1項第10号又は第11号に掲げる目的を達成するため前2項の指定をしようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、第1項又は第2項の指定をしようとするときは、林政審議会に諮問することができる。

第25条の2 都道府県知事は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前2項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

(解除)

第26条 農林水産大臣は、保安林（民有林にあつては、第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、重要流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 前2項の規定により解除をしようとする場合には、第25条第3項及び第4項の規定を準用する。

第26条の2 都道府県知事は、民有林である保安林（第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 前2項の規定により解除をしようとする場合には、第25条の2第3項の規定を準用する。

4 都道府県知事は、第1項又は第2項の規定により解除をしようとする場合において、当該解除をしようとする保安林が次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該保安林が、第1号に該当するとき、又は第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、第2号に該当するときは、農林水産大臣の同意を得なければならない。

一 第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林で、第1項又は第2項の規定により解除をしようとする面積が政令で定める規模以上であるもの

二 その全部又は一部が第41条第3項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第4項に規定する地すべり防止工事若しくは同法第41条のぼた山崩壊防止工事の施行に係

る土地の区域内にある保安林

(指定又は解除の申請)

第 27 条 保安林の指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することができる。

2 都道府県知事以外の者が前項の規定により保安林の指定又は解除を農林水産大臣に申請する場合には、その森林の所在地を管轄する都道府県知事を經由しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の場合には、遅滞なくその申請書に意見書を附して農林水産大臣に進達しなければならない。但し、申請が第 1 項の条件を具備しないか、又は次条の規定に違反していると認めるときは、その申請を進達しないで却下することができる。

第 28 条 農林水産大臣又は都道府県知事が前条第 1 項の申請に係る指定又は解除をしない旨の処分をしたときは、その申請をした者は、実地の状況に著しい変化が生じた場合でなければ、再び同一の理由で同項の申請をしてはならない。

(保安林予定森林又は解除予定森林に関する通知等)

第 29 条 農林水産大臣は、保安林の指定又は解除をしようとするときは、あらかじめその旨並びに指定をしようとするときにあつてはその保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る第 33 条第 1 項に規定する指定施業要件、解除をしようとするときにあつてはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由をその森林の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。その通知した内容を変更しようとするときもまた同様とする。

第 30 条 都道府県知事は、前条の通知を受けたときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その通知の内容を告示し、その森林の所在する市町村の事務所に掲示するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者にその内容を通知しなければならない。この場合において、保安林の指定又は解除が第 27 条第 1 項の規定による申請に係るものであるときは、その申請者にも通知しなければならない。

第 30 条の 2 都道府県知事は、保安林の指定又は解除をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめその旨並びに指定をしようとするときにあつてはその保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る第 33 条第 1 項に規定する指定施業要件、解除をしようとするときにあつてはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示し、その森林の所在する市町村の事務所に掲示するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者にその内容を通知しなければならない。

その告示した内容を変更しようとするときもまた同様とする。

2 前項の場合には、前条後段の規定を準用する。

(保安林予定森林における制限)

第 31 条 都道府県知事は、前 2 条の規定による告示があつた保安林予定森林について、農林水産省令で定めるところにより、90 日を超えない期間内において、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を禁止することができる。

(保安林における制限)

第 34 条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採

してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 次条第1項に規定する択伐による立木の伐採をする場合
- 三 第34条の3第1項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合
- 四 第39条の4第1項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合
- 五 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合
- 六 第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合
- 七 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 八 除伐する場合
- 九 その他農林水産省令で定める場合

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
- 二 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けてする場合
- 三 第188条第3項の規定に基づいてする場合
- 四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 五 軽易な行為であって農林水産省令で定めるものをする場合
- 六 その他農林水産省令で定める場合

3 都道府県知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が2以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をすることにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

4 都道府県知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が2以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

5 都道府県知事は、第2項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

6 第1項又は第2項の許可には、条件を付することができる。

7 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を

受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

- 8 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。
- 9 第1項第7号及び第2項第4号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。
- 10 都道府県知事は、第8項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があった場合（同項の規定による届出にあっては、第1項第7号に係るものに限る。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第11条第5項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第12条第3項において読み替えて準用する第11条第5項の規定による認定があったときは、その変更後のもの）において定められているものである場合は、この限りでない。

第2節 保安施設地区

（指定）

- 第41条** 農林水産大臣は、第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。
- 2 農林水産大臣は、民有林又は国の所有に属さない原野その他の土地について、第25条第1項第4号から第7号までに掲げる目的を達成するため前項の指定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴かなければならない。
 - 3 農林水産大臣は、第1項の事業（以下「保安施設事業」という。）を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があった場合において、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。
 - 4 第25条第1項但書及び第2項の規定は、第1項又は前項の指定をしようとする場合に準用する。この場合において、第25条第2項中「森林を保安林として」とあるのは、「森林又は原野その他の土地を保安施設地区として」と読み替えるものとする。

（指定の有効期間）

- 第42条** 前条の保安施設地区の指定の有効期間は、7年以内において農林水産大臣が定める期間とする。
- 但し、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、3年を限りその有効期間を延長することができる。

（解除）

- 第43条** 農林水産大臣は、国又は都道府県が保安施設事業を廃止したときは、遅滞なく保安施設地区の指定を解除しなければならない。
- 2 保安施設地区の指定後1年を経過した時に国又は都道府県がなお保安施設事業に着手していないときは、その時に、指定はその効力を失う。

（保安林に関する規定の準用）

- 第44条** 保安施設地区の指定については、第29条、第30条、第31条、第32条第1項から第4項まで、第33条第1項から第5項まで及び第39条の規定を、保安施設地区に係る指定施業要件の変更については、第29条、第30条、第32条第1項から第4項まで及び第33条第1項から第5項までの規定（農林水産大臣による保安林の指定に関する部分に限る。）並びに第33条の2第1項の規定（農林水産大臣による保安林の指定施業要件の変更に

関する部分に限る。)を、保安施設地区に係る指定施業要件の変更の申請については、第27条第2項及び第3項、第28条並びに第33条の2第2項の規定（農林水産大臣に対する申請に関する部分に限る。）を、保安施設地区の指定の解除については、第33条第1項から第3項までの規定を、保安施設地区における制限については、第34条及び第34条の3までの規定を準用する。

ただし、保安施設地区の指定に係る森林が保安林である場合には第31条、第34条から第34条の3までの規定、災害を復旧するため緊急に保安施設事業を行う必要がある場合には第32条第4項の規定は、準用しない。

第7章 雑 則

(立入調査等)

第188条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実施調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(掲示)

第189条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による通知又は命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知又は命令に係る森林、土地又は工作物等の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知又は命令の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報又は都道府県若しくは市町村の公報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報若しくは都道府県若しくは市町村の公報に掲載した日のいずれか遅い日から14日を経過した日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

(不服申立て)

第190条 第10条の2、第25条から第26条の2まで、第27条第3項ただし書（第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）第33条の2（第44条において準用する場合を含む。）、第34条（第44条において準用する場合を含む。）、第41条若しくは第43条第1項の規定による処分又は第28条（第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）に規定する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第22条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が

誤って審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

- 3 第4章の規定による都道府県知事の裁定についての異議申立てにおいては、損失の補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第8章 罰 則

第206条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条の2第1項の規定に違反し、開発行為をした者
- 二 第10条の3の規定による命令に違反した者
- 三 第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- 四 第38条第2項の規定による命令（土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。）に違反した者

第207条 次の各号のいずれかに該当する者は、150万円以下の罰金に処する。

- 一 第34条第1項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者
- 二 第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、又は下草、落葉若しくは落枝を採取する行為をした者
- 三 第38条第1項の規定による命令、同条第2項の規定による命令（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分を除く。）又は同条第3項若しくは第4項の規定による命令に違反した者

第208条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条の8第1項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者
- 二 第10条の9第3項又は第4項の規定による命令に違反した者
- 三 第31条（第44条において準用する場合を含む。）の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- 四 第34条の2第1項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者
- 五 第34条の3第1項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者

附 則（抄）〔平成3年4月26日 法律第38号〕

（開発行為に係る経過規定）

第5条 この法律の施行前に旧森林法第10条の2第1項の規定によりされた許可は、新森林法第10条の2第1項の規定によりされた許可とみなす。

2 森林法施行令（抄）

〔昭和26年7月31日 政令 第276号〕

〔最終改正〕

令和4年9月22日 政令 第313号

（開発行為の規模）

第2条の3 法第十条の二第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡張部分を除く。）の幅員3メートル
- 二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール
- 三 前二号に掲げる行為以外の行為当該行為に係る土地の面積1ヘクタール

3 森林法施行規則（抄）

〔昭和26年8月1日 農林省令 第54号〕

〔最終改正〕

令和4年9月30日 農林水産省令 第56号

（開発行為の許可の申請）

第4条 法第10条の2第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に係る森林の位置図及び区域図
- 二 開発行為に関する計画書
- 三 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 四 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- 五 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- 六 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- 七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

（開発行為の許可を要しない事業）

第5条 法第10条の2第1項第3号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに關する事業とする。

- 一 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 二 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- 三 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- 四 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理
- 五 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備
- 六 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
- 七 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- 八 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）

- 九 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
- 十 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
- 十一 航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するために必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- 十二 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
- 十三 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- 十四 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設
- 十五 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
- 十六 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
- 十七 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業（第13号に該当するものを除く。）
- 十八 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- 十九 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設

4 森林法施行条例（抄）

〔平成 12 年 3 月 28 日宮城県条例第 73 号〕

最終改正：令和 5 年 3 月 24 日宮城県条例第 27 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（林地開発許可の申請）

第 2 条 法律第 10 条の 2 第 1 項の許可（以下「林地開発許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「省令」という。）第 4 条の申請書に同条第 1 号に掲げる位置図及び区域図、土地利用計画その他の開発行為に関する計画を示した同条第 2 号に掲げる計画書並びに同条第 3 号から第 7 号までに掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（変更の林地開発許可等）

第 3 条 林地開発許可を受けた者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更の林地開発許可を受けなければならない。

- 一 開発行為の目的
 - 二 開発行為の期間
 - 三 林地開発許可を受けた土地利用計画の内容
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出れば足りる。
- 一 前項に規定する場合において、同項第 2 号に掲げる事項のみを変更しようとするとき。
 - 二 開発行為の廃止（前項第 3 号に掲げる事項を変更する場合において、地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の規模を森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 2 条の 3 に規定する規模以下の規模に変更することをいう。）をしようとするとき。
- 3 第 1 項の変更の林地開発許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した変更許可申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 林地開発許可を受けた年月日及び林地開発許可の番号
 - 三 開発行為に係る森林の所在場所
 - 四 変更しようとする事項及び内容
 - 五 変更しようとする理由
- 4 前項の変更許可申請書には、規則で定めるところにより、前条に規定する申請書に添付する図書のうち第 1 項の規定による変更に係るものを添付しなければならない。

（林地開発許可に係る届出）

第 4 条 林地開発許可を受けた者は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 開発行為に着手したとき。
 - 二 開発行為の期間の初日から起算して六月を経過する日までに当該開発行為に着手できないことが明らかとなったとき。
 - 三 開発行為を中止しようとするとき、及び再開したとき。
 - 四 開発行為に係る土地の権利を譲渡したとき。
 - 五 開発行為に係る土地において災害が発生したとき。
 - 六 氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき。
- 2 法第3条の規定により林地開発許可が承継人に対してその効力を有することとなった場合は、当該承継人となった者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(開発行為の完了)

第5条 林地開発許可を受けた者は、開発行為に係る土地（当該土地を工区に分けたときは、工区）の全部について当該開発行為を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、届出に係る開発行為が林地開発許可の内容に適合しているかどうかについて調査し、その調査の結果を当該林地開発許可を受けた者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による調査の結果、当該調査に係る開発行為が林地開発許可の内容に適合していないと認めるときは、当該林地開発許可を受けた者に対し、相当の期間を定めて、当該林地開発許可の内容に適合するよう必要な措置を取ることを命ずることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、林地開発許可又は作業許可を受けている者が、法第10条の2第4項に規定する林地開発許可に付することができる条件又は法第34条第6項（法第44条において準用する場合を含む。）に規定する作業許可に付することができる条件により行った行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当の規定によって行った行為とみなす。

附 則（平成14年条例第23号）

(施行期日)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第60号）

(施行期日)

この条例は、平成25年6月3日から施行する。

附 則（令和5年条例第27号）

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

5 森林法施行細則（抄）

〔平成 12 年 3 月 31 日宮城県規則第 124 号〕

最終改正：令和 5 年 3 月 24 日

（趣旨）

第 1 条 この規則は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）及び森林法施行条例（平成 12 年宮城県条例第 73 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（林地開発許可の申請）

第 2 条 条例第 2 条の申請書は、様式第 1 号によるものとする。

2 条例第 2 条の位置図及び区域図は、別表第 1 によるものとする。

3 条例第 2 条の計画書は、次に掲げるものとする。

- 一 事業計画書（様式第 2 号）
- 二 工事工程表
- 三 別表第 2 に定める図面
- 四 防災計画、洪水調節計画その他の計画の根拠となる計算書
- 五 防災施設の維持管理方法を示す書類
- 六 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類
- 七 開発行為に関係する土地について、土地利用計画を実施するために必要な権原の取得の状況を示す書類又はその写し
- 八 開発行為に関係する土地の登記事項証明書及び不動産登記（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項の地図の写し
- 九 開発行為に関係する協定書、承諾書、同意書その他の書類又はその写し
- 十 開発行為に関係する土地の区域及び状況を示した写真（以下「現況写真」という。）

（変更の林地開発許可等）

第 3 条 条例第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる場合の届出は、次に掲げるものを添付した様式第 3 号による届出書を提出して行うものとする。

- 一 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「省令」という。）第 4 条第 2 号に掲げる書類のうち変更に係るもの
- 二 変更前及び変更後の工程の計画を示した工事工程表
- 三 前条第 3 項第 7 号及び第 9 号に掲げる書類のうち変更に係るもの
- 四 現況写真

2 条例第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる場合の届出は、次に掲げるものを添付した様式第 4 号による届出書を提出して行うものとする。

- 一 開発行為に既に着手している場合は、開発行為を既に行った部分の面積を示した別表第 2 に定める求積図
- 二 現況写真

3 条例第 3 条第 3 項の変更許可申請書は、様式第 5 号によるものとする。

4 条例第 3 条第 4 項の規定により変更許可申請書に条例第 2 条の区域図を添付しなければならない場合は、当該区域図に林地開発許可を受けた区域及び変更に係る区域を示すものとする。

- 5 条例第3条第4項の規定により、変更許可申請書に前条第3項第1号から第3号までに掲げるもの又は別表第2に定める土地利用計画平面図を添付しなければならない場合はそれらの図書に林地開発許可を受けた計画（条例第3条第2項第1号に掲げる場合に届け出た計画を含む。）及び変更に係る計画を示すものとし、別表第2に定める求積図又は現況写真を添付しなければならない場合はそれらの図書に林地開発許可を受けた区域及び変更に係る区域を示すものとする。

（林地開発許可に係る届出）

第4条 条例第4条第1項第1号に掲げる場合の届出は、様式第6号による届出書を提出して行うものとする。

- 2 条例第4条第1項第2号に掲げる場合の届出は、様式第7号による届出書を提出して行うものとする。

- 3 条例第4条第1項第3号に掲げる中止の場合の届出は、次に掲げるものを添付した様式第4号による届出書を提出して行うものとする。

- 一 中止後の措置についての計画書及び図面
- 二 現況写真

- 4 条例第4条第1項第3号に掲げる再開の場合の届出は、次に掲げるものを添付した様式第6号による届出書を提出して行うものとする。

- 一 中止前及び再開後の工程の計画を示した工事工程表
- 二 現況写真

- 5 条例第4条第1項第4号に掲げる場合の届出は、次に掲げるものを添付した様式第8号による届出書を提出して行うものとする。

- 一 土地の登記事項証明書その他の土地の権利を譲渡したことを証する書類
- 二 開発行為に係る事業の譲渡を伴わない場合は、権利を譲渡した土地について林地開発許可を受けた土地利用計画を実施するために必要な権原の取得の状況を示す書類又はその写し

- 6 条例第4条第1項第5号に掲げる場合の届出は、次に掲げるものを添付した様式第9号による届出書を提出して行うものとする。

- 一 災害の状況及び応急措置の状況を示した図面
- 二 現況写真

- 7 条例第4条第1項第6号に掲げる場合の届出は、様式第10号による届出書を提出して行うものとする。この場合において、許可を受けた者（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条の独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。次項第3号において同じ。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。次項第3号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類を添付するものとする。

- 8 条例第4条第2項の規定による届出は、次に掲げるものを添付した様式第11号による届出書を提出して行うものとする。

- 一 開発行為に係る事業を譲り受け、又は相続したことを証する書類
- 二 開発行為に係る土地について、林地開発許可を受けた土地利用計画を実施するために必要な権原の取得の状況を示す書類又はその写し

三 継承人となった者（前項の独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

四 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

五 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

六 施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類

（防災施設の設置の完了）

第4条の2 林地開発許可を受けた者は、防災施設の設置を完了したときは、知事に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出は、設置が完了した防災施設の施行状況を示した写真を添付して、様式第12号による届出書を提出して行うものとする。

（開発行為の完了）

第5条 条例第5条第1項の規定による届出は、完了した区域及び状況を示した写真を添付して、様式第13号による届出書を提出して行うものとする。

（林地開発許可標識の提示）

第6条 林地開発許可を受けた者は、開発行為に着手する日から条例第5条第2項の通知（同条第3項に規定する場合を除く。）又は林地開発許可の取消しがあるまでの間、当該開発行為に係る土地の見やすい場所に様式第14号による標識を提示するものとする。

2 林地開発許可を受けた者は、条例第3条第1項の変更の林地開発許可を受けたとき、又は同条第2項第1号若しくは条例第4条第1項第6号に掲げる場合の届出をしたときは、遅延なく、前項の標識に必要な修正を加えるものとする。同条第2項の承継人となった者が同項の規定による届出をしたときも、同様とする。

（林地開発許可に係る報告）

第7条 林地開発許可を受けた者は、毎年10月31日現在の当該開発行為の施行状況について、その年の11月30日までに知事に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、現況写真を添付した様式第15号による報告書を提出して行うものとする。

（申請書等の提出場所）

第18条 法第32条第1項の意見書、法第34条第1項又は第2項の規定による許可に係る許可申請書及び同条第9項の届出書、法第34条の2第1項の届出書、法第34条の3第1項の届出書、省令第60条第2項の届出書、省令第63条第2項の届出書、省令第65条第1項の届出書、条例に基づく申請書及び変更許可申請書並びにこの規則に基づく申請書、届出書及び報告書は、申請、届出又は報告に係る森林又は保安林の所在場所を所管する地方振興事務所（地方振興事務所が2以上のときは、当該森林又は保安林の主たる所在場所を所管する地方振興事務所）に提出するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、林地開発許可又は伐採許可若しくは作業許可を受けている者が、法第10条の2

第4項に規定する林地開発許可に付することができる条件又は法第34条第6項（法第44条において準用する場合を含む。）に規定する伐採許可若しくは作業許可に付することができる条件により行った行為は、この規則の相当の規定によって行った行為とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の森法施行細則による諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の森林法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の森林法施行細則の規定による諸様式で扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の森林法施行細則の規定によるものとみなす。

別表第1 (第2条関係)

番号	図面の種類	主な示すべき事項	標準縮尺	備考
1	位置図	開発区域	1/50,000以上	
2	区域図	①開発区域、②開発行為に係る森林の区域及び残置する森林の区域(林班・小班)、③市町村界及び字界、④土地の地番及び形状、⑤国有財産(里道、水路)、⑥流域の地形、⑦土地利用の実態、⑧河川の状況	1/5,000以上	捨土の処理箇所についても示すこと。

別表第2 (第2条及び第3条関係)

番号	図面の種類	主な示すべき事項	標準縮尺	備考
1	現況図	①地形及び標高、②市町村界及び字界、③開発区域、④森林の区域、⑤法令の規制区域、⑥土地の利用状況(農地、宅地、道路等)	1/1,000 ～ 1/2,000	
2	土地利用計画平面図	①地形及び標高、②開発行為に係る森林の区域、③残置する森林の区域、④造成森林等の区域、⑤施設又は工作物の位置、規模等、⑥法面の位置、形状及び小段、⑦切土・盛土の区分、⑧縦・横断測点又は測線	1/1,000 ～ 1/2,000	
3	求積図	①開発区域、②開発行為に係る森林の区域、③残置する森林の区域、④造成森林等の区域	1/1,000 ～ 1/2,000	
4	断面図	①測点、②切土高及び盛土高、③現況地盤線、計画地盤線及び勾配、④擁壁及び法面保護施設、⑤森林の区域	任意	
5	土工定規図 (標準断面図)	地質又は土質別の、①切土及び盛土の勾配、②小段の位置、幅及び間隔、③擁壁及び法面の保護施設	1/100 ～ 1/200	
6	規格図	採取	任意	
		採取跡地		
		残壁		
7	防災等計画平面図	①集水区域、②集水区域の番号及び面積、③排水施設の位置、記号又は番号、種類、形状、内り寸法、勾配、延長、水の流れる方向及び放流先の名称、④土砂の流出防止施設の位置、記号又は番号、種類、規模及び貯留容量、⑤森林の区域	1/1,000 ～ 1/2,000	①集水区域及び施設の記号又は番号は計画書と対照できるように付すること。②排水系統の複雑なものは、模式図も作成すること。③必要により施工中と施工後に分けて作成すること。
8	構造図	(正面図、平面図、側面図、断面図、配筋図) ①構造各部の仕上り寸法、②材料の種類及び寸法、③基礎工の材料及び寸法	1/20～ 1/200	
9	洪水調節計画平面図	①集水区域、②集水区域の面積、③調節池の位置、記号又は番号、種類、規模及び調節容量、④下流河川の名称、⑤流下能力の検討地点	任意	

様式第1号（第2条関係）

林地開發許可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所

氏 名

法人にあつては、名
称及び代表者の氏名

電話

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	(開発行為をしようとする森林の面積 ヘクタール) ヘクタール
開発行為の目的	
開発行為の着手 予定年月日	
開発行為の完了 予定年月日	
開発行為の施行体制	
備 考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

様式第2号（第2条関係）

事業計画書

面積	事業区域面積			ha				
	開発行為をしようとする森林の面積			ha				
	開発行為に係る森林の面積			ha				
用地面積 ha	用地の現況 転用後の用途	地域森林計画 対象民有林	地域森林計画対象外民有林				計	比率 (%)
	計							
	比率 (%)							
林況	樹種及び混合歩合 林 齢 生 育 状 況							
地形・地質	地 形 標高 m～ m 平均傾斜度 度 地形の特徴 地 質 地質時代 基岩名等 土壌							
防災工事の設計方針								
土工関係	総切取量		最大切取高		切取法面勾配			
	総盛土量		最大盛土高		盛土法面勾配			
	残土処理の方法							

災 害 防 止 対 策	防止対策工種、数量、貯砂能力等 (流出土砂量の算定計算及び貯砂能力計算並びに洪水調節要領計算は別に添付する)
残 置 森 林 及 び 造成する森林等の計画 及び維持管理方法	
一 時 的 利 用 の 場 合 は 利 用 後 の 原 状 回 復 方 法	
当 該 森 林 の 水 源 かん養機能に直接 依 存 す る 地 域 の 水 需 給 の 状 況	飲料水使用住宅数 水資源依存農地 漁業関係に関する影響の有無 防火用水等に関する利用の有無
周 辺 地 域 へ の 影 響 及 び 住 民 生 活 へ の 配 慮 等	
そ の 他 特 に 配 慮 し た 事 項	

様式第3号（第3条関係）

林地開発行為期間延長届

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者住所

氏 名

（ 法人にあっては、名
称及び代表者の氏名 ）

電 話

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為の期間を次のとおり変更したいので、森林法施行条例第3条第2項の規定により届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号		
開発行為に係る 森林の所在場所		
開発行為の目的		
区 分 種 目	許 可 （ 届 出 ） 済	変 更
開発行為の期間		
変 更 理 由		

注意事項

- 1 許可を受けた年月日及び許可の番号は、当初のものを記入すること。
- 2 変更前及び変更後の工程を示した工事工程表、現況写真及び変更に係る次の書類を添付すること。
 - (1) 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
 - (2) 開発行為に関係する土地について、林地開発許可を受けた土地利用計画を実施するために必要な権原の取得の状況を示す書類
 - (3) 開発行為に関係する協定書、承諾書、同意書その他の書類

様式第4号（第3条及び第4条関係）

林地開発行為中止（廃止）届

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者住所

氏 名

（ 法人にあっては、名
称及び代表者の氏名 ）

電 話

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為を次のとおり中止（廃止）したいので、森林法施行条例第4条第1項（第3条第2項）の規定により届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	
開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
開発行為（許可） の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
中止する期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止予定年月日	
中止（廃止）の理由	
その他必要な事項	

注意事項

- 1 許可を受けた年月日及び許可の番号は、当初のものを記入すること。
- 2 中止の場合は、中止後の措置についての計画書及び図面並びに現況写真を添付すること。
- 3 廃止の場合は、現況写真及び開発行為を既に行った部分の面積を示した求積図を添付すること。

様式第5号 (第3条関係)

林地開發變更許可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所

氏 名

〔 法人にあっては、名
称及び代表者の氏名 〕

電話

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為を次のとおり変更したいので、森林法施行条例第3条第1項の規定により許可を申請します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号		
開発行為に係る 森林の所在場所		
区 分 種 目	許 可 （ 届 出 ） 済	変 更
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	開発行為をしようとする 森林の土地の面積 ha ha	開発行為をしようとする 森林の土地の面積 ha ha
開 発 行 為 の 目 的		
開 発 行 為 の 期 間		
開発行為の施行体制		
変更理由及び内容		

注意事項

- 1 許可を受けた年月日及び許可の番号は、当初のものを記入すること。
- 2 面積は、実測とし、ヘクタール単位として小数第4位まで記載すること。
- 3 現況写真及び変更に係る書類を添付すること。

様式第6号（第4条関係）

林地開発行為着手（再開）届

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者住所

氏 名

（ 法人にあっては、名
称及び代表者の氏名 ）

電 話

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為を次のとおり着手（再開）したので、森林法施行条例第4条第1項の規定により届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号		
開発行為に係る 森林の所在場所		
開発行為の目的		
着手（再開）年月日		
工事 施工者	住 所 氏 名 連絡場所	(電話)
現 場 管理者	住 所 氏 名 連絡場所	(電話)

注意事項

- 1 許可を受けた年月日及び許可の番号は、当初のものを記入すること。
- 2 再開の場合は、現況写真並びに中止前及び再開後の工程を示した工事工程表を添付すること。

様式第7号（第4条関係）

林地開発行為着手延期届

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者住所

氏 名

（ 法人にあっては、名
称及び代表者の氏名 ）

電 話

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為に着手する日を次のとおり延期したいので、森林法施行条例第4条第1項の規定により届け出ます。

許可を受けた年月日 及 び 許 可 の 番 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 （ 許 可 ） の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
着 手 見 込 み 年 月 日	年 月 日（頃）
着 手 延 期 の 理 由	

注意事項

許可を受けた年月日及び許可の番号は、当初のものを記入すること。

様式第8号（第4条関係）

林地開発行為に係る土地の権利譲渡届

年 月 日

宮城県知事 殿

譲渡人住所

氏 名

（ 法人にあっては、名
称及び代表者の氏名 ）

電 話

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為に関する土地の権利を譲渡したので、森林法施行条例第4条第1項の規定により届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	
開発行為に係る 森林の所在場所	
譲渡年月日	
譲渡人	住所 氏名
譲渡の理由	
譲渡人の取得する 権 利	

注意事項

- 1 許可を受けた年月日及び許可の番号は、当初のものを記入すること。
- 2 譲渡する土地の地番は全筆記載すること。
- 3 譲渡人の取得する権利とは、所有権、賃借権等である。
- 4 土地登記事項証明書その他の土地の権利を譲渡したことを証する書類を添付すること。
- 5 開発行為に係る事業の譲渡を伴わない場合は、権利を譲渡した土地について林地開発許可を受けた土地利用計画を実施するために必要な権原の取得の状況を示す書類を添付すること。

様式第9号（第4条関係）

林地開発行為に係る災害発生届

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者住所

氏 名

（ 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 ）

電 話

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為に関する土地において災害が発生したので、森林法施行条例第4条第1項の規定により届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	
開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
開発行為（許可） の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
災害発生原因	
災害の状況	
応急措置の概要	
復旧の方法	
その他必要な事項	

注意事項

- 1 許可を受けた年月日及び許可の番号は、当初のものを記入すること。
- 2 災害の状況及び応急措置の状況を示した図面並びに現況写真を添付すること。

様式第 10 号（第 4 条関係）

林地開発許可に係る住所（代表者）等変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者住所

氏 名

〔 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 〕

電 話

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号の許可を受け、林地開発行為を実施しておりますが、下記のとおり住所（代表者）等を変更したので、森林法施行条例第 4 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1.旧

2.新

法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類を添付すること。

様式第 11 号 (第 4 条関係)

林地開発行為承継届

年 月 日

宮城県知事 殿

継承人住所

氏 名

(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

電 話

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた開発行為を次のとおり承継したので、森林法施行条例第 4 条第 2 項の規定により届け出ます。

許可を受けた年月日 及 び 許 可 の 番 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
承 継 年 月 日	
被 承 継 人	住 所 氏 名
開発行為の施行体制	
承 継 の 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

注意事項

- 許可を受けた年月日及び許可の番号は、当初のものを記入すること。
- 次に掲げる書類を添付すること。
 - 開発行為に係る事業を譲り受け、又は相続したことを証する種類
 - 開発行為に関係する土地について、林地開発許可を受けた土地利用計画を実施するために必要な権原の取得の状況を示す書類
 - 法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体であ

る場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

- (4) 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- (5) 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (6) 施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類

様式第 12 号（第 4 条の 2 関係）

（仮設）防災施設の設置完了届

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者住所

氏 名

（ 法人にあっては、名
称及び代表者の氏名
）

電 話

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた開発行為のうち、次のとおり（仮設）防災施設の設置を完了したので、森林法施行規則第 8 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

許可を受けた年月日 及び許可の番号	
開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
（仮設）防災施設の 設置完了内容	

注意事項

- 1 許可を受けた年月日及び許可の番号は、当初のものを記入すること。
- 2 設置が完了した防災施設の施工状況写真を示した写真を添付すること。

様式第 13 号（第 5 条関係）

林地開発行為の完了（部分完了）届

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者住所

氏 名

（ 法人にあっては、名
称及び代表者の氏名 ）

電 話

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた開発行為を次のとおり完了（部分完了）したので、
森林法施行条例第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

許可を受けた年月日 及 び 許 可 の 番 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
完 了 （ 部 分 完 了 ） の 内 容	

注意事項

- 1 許可を受けた年月日及び許可の番号は、当初のものを記入すること。
- 2 完了した区域及び状況を示した写真を添付すること。

様式第 14 号 (第 6 条関係)

林 地 開 発 許 可 標 識	
許可を受けた年月日 及 び 許 可 の 番 号	(当初のものを記入すること)
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
開 発 行 為 者 の 住 所 ・ 氏 名	(電話)
工 事 施 行 者 の 住 所 ・ 氏 名	(電話)
工事現場管理者氏名	(電話)

100cm

120cm

様式第 15 号 (第 7 条関係)

林地開発許可に係る工事施工状況報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

許可を受けた者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

電 話

年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で許可を受けた開発行為について、下記の
とおり施行状況を報告します。

記

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 に 係 る 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 (許 可) の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 の 施 行 状 況 及 び 進 ち ょ く 率	年 月 日現在 % (工事種別ごとに詳細に)
工事の遅延している場 合 、 そ の 理 由	
埋設工作物の施工状 況	
備 考	

注意事項

- 欄内に書けない場合は、別紙に記入してかまいません。
- 埋設工作物の設置状況は、前回報告時以降に施行した埋設工作物の工種、設置個所等がわかるように記載すること。
- 埋設写真、宮城県林地開発許可制度実施要綱別記 1 に基づき撮影した埋設工作物の施行写真及び写真位置図を添付すること。

6 宮城県林地開発許可制度実施要綱

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 開発行為の許可（第3条―第7条）
- 第3章 許可制の適用のない開発行為に関する連絡調整（第8条―第12条）
- 第4章 関係機関との調整（第13条・第14条）
- 第5章 補足（第15条―第19条）
- 附則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第1項に規定する開発行為に関し、法、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）、森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号。以下「告示」という。）、森林法施行条例（平成12年宮城県条例第73号。以下「条例」という。）、森林法施行細則（平成12年宮城県規則第124号。以下「規則」という。）その他の法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（指導方針）

第2条 知事は、法第10条の2第1項の許可（条例第3条第1項の変更の林地開発許可を含む。以下単に「許可」という。）を受けようとする者及び法第10条の2第1項第1号又は第3号に掲げる場合に該当する開発行為をしようとする者に対し、開発行為の計画立案段階において森林の有する公益的機能の維持に適切かつ十分な配慮をするとともに、開発行為の実施に当たっては施行期間中の災害の防止に万全を期するよう指導するものとする。

第2章 開発行為の許可

（申請に対する審査、応答）

第3条 知事は、許可の申請が規則第18条に規定する提出場所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始し、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていることを確認し、その他の法規に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許可を拒否するものとする。

2 知事は、林地開発行為の審査に当たっては、開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（平成14年3月29日付け13林整治第2396号）及び開発行為の許可基準等の運用について（令和4年11月15日付け4林整治第1188号）等を基準に用いるものとする。

（申請に対する処分）

第4条 知事は、許可をするときは、当該許可を申請した者に別記1を付して許可書を交付するものとする。

2 知事は、許可をしないときは、その旨を当該許可を申請した者に通知するものとする。

- 3 知事は、第1項の規定により許可書を交付したときは、その旨を当該許可書の写しを添えて県公安委員会に通知するものとする。

(届出)

第5条 知事は、条例第3条第2項第1号に掲げる場合の届出又は条例第4条第2項の規定による届出があった場合において、届出の内容を適正と認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

届出の内容を適正と認めないときも、同様とする。

- 2 知事は、条例第3条第2項の第2号に掲げる場合の届出があった場合において、届出の内容を適正と認めるときは、当該届出に係る開発行為の許可を取り消し、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。届出の内容を適正と認めないときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。
- 3 知事は、規則第4条の2に掲げる場合の届出があった場合において、届出の内容を適切と認める時はその旨を当該届出をした者に通知するものとする。届出の内容を適正と認めないときも、同様とする。

(標準処理期間)

第6条 知事は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定により、申請書を受理してから許可するまでの標準処理期間を90日とし、適正かつ円滑な執行に努めるものとする。

- 2 前項の日数には、次に掲げる日数は含まないものとする。

- (1) 申請の書の不備その他の理由による申請の文書の補正等に要する日数
- (2) 宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日

第7条 省令第4条第6号の開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類は、次に掲げるものとする。なお、他の書類で資力及び信用を確認できる場合には、それに代える事ができる。

- (1) 資金計画書（計画書に記載する場合は、計画書の提出をもって代えることができる。）（様式第7号）
 - (2) 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明書、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）
 - (3) 法人の財務状況や経営状況を確認できる資料
 - (4) 納税証明書
 - (5) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）
 - (6) 登記事項証明書（法人の場合）
 - (7) 定款（法人の場合）
 - (8) 住民票等（個人の場合）
- 2 告示に定める施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類は、次に掲げるものとする。なお、他の書類で必要な能力があることを確認できる場合には、それに代える事ができる。
- (1) 建設業法許可書（土木工事業）
 - (2) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）
 - (3) 預金残高証明書
 - (4) 納税証明書
 - (5) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）
 - (6) 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。）

第3章 許可制の適用のない開発行為に関する連絡調整

(協議)

第8条 法第10条の2第1項第1号又は第3号に掲げる場合に該当する開発行為をしようとする者は、知事に協議をするものとする。

2 前項の協議（以下単に「協議」という。）をする者は、次に掲げる図書を添付した協議書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

- (1) 開発行為実施計画書（様式第2号）
- (2) 工事工程表
- (3) 別表に定める図面
- (4) 開発行為に関係する土地の区域及び状況を示した写真（以下「現況写真」という。）
- (5) 防災計画、洪水調節計画その他の計画の根拠となる計算書
- (6) 開発行為に関係する協定書、承諾書、同意書その他の書類又はその写し
- (7) 開発行為に関係する土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し

3 協議をする者が法第10条の2第1項第1号に規定する国又は地方公共団体である場合は、前項第5号から第7号までに掲げる図書の添付を省略することができる。

4 協議をする者が法第10条の2第1項第1号に規定する国又は地方公共団体であり、かつ、当該協議に係る開発行為の目的が道路の新設又は改築である場合は、第2項第3号に掲げる図面に代えて、別表に定める位置図、区域図及び土地利用計画平面図（防災等計画平面図及び求積図を兼ねるものに限る。）のみの添付とすることができる。

(回答)

第9条 知事は、協議があったときは遅滞なく審査し、その審査の結果を当該協議をした者に回答するものとする。

(変更の協議)

第10条 協議をした者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、知事に変更の協議をするものとする。

- (1) 開発行為の目的
- (2) 開発行為の完了予定年月日
- (3) 協議をした土地利用計画の内容

2 前項の変更の協議をする者は、変更協議書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

3 前項の変更協議書には、第8条第2項から第4項までに規定する図書のうち第1項の規定による変更に係るものを添付するものとする。ただし、開発行為実施計画書、工事工程表及び現況写真並びに別表に定める区域図、土地利用計画平面図及び求積図には変更前及び変更後の計画又は区域を示すものとする。

4 第1項の変更の協議及び回答には、前二条の規定を準用する。

(届出)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、知事に届け出るものとする。

- (1) 前条第1項に規定する場合において同項第2号に掲げる事項のみを変更しようとするとき。
- (2) 開発行為の廃止（前条第1項第3号に掲げる事項を変更する場合において、地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の規模を森林法施行令（昭和26年政令第276号）第2条の3に規定する規

模以下の規模に変更することをいう。)をしようとするとき。

2 前項第1号に掲げる場合の届出は、次に掲げるものを添付した届出書(様式第4号)を提出して行うものとする。

- (1) 変更前及び変更後の計画を示した工事工程表
- (2) 第8条第2項第6号に掲げる書類のうち変更に係るもの(同項第3号に規定する場合を除く。)
- (3) 現況写真

3 第1項第2号に掲げる場合の届出は、次に掲げるものを添付した届出書(様式第5号)を提出して行うものとする。

- (1) 開発行為に既に着手している場合は、開発行為を既に行った部分の面積を示した別表に定める求積図
- (2) 現況写真

4 知事は、第1項第1号に掲げる場合の届出があった場合において、届出の内容を適正と認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。届出の内容を適正と認めないときも、同様とする。

5 知事は、第1項第2号に掲げる届出があった場合において、届出の内容を適正と認めるときは、当該届出に係る開発行為に関する第9条の規定による回答を撤回し、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。届出の内容を適正と認めないときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

(開発行為の完了)

第12条 協議をした者は、開発行為に係る土地(当該土地を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為を完了したときは、その旨を知事に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出は、完了した区域及び状況を示した写真を添付した届出書(様式第6号)を提出して行うものとする。

3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、届出に係る開発行為が協議の内容に適合しているかどうかについて調査し、その調査の結果を当該届出をした者に通知するものとする。

第4章 関係機関との調整

(市町村の意見聴取)

第13条 知事は、許可をしようとするときは、参考として様式第8号を添付し、関係市町村長の意見を照会するものとする。

(森林審議会の意見聴取)

第14条 知事は、許可をしようとするときは、宮城県森林審議会(以下単に「審議会」という。)に諮るものとする。ただし、許可をしようとする面積が10ヘクタール未満の場合はこの限りでない。

2 知事は、前項の規定により審議会に諮らずに許可をしたときは、その概要について年度ごとに取りまとめ、審議会に報告するものとする。

3 知事は、協議を受けたときは、その概要について年度ごとに取りまとめ、審議会に報告するものとする。

第5章 補 足

(許可の取消し)

第15条 知事は、第5条第2項に定める場合のほか、次に掲げる場合は、許可の取消しをすることができるものとする。

- (1) 許可を受けた者が開発行為の期間の初日から起算して 1 年を経過する日までに当該開発行為に着手しなかったとき。
- (2) 許可を受けた者が法第 10 条の 3 の規定による命令に違反したとき。
- 2 知事は、前項の許可の取消しを行おうとするときは、行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、許可を受けた者に聴聞の手続きを行うものとする。ただし、同法第 13 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、本項の規定は適用しないものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定により許可を取り消したときは、その旨を当該許可を受けた者に通知するものとする。

(回答の撤回)

- 第 16 条** 知事は、協議の内容と異なる開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により第 9 条の回答を得て開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を勧告し、又は相当の期間を定めて、協議の内容に適合するよう必要な措置を取ること若しくは森林の有する公益的機能を維持するために必要な措置を取ingことを勧告することができるものとする。
- 2 知事は、第 11 条第 5 項に定める場合のほか、協議をした者が前項の規定による勧告に従わない場合は、当該協議に係る第 9 条の規定による回答を撤回することができるものとする。
 - 3 知事は、前項の規定により撤回したときは、その旨を協議した者に通知するものとする。

(申請等の取下げ)

- 第 17 条** 条例、規則又はこの要綱に基づき申請、協議、届出又は報告（以下「申請等」という。）をした者は、申請等を取り下げようとするときは、その旨を知事に願い出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による願い出があった場合は、申請等をした者から提出された申請書その他の図書を当該申請等をした者に返却するものとする。

(協議書等の提出場所及び提出部数)

- 第 18 条** この要綱に基づき知事に提出する協議書、届出書、取下げ願その他の図書は、開発行為に係る森林の所在場所を所管する地方振興事務所又は同地域事務所（当該地方振興事務所又は当該地域事務所が二以上のときは、当該開発行為に係る森林の主たる所在場所を所管する地方振興事務所）に 2 部提出するものとする。

(林地開発変更の届出)

- 第 19 条** 申請者は、施行者を変更しようとするときは、施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付し、様式第 9 号によりその旨を知事に届け出るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県林地開発許可制度実施要綱の規定によってなされた行為は、この要綱中これに相当する規定がある場合には、この要綱の相当の規定によってなされた行為とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

別表（第8条、第10条及び第11条関係：協議書に添付する図面）

番号	図面の種類	主な示すべき事項	標準縮尺	備考
1	位置図	開発区域	1/50,000以上	
2	区域図	①開発区域、②開発行為に係る森林の区域及び残置する森林の区域（林班・小班）、③市町村界及び字界、④土地の地番及び形状、⑤国有財産（里道、水路）、⑥流域の地形、⑦土地利用の実態、⑧河川の状況	1/5,000以上	捨土の処理箇所についても示すこと
3	土地利用計画平面図	①地形及び標高、②開発行為に係る森林の区域、③残置する森林の区域、④造成森林等の区域、⑤施設又は工作物の位置、規模等、⑥法面の位置、形状及び小段、⑦切土・盛土の区分、⑧縦・横断測点又は測線	1/1,000 ～ 1/2,000	
4	求積図	①開発区域、②土地利用別区域	1/1,000 ～ 1/2,000	
5	断面図	①測点、②切土高及び盛土高、③現況地盤線、計画地盤線及び勾配、④擁壁及び法面保護施設、⑤森林の区域	任意	標準断面図とする。
6	防災等計画平面図	①集水区域、②集水区域の番号及び面積、③排水施設の位置、記号又は番号、種類、形状、内のり寸法、勾配、延長、水の流れの方向及び放流先の名称、④土砂の流出防止施設の位置、記号又は番号、種類、規模及び貯砂量、⑤森林の区域	1/1,000 ～ 1/2,000	①集水区域及び施設の記号又は番号は計算書と対照できるように付すること。 ②排水系統の複雑なものは、模式図も作成すること。 ③必要により施工中と施行後に分けて作成すること。
7	洪水調節計画平面図	①集水区域、②集水区域の面積、③調節池の位置、記号又は番号、種類、規模及び調節容量、④下流河川の名称、⑤下流能力の検討地点	任意	

※大規模開発について、任意縮尺とする。

様式第 1 号（第 8 条関係）

林地開発協議書

(文 書 番 号)
年 月 日

宮城県知事 殿

氏 名 住 所
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕
(電話)

下記のとおり開発行為をしたいので協議します。

記

開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	(開発行為をしようとする森林の面積 ヘクタール) ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	年 月 日
開発行為の完了予定年月日	年 月 日
備 考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載すること。
- 2 開発行為について行政庁の許認可その他の処分を必要する場合は、その手続の状況を備考欄に記載すること。

様式第2号（第8条関係）

開発行為実施計画書

面 積		① 事業区域全体の面積		ha		② ①のうち森林の面積		ha	
		③ ②のうち開発行為に係る面積		ha		④ 残置森林面積		ha	
用地 面積 ha	用地の現況 転用後の用途	地域森林計画 対 象 民 有 林	地域森林計画 対象外民有林					計	比率 (%)
	計								
森 林 の 状 況									
計 画 の 概 要									
防 災 施 設 等 の 概 要									
参 考 事 項									
備 考									

記載注意事項

- 1 森林の状況 人工林(ha)・蓄積面積(m³/ha)、天然林(ha)・蓄積面積(m³/ha)、無立木地林(ha)及び既存する林道の総延長(m)等、面積③の内容を記入する。
- 2 計画の概要 造成(地目別)面積、道路の延長・幅員並びに建物等の種類及び数等について記入する。
- 3 防災施設等の概要 災害防止対策(流出土砂対策等)工事の種類と数量、最大切取・盛土高、総土工量(m³)、切取・盛土の法面勾配と緑化方法等について記入する。
- 4 参 考 事 項 開発に係る他法令等の手続及び協議・調整状況について記入する。

様式第3号（第10条関係）

林地開発変更協議書

(文 書 番 号)

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

(電話)

下記のとおり変更をしたいので協議します。

記

協議成立の年月日 及び 番 号		
開発行為に係る 森林の所在場所		
種 目 \ 区 分	変更前	変 更 後
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	〔 開発行為をしようとする 森林の土地の面積 ha ha 〕	〔 開発行為をしようとする 森林の土地の面積 ha ha 〕
開 発 行 為 の 目 的		
開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
変 更 理 由 及 び 内 容		

注意事項

- 1 協議成立の年月日及び番号は、当初の協議に対する回答の年月日及び番号を記入すること。
- 2 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 3 現況写真及び変更に係る図書を添付すること。

様式第4号（第11条関係）

林地開発行為期間延長届

(文 書 番 号)
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
氏 名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕
(電話)

開発行為の完了予定年月日を、下記のとおり変更をしたいので届け出ます。
記

協 議 成 立 の 年 月 日 及 び 番 号		
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所		
開 発 行 為 の 目 的		
区 分 種 目	変 更 前	変 更 後
開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
変 更 理 由		

注意事項

- 1 協議成立の年月日及び番号は、当初の協議に対する回答の年月日及び番号を記入すること。
- 2 現況写真及び変更に係る図書並びに変更前及び変更後の工程を示した工事工程表を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

林地開発行為廃止届

(文 書 番 号)
年 月 日

宮城県知事 殿

氏 名 住 所
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕
(電話)

下記のとおり開発行為を廃止したいので届け出ます。
記

協議成立の年月日 及 び 番 号	
開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
廃止予定年月日	年 月 日
廃止の理由	
その他必要な事項	

注意事項

- 1 協議成立の年月日及び番号は、当初の協議に対する回答の年月日及び番号を記入すること。
- 2 現況写真及び開発行為に既に着手している場合は、開発行為を既に行った部分の面積を示した求積図を添付すること。

様式第6号（第12条関係）

林地開発行為の完了（部分完了）届

（文 書 番 号）

年 月 日

宮城県知事

殿

氏 名 住 所
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕
(電話)

下記のとおり完了（部分完了）したので届け出ます。

記

協議成立の年月日 及 び 番 号	
開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
完了（部分完了） の 内 容	

注意事項

- 1 協議成立の年月日及び番号は、当初の協議に対する回答の年月日及び番号を記入すること。
- 2 完了した区域及び状況を示した写真を添付すること。

様式第7号 (第7条関係)

資 金 計 画 書

(単位 千円)

科 目		金 額	備 考
収 入	処 分 収 入		
	補 助 負 担 金		
	自 己 資 金		残高証明書別紙添付
	借 入 金		融資証明書等別紙添付
	計		
支 出	用 地 費		
	工 事 費		工事明細別紙添付
	防 災 工 事 費		工事明細別紙添付
	付 帯 工 事 費		工事明細別紙添付
	事 務 費		
	借 入 金 利 息		
	計		

(注) 備考欄には内容を具体的に記載する。

様式第8号（第13条関係）

林地開発行為に関する意見書

年 月 日

都道府県知事殿

市町村長

年 月 日付けで照会のあった下記の林地開発行為について、森林法第10条の2第6項の規定に基づき、別添のとおり意見を提出します。

記

1. 申請者の住所及び氏名
2. 開発行為に係る森林の所在場所
3. 開発行為の目的

以上

別添

開発行為に関する意見

1. 当該開発行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号関連）
2. 当該開発行為により水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関連）
3. 当該開発行為により水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第2号関連）
4. 当該開発行為により環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第3号関連）

（注意事項） 1. 必要に応じて参考資料を添付すること。

2. 1～4以外の事項について意見がある場合には、意見の趣旨を明らかにして参考資料として添付すること。

様式第 9 号 (第 19 条関係)

林地開発行為施行者変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所

氏 名

(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

(電 話)

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた開発行為において、施行者を変更したので、宮城県林地開発許可制度実施要綱第 19 条の規定により届け出ます。

記

許可を受けた年月日 及び許可の番号	
開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
変更後の施行体制	
変更の理由	
その他必要な事項	

注意事項

- 1 許可を受けた年月日及び許可の番号は、当初のものを記入すること。
- 2 施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。

別記1

現地写真撮影要項

1 撮影の趣旨

撮影は、工事が適正に施行されたかどうかを後日確認するための資料とすることを目的として行うものとする。

2 撮影方法

- (1) 事業区域全域及び各構造物の設置状況については、着手前、施工中及び完了後の状況を同一場所から撮影すること。
- (2) 工事種別毎の施行状況及び形状寸法については、次に掲げる事項を撮影すること。
 - ア 土工（切土、盛土）施工状況（埋立溪流への暗渠設置状況を含む）
 - イ 構造物の床掘り及び基礎工事
 - ウ 擁壁工（裏込コンクリートを含む）
 - エ 鉄筋コンクリート構造物と配筋
 - オ 法面保護工及び整地工
 - カ 防災工事及び他関連工事

3 その他

- (1) 工事の進捗に伴い工事種別毎に撮影し、完了確認調査までに整理しておくこと。
- (2) 後日明視できない箇所は、その撮影時点を逸しないようにすること。
- (3) 写真は、工事種別毎に施行順序に従ってアルバムに張り、写真毎に説明を記入すること。
なお、デジタル写真の場合は、管理ソフト等を活用して差し支えない。
- (4) 撮影には、被写体にスケール、ポール、箱尺等を当て、構造物の寸法が明確に読み取れるようにし、次の事項を記入した小黒板を写し込むこと。
 - ア 工 事 名
 - イ 工 種
 - ウ 撮影年月日
 - エ 位 置
 - オ 設 計 寸 法
 - カ 実 測 寸 法
 - キ 略 図

別記2

同意書の様式例

1. 土地所有者等関係権利者の同意書

土地所有者等関係権利者同意書				
開発行為者の住所及び氏名 開発行為の目的 開発行為の場所及び面積				
上記に係る開発行為の施行について、次の土地を使用されることに ついては、異議なく同意します。				
同意年月日	土地の所在場所	権利の種類	権利者の住所及び氏名	印

備考

1. 開発行為の場所及び面積は、例えば〇〇郡〇〇町大字〇〇地内、〇番、〇〇haと記載すること。
2. 土地の所在場所は、番地まで記載すること。
3. 権利の種類は、例えば所有権、貸借権、地上権等と記載すること。
4. 1筆に係る所有権等が多数である場合は別紙に共有者名簿等を添付してそれぞれ押印すること。

2. 利害関係者の同意書

利 害 関 係 者 同 意 書			
開発行為者の住所及び氏名 開発行為の目的 開発行為の場所及び面積			
上記に係る開発行為の施行については、異議なく同意します。			
同意年月日	利害関係の内容	利害関係者の住所及び氏名	印

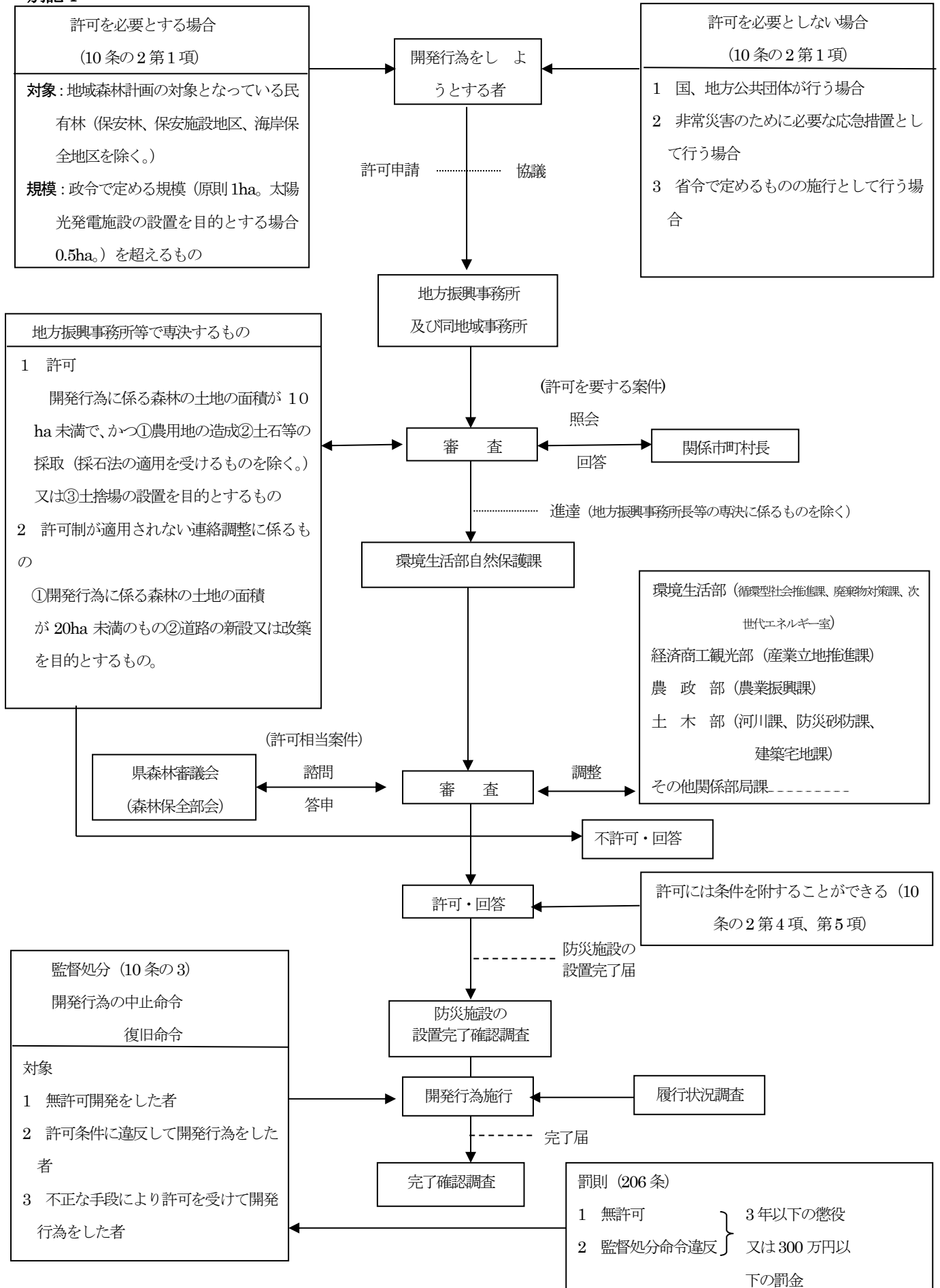
備考

1. 開発行為の場所及び面積は、例えば〇〇郡〇〇町大字〇〇地内、〇番、〇〇haと記載すること。
2. 利害関係の内容は、〇地区、水利権、漁業権、隣接土地所有者等と記載すること。

別記 3

区分	土地の所在	地番	地目	土地所有者	当該土地を使用する権利の有無及び種類	契約期間	満了後の同意	所有権以外の第三者に対抗する権利の種類及び同意等の有無	備考
開発行為に係る森林区域 残地森林区域 その他区域					有・無 所有権・採石権 賃貸契約・使用同意 その他（ ）		有・無	有・無	
開発行為に係る森林区域 残地森林区域 その他区域					有・無 所有権・採石権 賃貸契約・使用同意 その他（ ）		有・無	有・無	
開発行為に係る森林区域 残地森林区域 その他区域					有・無 所有権・採石権 賃貸契約・使用同意 その他（ ）		有・無	有・無	
開発行為に係る森林区域 残地森林区域 その他区域					有・無 所有権・採石権 賃貸契約・使用同意 その他（ ）		有・無	有・無	
開発行為に係る森林区域 残地森林区域 その他区域					有・無 所有権・採石権 賃貸契約・使用同意 その他（ ）		有・無	有・無	
開発行為に係る森林区域 残地森林区域 その他区域					有・無 所有権・採石権 賃貸契約・使用同意 その他（ ）		有・無	有・無	
開発行為に係る森林区域 残地森林区域 その他区域					有・無 所有権・採石権 賃貸契約・使用同意 その他（ ）		有・無	有・無	
開発行為に係る森林区域 残地森林区域 その他区域					有・無 所有権・採石権 賃貸契約・使用同意 その他（ ）		有・無	有・無	
開発行為に係る森林区域 残地森林区域 その他区域					有・無 所有権・採石権 賃貸契約・使用同意 その他（ ）		有・無	有・無	
開発行為に係る森林区域 残地森林区域 その他区域					有・無 所有権・採石権 賃貸契約・使用同意 その他（ ）		有・無	有・無	
開発行為に係る森林区域 残地森林区域 その他区域					有・無 所有権・採石権 賃貸契約・使用同意 その他（ ）		有・無	有・無	
開発行為に係る森林区域 残地森林区域 その他区域					有・無 所有権・採石権 賃貸契約・使用同意 その他（ ）		有・無	有・無	

別記4



別記5

他法令の許認可等に係る相談先一覧

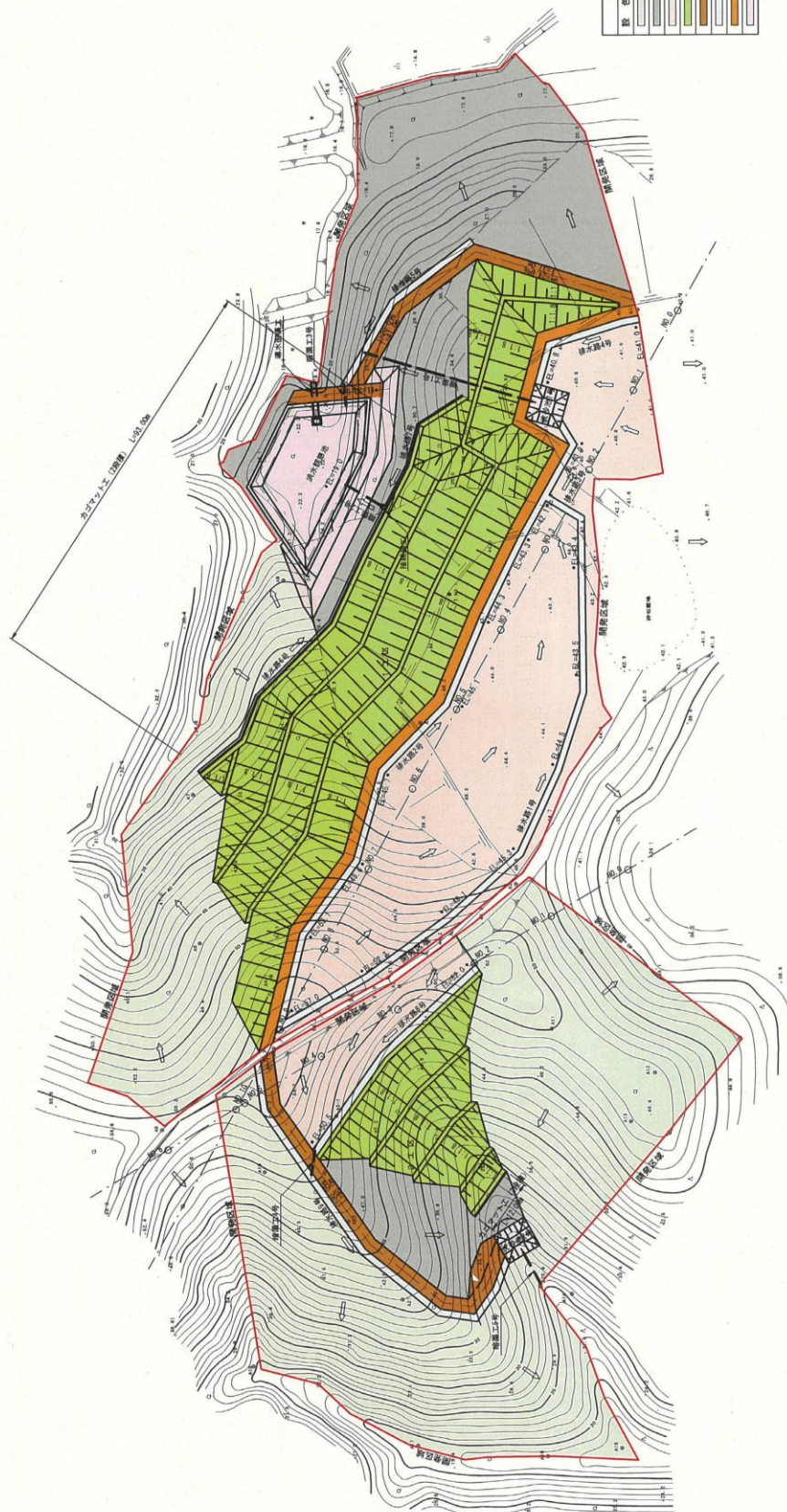
許認可等内容	根拠法令	相談窓口
環境影響評価の実施	環境影響評価法 環境影響評価条例	環境生活部環境対策課環境影響評価班 (下記以外) 仙台市
水道水源特定保全地域における開発行為の届出	ふるさと宮城の水循環保全条例	環境生活部環境対策課環境影響評価班
大規模開発行為に関する事前協議	大規模開発行為に関する指導要綱	環境生活部自然保護課自然保護班
産業廃棄物処理施設の設置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例 産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱	管轄の県保健福祉事務所(保健所, 下記以外) 仙台市
一定規模以上の土地の形質の変更届	土壌汚染対策法	管轄の県保健福祉事務所(保健所, 下記以外) 仙台市
盛土等の許可	宅地造成及び特定盛土等規制法	土木部建築宅地課盛土対策班 管轄の各土木事務所 (仙台市については仙台市)
岩石の採取	採石法	管轄の県地方振興事務所(下記以外) 仙台市
国立公園・国定公園・県立自然公園	自然公園法 県立自然公園条例	管轄の県地方振興事務所(下記以外) 県松島公園管理事務所(県立自然公園松島内)
県自然環境保全地域・緑地環境保全地域	自然環境保全条例	管轄の県地方振興事務所
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	管轄の県地方振興事務所
農地の転用許可	農地法	各市町村の農業委員会
伐採及び伐採後の造林の届出	森林法	各市町村の林業担当課
保安林指定地の立木の伐採・土地の形質の変更等	森林法	管轄の県地方振興事務所
山地災害危険地区	山地災害危険地区調査要領	管轄の県地方振興事務所
開発による防災調整池の設置	防災調整池設置指導要綱	土木部 河川課 企画調査班 (開発面積10ha以下で仙台市の場合は仙台市)
都市計画法による開発許可	都市計画法	管轄の各土木事務所(下記以外) 仙台市, 石巻市, 大崎市
道路区域内の行為の許可	道路法	管轄の各土木事務所各市町村所管課
河川区域内の行為の許可	河川法	管轄の各土木事務所(一級・二級) 各市町村所管課
砂防指定地内における制限行為の許可	砂防指定地等管理条例	管轄の各土木事務所
急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	管轄の各土木事務所
地すべり防止区域内における制限行為の許可	地すべり等防止法	管轄の各土木事務所 管轄の県地方振興事務所(森林・農地)
土砂災害警戒区域及び特別警戒区域	土砂災害防止法	管轄の各土木事務所
災害危険区域	建築基準法	各市町村の所管課
史跡名勝天然記念物の現状変更許可	文化財保護法 県文化財保護条例	各市町村教育委員会
太陽光発電設備の設置	太陽光発電設備の規制に関する条例	環境生活部次世代エネルギー室 各市町村の所管課
再生可能エネルギー施設の設置	再生可能エネルギー地域共生促進税	環境生活部次世代エネルギー室

IX 参考図面

土地利用計画平面図 例	181
防災等計画平面図 例	182
防災等計画平面図 例（防災等計画平面図の集水区域、集水区域の番号及び面積を別図記載） .	183
求積図 例	184
公図写し（公図転写連続図） 例	185

例

土地利用計画平面図



凡	例	註
緑色	農業用地	林
灰色	住宅用地	林
黄色	商業用地	林
茶色	工業用地	林
赤色	公園用地	林
青色	水域	林
白色	空地	林
黒色	道路	林
斜線	河川	林
点線	境界線	林

凡	例	註
緑色	農業用地	林
灰色	住宅用地	林
黄色	商業用地	林
茶色	工業用地	林
赤色	公園用地	林
青色	水域	林
白色	空地	林
黒色	道路	林
斜線	河川	林
点線	境界線	林

工務局	所	名	地	利	用	計	画	平	面	図
縮	尺	1:500	図	番						
申請	者									

例

防災計画平面図

排水路（土木路） S=1:50



流域 1

項目	面積 (ha)
流域	0.2121
合計	0.2121

流域 2

項目	面積 (ha)
流域	0.1732
合計	0.1732

流域 3

項目	面積 (ha)
流域	0.0288
合計	0.0288

流域 4

項目	面積 (ha)
流域	0.0494
合計	0.0494

流域 5

項目	面積 (ha)
流域	0.1137
合計	0.1137

流域 6

項目	面積 (ha)
流域	0.0151
合計	0.0151

流域 7

項目	面積 (ha)
流域	0.0820
合計	0.0820

流域 8

項目	面積 (ha)
流域	0.1430
合計	0.1430

流域 9

項目	面積 (ha)
流域	0.0814
合計	0.0814

流域 10

項目	面積 (ha)
流域	0.1010
合計	0.1010

流域 11

項目	面積 (ha)
流域	0.1010
合計	0.1010

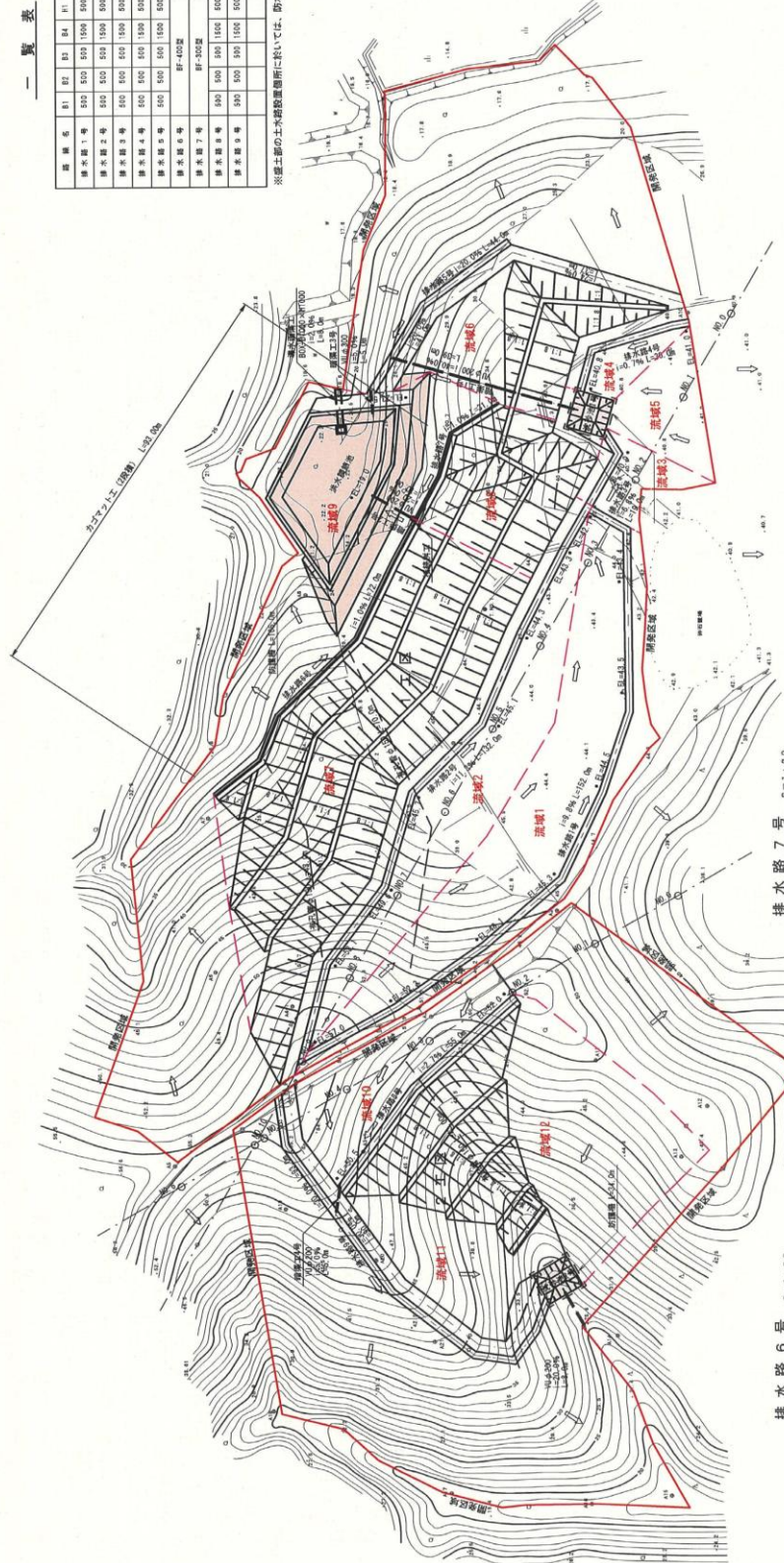
流域 12

項目	面積 (ha)
流域	0.1010
合計	0.1010

一覧表

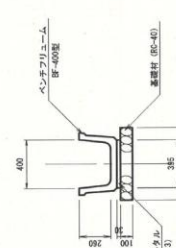
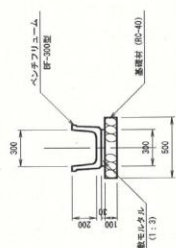
排水路名	B1	B2	B3	B4	延長	面積
排水路 1号	500	500	500	500	152.0	
排水路 2号	500	500	500	500	132.0	
排水路 3号	500	500	500	500	10.0	
排水路 4号	500	500	500	500	30.0	
排水路 5号	500	500	500	500	44.0	
排水路 6号	500	500	500	500	72.0	
排水路 7号	500	500	500	500	31.0	
排水路 8号	500	500	500	500	10.0	
排水路 9号	500	500	500	500	93.0	

※排水路の土質は、排水路の土質に準じて、排水路の土質とする。



排水路 7号 S=1:20

排水路 6号 S=1:20



図名	図尺	図番
防災計画平面図	1:500	

工事名	場所	図名	図尺	図番	申請者
		防災計画平面図	1:500		

例

集水区域图



项目	面积 (hm ²)
林地	0.2121
耕地	0.2121
合计	0.2121

项目	面积 (hm ²)
林地	0.1732
耕地	0.1732
合计	0.1732

项目	面积 (hm ²)
林地	0.0288
耕地	0.0288
合计	0.0288

项目	面积 (hm ²)
林地	0.0288
耕地	0.0288
合计	0.0288

项目	面积 (hm ²)
林地	0.0494
耕地	0.0494
合计	0.0494

项目	面积 (hm ²)
林地	0.1187
耕地	0.1187
合计	0.1187

项目	面积 (hm ²)
林地	0.0151
耕地	0.2837
合计	0.2988

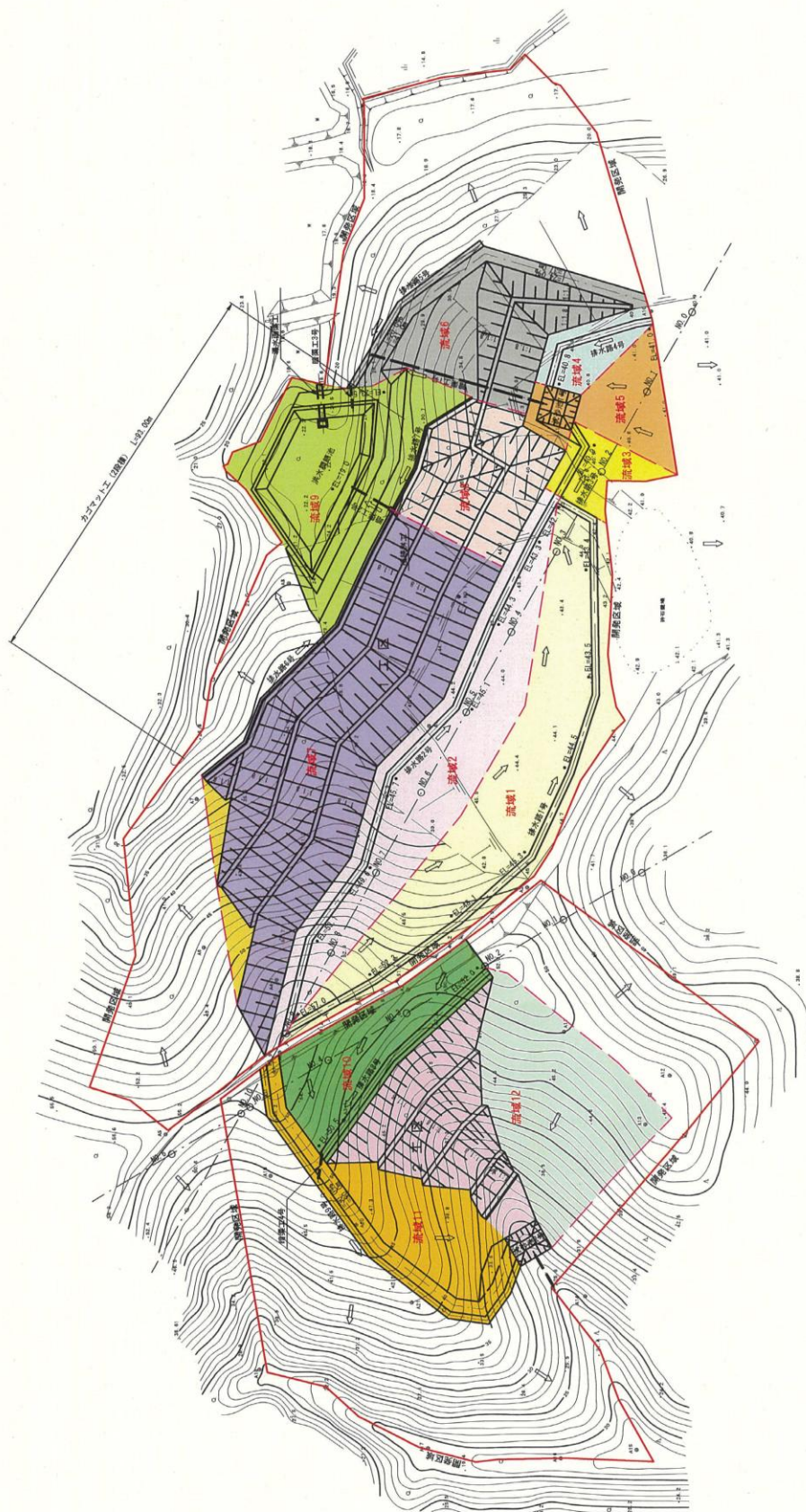
项目	面积 (hm ²)
林地	0.0820
耕地	0.0820
合计	0.0820

项目	面积 (hm ²)
林地	0.1450
耕地	0.1450
合计	0.1450

项目	面积 (hm ²)
林地	0.0814
耕地	0.0814
合计	0.0814

项目	面积 (hm ²)
林地	0.1821
耕地	0.1821
合计	0.1821

项目	面积 (hm ²)
林地	0.1068
耕地	0.1068
合计	0.2136



图例	说明
——	分水岭
——	集水区域

1:500

工程名称	设计单位	审核人
集水区域图	集水区域图	集水区域图
图名	图名	图名
图号	图号	图号

例

土地利用計画面積図

地域森林計画対象民有林 (1工区)

雑木森林 (1)	2,457
造成森林 (1)	2,776
造成森林 (2)	608
計	3,384
平地地 (造成森林) (1)	1,070
平地地 (造成森林) (2)	11
平地地 (造成森林) (3)	2,728
計	3,809
法面 (造成森林) (1)	4,153
運路 (1)	295
水路 (1)	451
水路 (2)	45
水路 (3)	50
水路 (4)	65
計	611
小堤 (1)	502
浚砂池 (1)	64
調整池 (1)	985
合計	16,240

地域森林計画対象民有林 (2工区)

雑木森林 (2)	8,140
造成森林 (2)	647
平地地 (造成森林) (4)	877
法面 (造成森林) (2)	981
運路 (2)	238
水路 (5)	82
水路 (6)	140
計	222
浚砂池 (2)	56
合計	9,021



事業区域面積

名 称	地域森林計画対象民有林		
	1工区	2工区	
雑木森林	2,457	6,140	8,597
造成森林	3,384	647	4,031
平地地	3,809	677	4,486
法面	4,153	981	5,134
運路	295	298	593
水路	611	222	833
小堤	502		502
浚砂池	64	56	120
計	985		965
割 差		9,021	25,261

※BV CAD 内蔵の面積測定にて算出

凡	色	名	例
■	緑	雑木森林	雑木森林
■	黄	造成森林	造成森林
■	白	平地地 (造成森林)	平地地 (造成森林)
■	黄	法面 (造成森林)	法面 (造成森林)
■	青	運路	運路
■	水	水路	水路
■	小	調整池・浚砂池	調整池・浚砂池

凡	色	名	例
■	緑	調整区域	調整区域
■	黄	調整区域	調整区域

工事名	地域森林計画対象民有林
地区	調整区域
図名	土地利用計画面積図
縮尺	1:500
図番	
申請者	

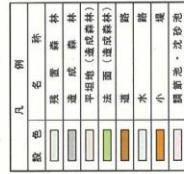
图 书 公 司

S=1 : 500

より書き

[illegible]

調查者：_____



凡 例	
股 色	名 称
	關 梁 区 域

工事名			
施所			
図名	公園経営図		
縮尺	1:500	図番	
申請者			

X 林地開発許可関連通知（令和5年3月31日以前）

下記の通知については、令和5年3月31日をもって廃止された通知ですが、既許可の内容を確認できるよう参考に掲載します。

なお、令和5年3月31日以前に許可を受けた行為についても、令和5年4月1日以降に変更許可申請をした場合、内容によっては、令和5年4月1日以降の基準を適用する場合があります。

- ・【廃止済】 開発行為の許可制に関する事務の取り扱いについて[平成14年3月29日付13 林整治第2396号]
- ・【廃止済】 開発行為の許可基準の運用について（「開発行為の許可制に関する事務の取り扱いについて」別記）
- ・【廃止済】 開発行為の許可基準の運用細則について[平成14年5月8日付14 林整治第25号]
- ・【廃止済】 開発行為の許可基準の運用細則の適用について[平成14年5月8日付14 林整治第82号]

(令和 5 年 3 月 3 1 日以前)
林地開発許可関連通達(廃止済)

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて [平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整治第 2396 号]	開発行為の許可基準の運用について (「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」別記)	開発行為の許可基準の運用細則について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 25 号]	開発行為の許可基準の運用細則の適用について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 82 号]
第1 森林法第 10 条の 2 第 1 項関係事項 1 開発行為の許可制の対象となる森林 開発行為の許可制の対象となる森林は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 5 条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林（公有林を含む。）であるが、このうち法第 25 条又は第 25 の 2 の規定により指定された保安林並びに法第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象外とされている。 2 許可制の対象となる開発行為 都道府県知事の許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である。 (1) 開発行為の規模は、この許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいう。 (2) 「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「令」という。）第 2 条の 3 において、「法第 10 条の 2 第 1 項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為で、その行為に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員 3 メートル、その他の行為にあつては土地の面積 1 ヘクタールとする。」と定められているが、これは森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常の管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。			

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて[平成14年3月29日付13林整治第2396号]	開発行為の許可基準の運用について(「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」別記)	開発行為の許可基準の運用細則について[平成14年5月8日付14林整治第25号]	開発行為の許可基準の運用細則の適用について[平成14年5月8日付14林整治第82号]
ア この「土地の面積」は、この許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって、道路の新設又は改築にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。 なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又はこの許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。 イ 「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうちに道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更は含まない。 ウ 「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分であり、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。 なお、地域森林計画の計画事項である「森林の土地の保全に関する事項」(法第5条第2項第6号)に対応して、「地域森林計画に従って森林の土地の使用又は収益をすることを旨としなければならない」(法第8条)こととされており、開発行為の許可を要しないものについても森林の土地の適正な利用が確保されるよう周知することが望ましい。 3 許可制の適用のない開発行為 (1) 「国又は地方公共団体が行う場合」は、法第10条の2第1項の許可制は適用されない(法第10条の2第1項第1号)。 なお、独立行政法人都市再生機構(独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号。以下「機構法」という。)附則第12条第1項第1号又は第2号の業務(同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法律第78号)第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。)、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第10条			

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて[平成14年3月29日付13林整治第2396号]	開発行為の許可基準の運用について(「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」別記)	開発行為の許可基準の運用細則について[平成14年5月8日付14林整治第25号]	開発行為の許可基準の運用細則の適用について[平成14年5月8日付14林整治第82号]
の第2第1項第1号の国又は地方公共団体とみなされる。 (2) 「火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合」は、許可制は適用されない(法第10条の2第1項第2号)。 これは、いわば緊急避難的な必要性に対応するものとして定められたものである。伐採及び伐採後の造林の届出制及び保安林制度のように事後届出制が定められていないのは、政令で定められた規模を超えて非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、都道府県において当然知り得ると考えられるからであるが、必要な応急措置として行なわれた後において法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生をみることのないように適切な事後措置がとられるように周知することが望ましい。 (3) 「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれ少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合」は許可制は適用されない(法第10条の2第1項第3号)。 この事業は、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。)第5条に定められたとおりである。 (4) 許可制の適用のない(1)及び(3)の場合であっても法第10条の2第2項及び第3項の規定の趣旨に沿って開発行為が行われなければならないことは当然であり、国及び国とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をとりつつ、本制度の趣旨に即して行われるように関係行政庁において周知することが望ましい。 都道府県が実施する場合にあつては、都道府県の林務部局と事業実施担当部局との間で連絡調整を密接に行うとともに、都道府県以外の地方公共団体及び地方公共団体とみなされる法人が開発行為を行うに当たっては、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をするよう周知することが望ましい。 また、規則第3条の事業を実施しようとするときにあつても、当該事業を実施しようとする者が、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をするよう周知することが望ましい。			

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて [平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整治第 2396 号]	開発行為の許可基準の運用について (「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」別記)	開発行為の許可基準の運用細則について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 25 号]	開発行為の許可基準の運用細則の適用について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 82 号]
第2 森林法第 10 条の 2 第 2 項及び第 3 項 関係事項 1 許可基準 (1) 「都道府県知事は、法第 10 条の 2 第 1 項の許可の申請があった場合において、同条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」ものとされた (法第 10 条の 2 第 2 項) が、これは同項各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り許可しないという趣旨である。 具体的には、以下のような許可基準が定められている。	開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。なお、地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域 (法第 5 条第 2 項第 4 号の 3 に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。) 内に存する森林における開発行為は、法第 10 条の 2 各号の一に該当するケースが多いと考えられるので、その審査は特に慎重に行うこと。 第1 一般的事項 1 次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。 (1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。 (2) 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。 (3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。 (4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。	第1 運用基準第 1 関係事項 1 運用基準第 1 の 1 の(2) 関係事項 「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の 3 分の 2 以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。	

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて [平成14年3月29日付13林整治第2396号]	開発行為の許可基準の運用について（「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」別記）	開発行為の許可基準の運用細則について [平成14年5月8日付14林整治第25号]	開発行為の許可基準の運用細則の適用について [平成14年5月8日付14林整治第82号]
	2 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。 3 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。 4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。 5 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。 6 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされることが明らかであること。 7 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。	2 運用基準第1の4関係事項 「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。 3 運用基準第1の5関係事項 運用基準第1の5の要件としては、例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。 4 運用基準第1の6関係事項 運用基準第1の6の要件としては、例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。 5 運用基準第1の7関係事項 「善良に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等をいうが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めることが望ましい。	

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて [平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整治第 2396 号]	開発行為の許可基準の運用について (「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」別記)	開発行為の許可基準の運用細則について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 25 号]	開発行為の許可基準の運用細則の適用について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 82 号]
ア 「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」(法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号)。 これは、開発行為をする森林の植生、地形、地質、土壌、湧水の状態等から土地に関する災害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。 「その他の災害」としては、土砂の流出又崩壊の原因となる洪水、いっ水のほか、飛砂、落石、なだれ等が考えられる。 「当該森林の周辺の地域」と規定されているが、周辺の地域に影響が及ぶことを防止する観点から、開発行為の実施地区内における防災措置についても、審査を行うことが望ましい。	第2 法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号 関係事項 1 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。 2 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。	第2 運用基準第 2 関係事項 1 運用基準第 2 の 1 関係事項 運用基準第 2 の 1 の運用に当たっては、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は 1 ヘクタール当たりおおむね 1,000 立方メートル以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ 18 ホール当たりおおむね 200 万立方メートル以下とする。 2 運用基準第 2 の 2 関係事項 運用基準第 2 の 2 の技術的細則は、次の (1) から (4) に掲げるとおりとする。 (1) 工法等によるものであること。 ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。 イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。 ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。 エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。 (2) 切土は次によるものであること。 ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。 イ 土砂の切土高が 10m を超える場合には、原則として高さ 5m ないし 10m ごとに小段が設置されるほか、必要に応じ排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。 ウ 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。	

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて [平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整治第 2396 号]	開発行為の許可基準の運用について (「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」別記)	開発行為の許可基準の運用細則について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 25 号]	開発行為の許可基準の運用細則の適用について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 82 号]
		(3) 盛土は、次によるものであること。 ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。 イ 盛土高が 5m を超える場合には、原則として 5m ごとに小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。 ウ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。 (4) 捨土は次によるものであること。 ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。 イ 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。	

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて [平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整治第 2396 号]	開発行為の許可基準の運用について(「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」別記)	開発行為の許可基準の運用細則について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 25 号]	開発行為の許可基準の運用細則の適用について[平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 82 号]												
	3 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が 2 によることが困難である若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられていることが明らかであること。	3 運用基準第 2 の 3 関係事項 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(1)又は(2)に該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。 (1) 切土により生ずる法面の勾配が 30 度より急で、かつ、高さが 2 メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合はこの限りではない。 ア 土質が表 1 の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。 イ 土質が表 1 の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが 5 メートル以下のもの。この場合において、アに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、アに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。													
表 1 <table><tr><td>土 質</td><td>擁壁等を要しない勾配の上限</td><td>擁壁等を要する勾配の下限</td></tr><tr><td>軟岩（風化の著しいものを除く。）</td><td>60 度</td><td>80 度</td></tr><tr><td>風化の著しい岩</td><td>40 度</td><td>50 度</td></tr><tr><td>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他にこれに類するもの</td><td>35 度</td><td>45 度</td></tr></table>				土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限	軟岩（風化の著しいものを除く。）	60 度	80 度	風化の著しい岩	40 度	50 度	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他にこれに類するもの	35 度	45 度
土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限													
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60 度	80 度													
風化の著しい岩	40 度	50 度													
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他にこれに類するもの	35 度	45 度													
		(2) 盛土により生じる法面の勾配が 30 度より急で、かつ、高さが 1m を超える場合。 4 運用基準第 2 の 3 関係事項 擁壁の構造は、次の技術的細則によるものであること。 (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。 (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は 1.5 以上であること。 (3) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は 1.5 以上であること。 (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。 (5) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。													

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて〔平成14年3月29日付13林整治第2396号〕	開発行為の許可基準の運用について（「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」別記）	開発行為の許可基準の運用細則について〔平成14年5月8日付14林整治第25号〕	開発行為の許可基準の運用細則の適用について〔平成14年5月8日付14林整治第82号〕
	4 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。 5 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。 6 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。	5 運用基準第2の4関係事項 法面保護は、次の技術的細則により行われるものであること。 (1) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。 (2) 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられているものであること。この場合における擁壁の構造は、4によるものであること。 6 運用基準第2の5関係事項 えん堤等の設置は、次の技術的細則によるものであること。 (1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。 ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ha当たり1年間におおむね200立方メートルないし400立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。 イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。 (2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。 (3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和46年3月13日付46林野治第648号林野庁長官通達）によるものであること。 7 運用基準第2の6関係事項 排水施設の能力及び構造は、次の技術的細則によるものであること。 (1) 排水施設の断面は、次によるものであること。 ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の(イ)及び(イ)により、流量は原則としてマニング式により求められていること。	

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて [平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整治第 2396 号]	開発行為の許可基準の運用について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 25 号]	開発行為の許可基準の運用細則の適用について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 82 号]																												
	(f) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$ Q : 雨水流出量 (m³/sec) f : 流出係数 r : 設計雨量強度 (mm/hour) A : 集水区域面積 (ha) (i) 前式の適用に当たっては、次の a から c までによるものであること。 a 流出係数は、表 2 を参考にして定められていること。 b 設計雨量強度は、次の c による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること。 c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表 3 を参考として用いられていること。																													
	表 2 <table><tr><th>地表状態 \ 区分</th><th>浸透能小</th><th>浸透能中</th><th>浸透能大</th></tr><tr><td>林地</td><td>0.6～0.7</td><td>0.5～0.6</td><td>0.3～0.5</td></tr><tr><td>草地</td><td>0.7～0.8</td><td>0.6～0.7</td><td>0.4～0.6</td></tr><tr><td>耕地</td><td>—</td><td>0.7～0.8</td><td>0.5～0.7</td></tr><tr><td>裸地</td><td>1.0</td><td>0.9～1.0</td><td>0.8～0.9</td></tr></table> 表 3 <table><tr><th>地域面積</th><th>単位時間</th></tr><tr><td>50ha 以下</td><td>10 分</td></tr><tr><td>100 ha 以下</td><td>20 分</td></tr><tr><td>500 ha 以下</td><td>30 分</td></tr></table>	地表状態 \ 区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大	林地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5	草地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6	耕地	—	0.7～0.8	0.5～0.7	裸地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9	地域面積	単位時間	50ha 以下	10 分	100 ha 以下	20 分	500 ha 以下	30 分	第1 運用細則表 2 関係事項 浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大としても差し支えない。
地表状態 \ 区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大																											
林地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5																											
草地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6																											
耕地	—	0.7～0.8	0.5～0.7																											
裸地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9																											
地域面積	単位時間																													
50ha 以下	10 分																													
100 ha 以下	20 分																													
500 ha 以下	30 分																													
	イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものより大きく定められていること。																													

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて [平成14年3月29日付 林整治第2396号]	開発行為の許可基準の運用について(「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」別記)	開発行為の許可基準の運用細則について [平成14年5月8日付14林整治第25号]	開発行為の許可基準の運用細則の適用について [平成14年5月8日付14林整治第82号]
	7 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。 8 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。	(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。 ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。 イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。 ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が講ぜられていること。 エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。 ただし、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。 8 運用基準第2の7関係事項 洪水調節池等の設置は、次の技術的細則によるものであること。 (1) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。 (2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。 (3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。	第2 運用細則第2の7(2)関係事項 「同意」については、他の排水施設を経由して河川に排水を導き河川の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、河川管理者の同意を必要とする趣旨である。 第3 運用細則第2の8(1)関係事項 「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施工前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて 〔平成14年3月29日付13林整治第2396号〕	開発行為の許可基準の運用について(「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」別記)	開発行為の許可基準の運用細則について 〔平成14年5月8日付14林整治第25号〕	開発行為の許可基準の運用細則の適用について〔平成14年5月8日付14林整治第82号〕
イ 「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること」(法第10条の2第2項第1号の2) これは、開発行為をする森林の植生、地質及び土壌の状態並びに流域の地形、流域の土地利用の実態、流域の河川の状況、流域の過去の雨量、流域における過去の水害の発生状況等から水害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。 ウ 「当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」(法第10条の2第2項第2号) これは、開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林へ水利用を依存する程度等から水源かん養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源のかん養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障	第3 法第10条の2第2項第1号の2関係事項 開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられていることが明らかであること。 第4 法第10条の2第2項第2号関係事項 1 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。 2 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。	第3 運用基準第3関係事項 運用基準第3の洪水調節池等の設置は次の技術的細則によるものであること。 1 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。 なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第2の8の(1)によるものであること。 2 余水吐の能力は、第2の8の(2)によるものであること。 3 洪水調節の方式は、第2の8の(3)によるものであること。 第4 運用基準第4関係事項 運用基準第4の1により導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。	第4 運用細則第3の1関係事項 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。 なお、当該地点の選定に当たっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものでなければならない。

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて [平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整 治第 2396 号]	開発行為の許可基準の運用について (「開発行為の許可制に関する事務の 取扱いについて」別記)	開発行為の許可基準の運用細則 について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 25 号]	開発行為の許可基準の 運用細則の適用につい て [平成 14 年 5 月 8 日 付 14 林整治第 82 号]
を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。 エ 「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」(法第 10 条の 2 第 3 項第 3 号) これは、開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、様態等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断する趣旨である。 (2) 法第 10 条の 2 第 2 項の許可基準の配慮規定として同条第 3 項において「前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない」旨規定されている。 これは、開発行為を許可基準に照らして審査する場合、災害の防止、水源のかん養及び環境の保全のそれぞれの公益的機能からみて行うことになっているが、これら森林の現に有する公益的機能を判断するに当たっては、これらの機能は、森林として利用されてきたことにより確保されてきたものであって、森林資源の整備充実を通じてより高度に発揮されることになることに留意すべきであるという趣旨である。 2 開発行為の許可基準の運用について 開発行為の許可基準の運用については、別記「開発行為の許可基準の運用について」に準じて行うことが望ましい。	第5 法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号 関係事項 1 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。 2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。 3 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。	第5 運用基準第 5 関係事項 1 運用基準第 5 の 1 関係事項 運用基準第 5 の 1 は、次によるものであること。 (1)「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むをえず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。 この場合において、残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合は、表 4 の事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合によるものとする。 また、残置し、若しくは造成する森林又は緑地は、表 4 の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。 なお、表 4 に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表 4 に準じて適切に措置されていること。	運用細則第 5 の 1 (1) 関係事項 1 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その 2 割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあっては 20% を下回らないものでなければならないという趣旨である。

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて [平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整治第 2396 号]	開発行為の許可基準の運用について(「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」別記)	開発行為の許可基準の運用細則について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 25 号]	開発行為の許可基準の運用細則の適用について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 82 号]

表 4

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60%以上とする。	- 原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 1 区画の面積はおおむね 1,000 m²以上とし、建物敷等の面積はおおむね 30%以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60%以上とする。	- 原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 - 滑走コースの幅はおおむね 50m 以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100m 以上の残置森林を配置する。 - 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5ha 以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50% (残置森林率はおおむね 40%) 以上とする。	- 原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林 (残置森林は原則としておおむね 20m 以上) を配置する。 - ホール間に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林 (残置森林はおおむね 20m 以上) を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50% (残置森林率はおおむね 40%) 以上とする。	- 原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 - 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 - レジャー施設の開発行為に係る一箇所当たりの面積はおおむね 5ha 以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25%以上とする。	- 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20ha 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林を配置する。 - 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20%以上。(緑地を含む)	- 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20ha 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 - 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		- 原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 - 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

(注)

- 「残置森林率」とは、残置森林 (残置する森林) のうち若齢林 (15 年生以下の森林) を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 「森林率」とは残置森林及び造成森林 (植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。) の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

--	--	--

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて [平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整治第 2396 号]	開発行為の許可基準の運用について（「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」別記）	開発行為の許可基準の運用細則について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 25 号]	開発行為の許可基準の運用細則の適用について [平成 14 年 5 月 8 日付 14 林整治第 82 号]								
		(2) 造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高 1m 以上の高木性樹木を、表 5 を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあたっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。 表 5 <table><tr><th>樹 高</th><th>植栽本数（1ヘクタール当たり）</th></tr><tr><td>1メートル</td><td>2,000 本</td></tr><tr><td>2メートル</td><td>1,500 本</td></tr><tr><td>3メートル</td><td>1,000 本</td></tr></table>	樹 高	植栽本数（1ヘクタール当たり）	1メートル	2,000 本	2メートル	1,500 本	3メートル	1,000 本	
樹 高	植栽本数（1ヘクタール当たり）										
1メートル	2,000 本										
2メートル	1,500 本										
3メートル	1,000 本										
		2 運用基準第 5 の 2 関係事項 「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。 3 運用基準第 5 の 3 関係事項 運用基準第 5 の 3 の運用に当たっては、特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地（土捨て場を含む。）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査し指導すること。	2 住宅団地の造成に係る「緑地」には、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。 (1) 公園・緑地・広場 (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン (3) 緑地帯、緑道 (4) 法面緑地 (5) その他上記に類するもの 3 「表 4 に準じて適切に措置されていること」の運用として、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。								

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて〔平成14年3月29日付13林整治第2396号〕	開発行為の許可基準の運用について(「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」別記)	開発行為の許可基準の運用細則について〔平成14年5月8日付14林整治第25号〕	開発行為の許可基準の運用細則の適用について〔平成14年5月8日付14林整治第82号〕
3 許可の審査等 (1) 開発行為の許可を受けようとする者は、申請書に必要な図面及び書類を添えて、都道府県知事に提出することを要する（規則第4条）が、許可を受けた開発行為について計画変更を行う場合は、再度これと同様の手続きを経ることが必要である。 (2) 都道府県知事は、開発行為の許可の申請があった場合には、原則として現地調査を行うことにより当該開発行為が与える影響を適確に判断することが望ましい。 (3) 都道府県知事は、許可した開発行為が申請書及び添付書類の記載内容並びに許可に付した条件に従って行われているか否かにつき開発行為の施行中において必要に応じ調査を行うとともに、その開発行為の完了後において速やかに完了確認を行うことが望ましい。 第3 森林法第10条の2第4項及び第5項関係事項 第10条の2第1項の許可には、条件を付することができることとされた（法第10条の2第4項）が、その内容は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のもので、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものに限られる。（法第10条の2第5項）。条件として付する事項は具体的事案に即して判断されることとなるが、開発行為の施工中において防災等のため適切な措置をとること、当該開発行為を中止し又は廃止する場合に開発行為によって損なわれた森林の機能を回復するために必要な措置をとること、本制度の適正な施行を確保するために必要な事項を届け出ること等であり、許可に当たって具体的かつ明確に付することが望ましい。 第4 森林法第10条の2第6項関係事項 都道府県知事は、法第10条の2第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならないこととされたが、これは、開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすかの技術的、専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行うためである。 第5 森林法第10条の3関係事項 「森林の有する公益的機能を維持するため必要があると認めるとき」に監督処分を行うことができることとされたが、これは違反行為に起因して法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生を防止する趣旨であり、その必要性については、具体的事案に即して判断することが望ましい。 監督処分を行う必要があると認められる場合は、速やかに対処することが必要であり、また「復旧に必要な行為」とは原形に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものであり、復旧に必要な行為の命令に当たっては、命令の内容及び期間を具体的かつ明確に定めて行うことが望ましい。 なお、復旧に必要な行為の命令については、行政代執行法（昭和23年第43号）による代執行ができる。 第6 その他 1 本制度の運営に際しては、開発行為の施行に係る事業による土地利用が、地域における公的な各種土地利用計画に即した合理的なものである等地域の健全な発展に支障を及ぼすことのないものとなるように十分配慮することが望ましい。 2 開発行為の許可制の対象となる森林は、都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となる民有林（保安林を除く。）であり、その対象面積は広大なものとなる一方、審査の観点も災害の防止等地域社会にとって極めて重要な事項に関するものであることから、事務の執行体制を整備するとともに、地域住民等関係者に対し、本制度についての周知することが望ましい。			

林地開発許可制度の内容について御不明な点がございましたら、最寄りの地方振興事務所、同地域事務所若しくは林業振興部又は県庁自然保護課へお問い合わせください。

<地方機関>

宮城県大河原地方振興事務所 柴田郡大河原町字南 129-1	林業振興部森林管理班 合同庁舎代表 ☎0224-53-3252 (内線 431)
宮城県仙台地方振興事務所 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17	林業振興部森林管理班 合同庁舎代表 ☎022-275-9253 (内線 2532)
宮城県北部地方振興事務所 大崎市古川旭 4-1-1	林業振興部森林管理班 合同庁舎代表 ☎0229-91-0765 (内線 443)
宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所 栗原市築館藤木 5-1	林業振興部森林整備班 合同庁舎代表 ☎0228-22-2133 (内線 426)
宮城県東部地方振興事務所 石巻市あゆみ野 5 丁目 7 番地	林業振興部森林管理班 合同庁舎代表 ☎0225-95-1486 (内線 2441)
宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5	林業振興部森林整備班 合同庁舎代表 ☎0220-22-6125 (内線 434)
宮城県気仙沼地方振興事務所 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6	林業振興部森林整備班 合同庁舎代表 ☎0226-24-2536 (内線 237)
<本 庁> 宮城県環境生活部自然保護課 仙台市青葉区本町 3-8-1	自然保護課みどり保全班 ☎022-211-2676 (直 通)